

さいます。それはそれで独立性を損なうものではなかつた、こういうようく理解いたしておりましたけれども、その後、より競争環境の整備するに競争政策を強力に実施する、このことは、十三年六月の二十六日に閣議決定いたしました「今后の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」というものがござりますけれども、そういう中でも公正取引委員会の位置というものが議論をされたわけでございます。

そういうような意見も反映されまして、内閣府が規制改革の推進、消費者利益の確保等を担つているということなどにかんがみまして、公正取引委員会の位置づけについては、よりふさわしい体制にする、こういうような趣旨でもつて内閣府の外局に移行させる、こんなふうに考えたところでござります。

○土田委員 後段の答弁が抜けているんですが、平成十三年一月の省庁再編について、今どういった感想といいますか評価をされておりますか。

○福田国務大臣 ただいま私が述べましたとおりなのでありますけれども、当時、総務省において、それはそれで独立性は保たれる、こういうふうに判断しておつたわけであります。しかし、そういうことが、総務省にはいわゆる事業部局もあつたわけでございますので、外部から見ても、それは競争性を高めるための環境を整えるためには総務省から切り離した方がいいんじやないか、こういふ意見が多くございました。

そういう意見は、先ほど申しました閣議決定にあります意見などにも反映されているというふうに思いますが、そういう意見に基づいて、外から見ても、そしてまた実質的にも、内閣府に移管する方がより中立性を高め、そして競争環境の積極的な創造といったような趣旨にかなうではないか、こんなふうな考え方であります。

また、もう一つ申し上げれば、内閣府には消費行政、こういうものもございます。そうします

と、消費者のような方、また本来独禁法を扱う、
独禁法の中でも中小企業の保護とかそういうたよ
うな問題も監視をする、そういうような立場の公
正取引委員会が、これが内閣府にある方がよりふ
さわしい、こういう判断でございます。

○土田委員 濟みません、せつかく長官お見えで
したので、十三年一月の省庁再編全体についてお
尋ねしようかなという気持ちでいたんですが、も
う結構でござります。

ただ、今長官が答弁されましたように、内閣府
に置いた方がそういった効果が出てくるだらうと
いうふうにおっしゃるんですけど、実質的には組織
の変更は何もしないわけですね。ただただ移管す
るだけなんですが、その状態でもそういった効果
が出てくるというふうに考えられますか。

○福田国務大臣 これはもちろん、移管いたしま
す。移管いたしますが、これでよろしいかどうか
ということは、そういうふうには思っているわけ
じゃありません。より競争環境を創造するような
そういう状況をつくるためにも、また市場監視機
能とかそういうものを高めるという観点からも、
これは体制強化というのはどうしても必要なんだ
ろうというように思つております。その辺につい
ては、今後、課題として前向きに検討してまいり
たいと思っております。

○土田委員 公正取引委員会は、昭和二十二年の
創立以来、一貫して内閣総理大臣の所管のもとに
あつたわけです。そもそも、平成十三年一月にな
れ公正取引委員会が内閣総理大臣の所管の外局で
なくして総務省の外局にされなければならなかつた
のか。そこから間違いがあつたんじゃないかとい
う気がするんですが、その点はどうですか。

○竹島政府特別補佐人 平成十三年の中央省庁の
改革におきまして、従来総理大臣の所轄に属して
おつた公取が総務大臣の所轄にされた、その理由
いかんというお尋ねでございます。

私どもが承知しておりますのは、当時、改革の
ベースになりました中央省庁等改革基本法という
法律で大ぐくりなりいろいろなことについての考

え方が整理されているわけですが、その中で、新しくつくられる内閣府というのは、総理大臣以下内閣官房を補佐するということにより特化する、総合的な調整でありますとか重要な政策の企画立案というものに重心を置く。逆に言うと、実務的な仕事はまずはそれぞれ同じのある所管大臣に移す、それでそのなじみのある所管大臣、特に事業を所管しておられたり規制官庁と呼ばれている官庁に移すことがふさわしくないものについては、それは例えば公正取引委員会なんでございまが、それは総務大臣の所轄に移す、こういう内閣府のあり方というのについての基本的考え方から既存の行政機関の所属がえが整理された、その後で公正取引委員会は総務大臣の所轄というふうに整理されたというふうに受けとめております。

○土田委員　もう一点、そのときのことを聞きましたいんですけど、平成十三年一月に公正取引委員会が総務省の外局として位置づけられてから、総理府の外局であつたときと比べてどのようだ違いがあつたのか。もう一点は、公正取引委員会が総務省の外局であるがゆえに業務上の独立性、中立性への影響があつたのかどうか、あつたとすればどういった点があつたのかお尋ねしたいと思います。

○竹島政府特別補佐人　御存じのとおりでございますが、公正取引委員会というのは、いわば特殊な行政機関でございまして、独占禁止法に基づきまして、委員長及び委員から成る委員会は、大臣から職務命令を受けるということではなく、独立して行政権を行使するというふうに法律上保障されている、そういう特殊な立場にございます。そのために、総理府時代に総理大臣の所轄であつたものが総務大臣の所轄に移って、独禁法の運用上、特に独立性とか中立性とかいう意味で、簡単に申し上げますと仕事をする上で、何か特別の圧力とか影響とかを受けて仕事がしにくいくらいということは一切ございませんでした。

ただ、先ほど官房長官もお話をございましたよ

うに、私ども、その後この二年間、構造改革が強く言われる中で、やはり公正で自由な競争というのはどうしてもこれは必要だということで、これは我田引水になるかもしれないが、競争政策、それを具体的に執行しておる独禁法の執行である公正取引委員会の役割といいますか位置づけといふものが高まっているんではないかというふうに私ども、手前みそかもしませんが、思つております。

なお、私どもは、法律上独禁法に基づいて独立して行政権を行使するということが保障されていわゆるわけでございますが、その点は国の中でも説明をしてまいりました。ところが残念ながら、国内においても、またアメリカ、EUにおいても、公正取引委員会が総務大臣の所轄のもとにあるということは、法律上権限が独立して行使できるということが保障されておつても、据わりが悪いといふか、どうも狀然としないという御意見が寄せられました。

そういうことであれば、やはり、よりふさわしい場所、それは具体的には事業官庁からもいわば中立的、等距離といいますか距離を置いた場所、それは今、政府では内閣府しかないと思いますが、そこに移つて内外からのそういう御配慮をいただかないようにして、いたいたい方が私どもにとつては大変ありがたい、こういうふうに思つております。

○土田委員　近年、我が国の経済を活性化し、国際競争力を強化するためには、競争政策の積極的な推進が緊急の課題であるということだと思います。

しかし、現在の公正取引委員会の活動状況を見ますと、平成十三年度の総審査件数のうち、勧告等の法的措置をとるに至つたのは三十八件である、約三割であるということですね。また、申告件数も総数七百七十件のうちに、審査処理されたものは八十七件、約一割ちょっととなつております。告発も、平成十一年に二件が行われて以来実施されていないわけでございます。

競争政策の一層積極的な展開の必要を考えますと、現在の公正取引委員会の活動は残念ながら不十分と言わざるを得ない状況にあると思います。そこで、公正取引委員会としては、その活動の現状についてどういった認識をしておられるんでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 今委員がお話しくださったような処理件数、申告件数の実態があるわけでございますが、私ども、確かに、六百名程度の陣容でそれなりに工夫をして精いっぱいやらせていただいているつもりでございますけれども、現実はどうかと申しますと、やはり経済状況が厳しい、それから企業のグローバルな活動がふえてきていたる、国際カルテルというようなものも随分発生されるようなことになってきている。それから、国内においても圧倒的に入札談合が件数として多いわけございますが、こういったものにつきましても、ますます企業側、私どもにとって調査をする対象になる企業側の方も権利意識というのが高まってまいりまして、我々が勧告をしても、わかつたということではなくて、それでは審判手続に行きましょう、それでも不服である、裁判に行きますという件数がふえております。

そういう意味で、件数も、それから被審人側の対応もますます複雑高度化しているといふこともござりますので、我々は、それに対して、公正取引委員会の六百名程度の陣容でございますが、その質、量ともに、もっと強化していくということをがとうしても必要だらう。

それからもう一つは、今、公正取引委員会に与えられておる権限、俗に言うといいますか、いわゆる独占禁止法違反事件に対する措置体系として、我々は、課徴金とか排除勧告であるとか、重大、悪質なものについては刑事告発とかいうことをすることになつておりますが、これらが、いわゆる抑止力、独禁法違反行為を起こさせないための抑止力とか、そういう違反事件に対してきちんと

取り締まるという執行力、こういう意味で、必ずしも十分ではないんではないかということも言われております。

○土田委員 今、答弁の中にもございましたけれども、制度上の見直しの問題と規模の拡大という

ことでございますね。

まず、機能強化を図るには、やはり規模の拡大がどうしても必要であるというふうに考えるわけ

ですし、今、委員長もそのように答弁されましたけれども、どの程度の人員体制があればいいといふふうに考えておられますか。あるいは、その規

模を具体的に実現するためにはどういったふうに段階的にどうやって実現されていかれる見通しなのか。

○竹島政府特別補佐人 まず、公正取引委員会の体制から申し上げますと、やはり絶対的に定員が不足していると申し上げざるを得ない。ただ、政

府全体で行財政改革に取り組んでいることでございまして、増員というのは大変厳しいわけでございますが、その中で、いわば例外的に、公正取引委員会につきましては、従来から、特に十四年度、それから十五年度の予算、まだお認めいただいておりませんが、この兩年度には四十名の増員といふことを認めていただいているということでございまじて、ます定員の増を、厳しい中でもできるだけこれからもお願いをしたい。

ただ、では何名だつたらいいのかといふことに百名が六百四十名体制になるということでございまして、いつは、いろいろ腹案みたいなものもございまじて、これまでのところを認めていますが、六十名体制になるといふことを思つておられます。

○竹島政府特別補佐人 確かに、平均して九ヶ月強かかっているといふのは長い、もっと迅速にやるべきであるという御批判、私どもも謙虚に受け取めなきやならぬと思つております。

ただ、そのためには、どうしてもやはり人員になつてしまつますね。今、審査部門で三百十八名でございますが、六百名体制の中で約半分が審査部門といふことでござります。ただ、その審査につきましても、これは公正取引委員会は行政機関であります。したがつて、やつてることとはす

用というようなことも今、道が開けておりまして、弁護士でありますとか公認会計士でありますとか、それからかなりレベルの高いエコノミストというような者を、民間の方それから大学の方に来ていただくというようなことも含めまして、やはり外部からの優秀な人材を登用していくというよ

うなことをしていかなきやならない。

○土田委員 この二つで、質と量という問題については地道に対応させていただきたいというふうに思つております。

どちらも、現実の実務からそういうことを思つておりますので、その体制の質、量とともにパワーアップ、それから制度上の見直しという問題がどうもあるなというふうに思つておられるところでございます。

○土田委員 今、答弁の中にもございましたけれども、制度上の見直しの問題と規模の拡大という

ことでございますね。

まず、機能強化を図るには、やはり規模の拡大がどうしても必要であるというふうに考えるわけ

ですし、今、委員長もそのように答弁されましたけれども、どの程度の人員体制があればいいといふふうに考えておられますか。あるいは、その規

模を具体的に実現するためにはどういったふうに段階的にどうやって実現されていかれる見通しなのか。

○竹島政府特別補佐人 まず、公正取引委員会の体制から申し上げますと、やはり絶対的に定員が不足していると申し上げざるを得ない。ただ、政

府全体で行財政改革に取り組んでいることでございまして、増員というのは大変厳しいわけでございますが、その中で、いわば例外的に、公正取引委員会につきましては、従来から、特に十四年度、それから十五年度の予算、まだお認めいただいておりませんが、この兩年度には四十名の増員といふことを認めていただいているということでございまじて、ます定員の増を、厳しい中でもできるだけこれからもお願いをしたい。

ただ、では何名だつたらいいのかといふことに百名が六百四十名体制になるといふことを思つておられます。

ついで、いつは、いろいろ腹案みたいなものもございまじて、ます定員の増を、厳しい中でもできるだけこれからもお願いをしたい。

ただ、では何名だつたらいいのかといふことに百名が六百四十名体制になるといふことを思つておられます。

それから、やはり質の問題というものがございまして、これにつきましては、幸い、任期つきの採

用行政措置、手続なのでございますが、一般の行政官庁と違いまして、先ほど申し上げましたように、こちらが審査をして、勧告をする、法的措置を講ずる、または警告をする、しかしながら、不服がある場合には審判手続というものがあります。

アッ、それから制度上の見直しという問題がどうもあるなというふうに思つておられるところでございます。

○土田委員 今、答弁の中にもございましたけれども、制度上の見直しの問題と規模の拡大という

ことでございますね。

まず、機能強化を図るには、やはり規模の拡大がどうしても必要であるというふうに考えるわけ

ですし、今、委員長もそのように答弁されましたけれども、どの程度の人員体制があればいいといふふうに考えておられますか。あるいは、その規

模を具体的に実現するためにはどういったふうに段階的にどうやって実現されていかれる見通しなのか。

○竹島政府特別補佐人 まず、公正取引委員会の体制から申し上げますと、やはり絶対的に定員が不足していると申し上げざるを得ない。ただ、政

府全体で行財政改革に取り組んでいることでございまして、増員というのは大変厳しいわけでございますが、その中で、いわば例外的に、公正取引委員会につきましては、従来から、特に十四年度、それから十五年度の予算、まだお認めいただいておりませんが、この兩年度には四十名の増員といふことを認めていただいているということでございまじて、ます定員の増を、厳しい中でもできるだけこれからもお願いをしたい。

ただ、では何名だつたらいいのかといふことに百名が六百四十名体制になるといふことを思つておられます。

ついで、いつは、いろいろ腹案みたいなものもございまじて、ます定員の増を、厳しい中でもできるだけこれからもお願いをしたい。

ただ、では何名だつたらいいのかといふことに百名が六百四十名体制になるといふことを思つておられます。

ついで、いつは、いろいろ腹案みたいなものもございまじて、ます定員の増を、厳しい中でもできるだけこれからもお願いをしたい。

ただ、では何名だつたらいいのかといふことに百名が六百四十名体制になるといふことを思つておられます。

それから、やはり質の問題というものがございまして、これにつきましては、幸い、任期つきの採

あるというふうに考えるわけですが、現在の地方における業務体制及び今後の体制強化、これについてはどういうふうに考えておられますか。

○竹島政府特別補佐人　ただいま、公正取引委員会の地方組織というのは、五つの地方事務所と二つの支所を持っておりまして、十四年度の定員は、全体で百五十名、六百名のうち百五十名が地方にいるということです。おっしゃるとおり、大阪とかは四十名ぐらい、名古屋三十名ぐらいおられます、それ以外は二十名弱というようなことで、弱小な体制でしか現実はなっておりません。

そういう中で、私ども、実際やっていますのは、大きな事件といいますか、地方だけでは賄い切れないので、対応し切れないので、実際やっていますのは、タイアップしまして、本局の指導のもとに事件を処理しております。

それから、公正取引委員会は、独禁法以外に景表法とか下請法という法律を所管しておるわけでございますが、景表法は、今度の、今の国会にお願いしておりますが、改正をして、都道府県知事さんにもっと仕事をしていくたくような改正を、今、この国会で法律もお願いしておるわけです。そういうことで、地方とも相まって、なるべく、貴重な定員でござりますから、地方にも必要な配置はしていかないなりませんけれども、やはり本局といふものを持ちとパワーアップするのが第一だらう。それで、必要なところには、地方にも必要最小限のものは増員していく。こういうことで、これからも努力させていただきたいと思っております。

○土田委員　人員が極度に不足しているという話を伺いましたし、当然そうだと思いますし、大事であろう。あるいは職員に対する研修も強化することも大事であろう。あるいはさつきおっしゃった、この点を聞きたいんですけど、民間等の活用、専門的な知識を持っている人、経験を持っている人を活用するということも今おっしゃっていますけれども、これについて、民間活用については、具体的

的な何かお考えなり準備があるのでございましょうか。

○伊東政府参考人　御指摘のように、審査能力の向上のためには、外部の専門家の活用が必要と認識しております。このため、公正取引委員会は、任期付採用制度等もできましたので、それを活用いたしまして、現在弁護士を審査部門に採用しておるところでございます。

引き続き、さらに弁護士を採用する、あるいは公認会計士等を採用するということも予定しております。

○土田委員　もうちょっと具体的に答弁できませぬか。弁護士や公認会計士を活用することを考えているではなくて、大体何人ぐらい、あるいは将来的にはどういうふうなことを考えているのか、もうちよつと具体的に答えてください。

○伊東政府参考人　現在、弁護士は二名任期つきで採用をしておるところでございましたが、四月一日付でさらに一名を採用することとしております。さらに、公認会計士も四月から採用することにしておるところでございます。さらに、七月一日の採用に向けても今選定作業を行つておるところでございます。

○土田委員　その程度の人数では、別に、外部的な活用をしている、形だけしているということにすぎないような気がしますね。委員長が前回おつしやったように、大いに民間活力を利用していかないんだという答弁にはならないと思いますよ。

次に、独占禁止法についてお尋ねします。昭和五十二年に制定されて、二十年以上たつているわけでございますが、今回の不況のように、経済社会情勢の変化に応じて見直しが必要じやないかという気がいたします。

現在の我が国の独禁法は、諸外国と比べても不

十分じゃないかという指摘がされております。独禁法の執行力を強化し、違反行為の抑止力を高めることは非常に急がれる問題であるというふうに思っているんですが、独占禁止法の抜本的な見直しについて、現在検討中であるというふうに聞いておりますが、どのように考えておられるのか、どういふうに検討されておられるんでしょうか。

○竹島政府特別補佐人　御指摘のとおり、我が国の独占禁止法、これは、違反事件に対する抑止力、執行力においてまだ不十分であるということを各方面からそういう御指摘もいただいていますし、政府内部でも、規制改革の計画でありますとかその他のところで、やはり見直すべきではないのかということが決められております。

私も、去年の夏に就任させていただいて以来、まだ半年ちょっとではござりますけれども、ちょうどその他のところで、やはり見直すべきではないのかということが決まりました。アーノルド、ヨーロッパというのは、必ずしも独禁法については先進国で勉強して驚きましたことは、アメリカは、これは独禁法の先進国といえば先進国。しかし、ヨーロッパというのは、必ずしも独禁法についても先進国じゃない。日本は、昭和二十二年ですから五十五年以上の非常に古い歴史を持っているということなんですが、ヨーロッパはそこへ来るとまだ十年かそこらしかないわけですね。それぞれ個別の国にはあつたわけですが、EUの市場統合とともに競争政策というののが非常に、統一市場を維持していくという要請があつての話だとは思いますけれども、この十年、特にこの二、三年、イギリスでもEU本体でも大変な見直しが行われて、いわばパワーアップが図られているわけでございます。

お隣の韓国もそうなんだとございますが、韓国も日本の独禁法をモデルに独禁法体系を持ち込まれたというふうに思つておりますが、韓国においても同じでございまして、この十数年大変な改革をしておられる。

そういうことを見ました場合に、やはり日本においても、毎年のように改正はされておりま

すけれども、確かに、昭和二十二年に基本的な独禁法ができて以来、大きな改革というのは昭和五十二年の課徴金の導入ということでございまし

て、いわゆる抜本的な見直しというのが今まで行われていない。これだけ経済がグローバル化して、日本の企業も参加しているというようなことで、欧米ではそういうことがきちっと発展をされている、なかなか日本で思うようにいかないというよ

うなことを見るにつけ、やはりもう一回、もう一回というか、おくれせながらと申し上げるとおしゃかりを受けますが、この際、きちんとその見直しをすべきである。

具体的には、課徴金が今のような適用範囲でいるのか、今のような大企業、製造業6%というようないふなことでいいのか。それから、ほかの国ではもう既に導入されているいわゆる制裁減免措置、日本でいえば課徴金の減免措置というようなものは、非常に有効に働いているということにほかの国ではなっておるわけでございますが、こういつたものをどう考えるか。

それから、今の公取には犯則調査権というものがありません、任意調査でございます。ただ、それに妨害されると罰則つきでございますから、半強制的な権限は持つておりますが、まずはその犯則調査権限は持っていない。こういうものを持つべきではないのか。

こういったテーマにつきまして、昨年の十月でございますが独占禁止法の研究会を立ち上げまして、そのもとで、学者、専門家に入つていただきまして、ことしの秋ぐらいに、そういう論点をきちんと詰めて、できれば検討すべき改革の方向というものを示したような取りまとめをしていただきたい。それを受けて、これは大変、経済界はもちろんでござりますが、各界に関係がありますから、きちんと議論をしていただいて、それで具体的な制度の改正ということに結びつけていきたく、こういうふうに思つております。

○土田委員　以上で終わります。

○村田委員長　塩川鉄也君。

○塩川(鉄)委員　日本共産党の塩川鉄也です。最初に、何問か福田官房長官にお尋ねいたします。

今回、公正取引委員会が総務省から内閣府に移る、その理由は何か、その点をまずお尋ねします。

○福田国務大臣 公正取引委員会を内閣府に移行させる、外局でございますけれども、その理由は、これは十三年、二年前の中央省庁等改革におきまして、総務省の外局、こうしたことになつたのであります。その後、我が国の経済構造改革を推進し、公正かつ自由な経済社会を構築するということが政府の基本方針となりまして、規制改革と一体のものとして競争政策を積極的に展開し、強力に実施する、こういうこととなつておるわけでございます。

そういうように、競争政策の重要性が増して、一体のものとして競争政策を積極的に展開し、強力に実施する、こういうこととなつておるわけでございます。

そういうように、競争政策の重要性が増して、一体のものとして競争政策を積極的に展開し、強力に実施する、こういうこととなつておるわけでございます。

○塙川(鉄)委員 内閣府に移行する理由の一つとして、消費者利益の確保等を担つておるからといふ話がありましたけれども、内閣府に移ることにかんがみまして、公正取引委員会の位置づけについて、よりふさわしい体制とする、そういうために、内閣府の外局に移行させるということにいたした次第でございます。

○塙川(鉄)委員 我が国の消費者行政につきましては、内閣府の国民生活局が幅広い観点から、一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画それから立案並びに推進に関しまります。

一方、公正取引委員会の方は、競争政策の観点から、独占禁止法及び景品表示法の運用を通じまして業種横断的に消費者政策を推進しておる、こういうことでございまして、これまでも消

費者保護会議への参加などを通じまして消費者政策との連携を図つてきている、こういうことでござります。

そういう意味におきまして、消費者行政を、公正取引委員会もこのように役割を担つてきましたといふことで、内閣府の消費者行政、これが同じ立場で、もつて運営されいくことは、これは消費者行政の強化というものにつながる、こういう連携をしていくというのは当然のことであるわけ

で、積極的に内閣府に移行することによって消費者支援機能が強化するという、その辺の実感といいますか、具体的な施策というのは本当にありますのか、その点、もう一度お聞きしたいんですけども。

○福田国務大臣 今私、申し上げましたようなことでござりますけれども、公正取引委員会の内閣府への移行によりまして、これまで以上に消費者行政の推進に内閣一体となつて取り組んでまいりますが、この背景は、もう申し上げるまでもなく、今の不良債権、貸し手と借り手、

確かに、これまで国省庁はそれ所管する業界ごとに縦割りで、言つてみれば供給者側に目を向けておる、こういうようなところもあつたの

ところが、このことによって、それがあるん

でこの消費者支援機能の強化というのが具体的にどういう前進があるのか、その点をお聞きしたい

と思います。

○塙川(鉄)委員 我が国の消費者行政につきましては、内閣府の国民生活局が幅広い観点から、一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画それから立案並びに推進に関しまります。

内閣府に消費者行政と横ぐしを入れて、そ

して目を光らせる、そういう部門が集まることで

もつてこれからいろいろ新しい取り組みができる

のではなかろうかというようにも考えておりま

すので、そういう新しい発想を取り入れながら、

消費者行政というものを本当に消費者の立場に

なつたものに変えていくということをしてまいり

たいと思っておるところでござります。

○塙川(鉄)委員 その点では、内閣府といつても、

器が大きいだけでみんな縦割りでぶら下がつてゐるような、そういう実感というのを直に思つうわけですねけれども、今お話しのように横ぐしを入れて、消費者サードの立場ということで具体的に施策を進めるという、その横ぐしを入れるという話について、今現在、何か具体的に検討しているものとかというのはおありなんでしょうか。

○福田国務大臣 この法案が通りまして、移管をさせていただくということによつて、そういうことが実現できるわけでござりますので、これからいろいろなことを考えてまいりたいというよう思つております。

○塙川(鉄)委員 消費者支援機能の強化自身は、大いに、公正取引委員会の役割としても、政府の方向としても、当然のことながら努力されていてもらいたい方向ですけれども、同時に、この間の議論、公取委の組織の位置づけの問題については、やはり電気通信事業などを所管する事業官庁の総務省のもとに公取委があるというのが独立性を阻害する、独立性を阻害するおそれがあるんじゃないいか、だから内閣府に移すんだという指摘というのがあるんですねけれども、そういうことも今回の移管の理由として挙げられているんじやないでしようか。

○福田国務大臣 先ほど来申し上げているんですけれども、従来も、それは独立部局としての立場というのがあるんですねけれども、そういうことも今回の移管の理由として挙げられているんじやないでしようか。

○塙川(鉄)委員 してそれを行政に反映させておるということが改革の大きな柱の一つになつておるわけでございま

すことを、今次々と考え方を変えておる、そういうことを、今次々と考え方を変えておる、それは当然のことですけれども、それは急を要する、こういうのが政府の理解しているわけでございますが、その中で、恐らく予想されるものとして多いのは、商品の差別化ということではなくて、似たような商品を扱つておる者たが、いわば債務者の再編合理化というよ

うなことで今のこの厳しい中を乗り切つていただきたい、そういうような企業結合案件が多いのではないかというふうに予想されるわけです。

それは技術的な問題かもしませんが、何よりもこれについて特別急ぐというのは、国政上大変大事な問題とされている産業再生、それにつながる企業結合、再構築計画等々の作業がスムーズにいくように、そのときに公正取引委員会の審査時間がかかりますと全体の動きの足を引つ張ることになりますので、そういうことのないようになります。

ただこれは、事前相談を受けた場合に、これは

大丈夫ですよ、いや、この案件であれば詳細審査が必要ですよということを原則一ヶ月でもつて交渉整理をするということになつておるわけです

○塙川(鉄)委員 経緯からいつても、アメリカからの強い要望があつたといふこともお聞きしています。私、実質的にその独立というのが担保されると、外見上は見えないけれども、その点で竹島委員長に統けてお聞きしたいと思つております。

その点で、産業再生法に基づく計画申請予定案件に関する企業結合審査の迅速化の問題についてお尋ねしたいと思います。

産業再生法の認定予定のものについては事前相談の期間を短縮する、そういう方向が出されたわけですねけれども、なぜその事前相談の期間を短縮されるのかお聞きします。

○竹島政府特別補佐人 産業再生の法律がこの国会にかかるつているわけでござりますが、重要な法案として提案されているという背景は、もう申し上げるまでもなく、今の不良債権、貸し手と借り手、

両方の問題がある。借り手の方の再生も大変大事である、それは急を要する、こういうのが政府の問題意識で、そのような法律が提案されていると理解しているわけでございますが、その中で、恐らく予想されるものとして多いのは、商品の差別化ということではなくて、似たような商品を扱つておる者が、いわば債務者の再編合理化といふ

うなことで今のこの厳しい中を乗り切つていただきたい、そういうような企業結合案件が多いのではないかというふうに予想されるわけです。

それは技術的な問題かもしませんが、何よりもこれについて特別急ぐというのは、国政上大変大事な問題とされている産業再生、それにつながる企業結合、再構築計画等々の作業がスムーズにいくように、そのときに公正取引委員会の審査時間がかかりますと全体の動きの足を引つ張ることになりますので、そういうことのないようになります。

ただこれは、事前相談を受けた場合に、これは

大丈夫ですよ、いや、この案件であれば詳細審査が必要ですよということを原則一ヶ月でもつて交渉整理をするということになつておるわけです

が、それを十五日にしますということにしておりますが、これは時間を短縮するからといって、何といいますか、目こぼしをするといいますか、粗い目で、いいよいよということをするというつもりは毛頭ございません。

したがって、今回、産業再生に係るガイドラインにおきましても、きちんととした客観的な指標を示して、こういう案件であれば十五日ですよいことにさせていただいているわけございまして、企業の方々から、予見可能性がよりわかるようについても言われておりますので、簡明で予見可能性も入れたような形で迅速に処理する、そういうスキームにさせていただきたいということをございます。

○塙川(鉄)委員 産業再生は急を要する、だから迅速な対応が必要なんですが、なぜ産業再生のためには迅速な対応が必要なんでしょうか、公正取引委員会の立場で。

○竹島政府特別補佐人 一般的の企業結合案件につきましても、これは当然のことながら、最大限努力する。しかしながら、現状は、三十日以内に詳細審査かどうかを検討する。詳細審査になつたものについては、その資料が出てから九十日以内に答えを出すということを私も公表して、それでやつてゐるわけでございますが、残念ながら、マンパワーの問題もございます、正直申し上げまして。したがって、一般案件につきましても努力はいたしますけれども、やはり今、直近の緊急案件といえども、産業再生にかかる企業結合案件であらう、それについては先ほど申し上げたようなことで特別のガイドラインを示させていただいた。

ういうことでおさまっているはずでござります。
○塙川(鉄委員)では、長過ぎるという話について
て公取としての調査も検討もしていらないということ
とじやないですか。実態について調査もされてい
ないというお話を、今聞いて改めて思いました。

アメリカなどはそうでしょうけれども、要は、法定の手続に入つてからが当然実質的な審査になるわけですね。日本の場合は逆に、法定届け出以後はどちらかというと形式的で、事前相談に重きがあるということが現状だと思うんですね。実質

だけの日数かかるかという調査を行つた産業研究所のリポートでも、ほとんどの企業が行つてゐる事前相談の内容は、「欧米の事前の非公式な折衝のように届出書類に不備はないか、あるいは、届出書類提出のタイミングを確認してもらう」という出発点から、(見込み)申請書類を提出する。

ているわけですね。

産業研究所というところが行つた調査研究で、も、三十日までが五五%，三十一日から九十二日が一九%とか、百二十一日から百五十日ぐらいかかるのが五%，百五十一日以上というのが一二%と、企業側から見ての、企業からのアンケートで集計した数字ですけれども、こういうことを公取として検証するということもなしにガイドラインだけつくつて短縮しますというのは、公取としての独立性といいますか、本来の機能を發揮する上でのまともな検討がされているのかと率直に思ひます。

的な審査を行う事前相談の日数を短くするというのではなく、本当に適切なかなというのを率直に思うわけです。

経済産業省の経済産業政策局長の私の懇談会であります競争政策研究会、「ここがまとめました中間報告では、「企業結合案件については、この事前相談において、実質的に公正取引委員会による審査が行われている」とあります。それだけ重い審査をやっているわけです。それを資料請求の部分だから云々ということで短縮でいいんだろうか、本当に審査の適確性とか公正性というのがが

レヘルではなく、大規模な企業結合案件であれば、公取委から追加資料を数回に渡り要求されるなど、独禁法上問題となるかどうかの判断を伴つており、実質的には審査制度として機能している」と指摘をしています。つまり、資料のやりとりを何回もするわけですよ。

大体、事前相談をやるというのは、全体の千三百件のうちの百三十件ぐらいでしよう。その百三十件というのは、複雑で大規模で、社会的にも影響があるからこそ事前相談をやってるわけで、資料のやりとりをすることについて言つても、三

はい、わかりましたと公取として専前相談のEVAの数の調査もまともにやらない、そついた検討もなしに、産業界からとそれを踏まえた経済産業省から要望があれば、はい、わかりましたと言うのでは、眞の公取としての独立性、自立性が問われるんじゃないですか。

○竹島政府特別補佐人 そういう御懸念のないよ
うに、御批判をいただかないように、きちんとや
らせていただきたいと思ってます。

これは当然のことながら、行政官庁としてでき
るだけ早くよい行政をやるというの、これは父
親の仕事であります。

こういつた事前相談の期間を短縮するといふとですけれども、これは諸外国に比べて長いものなんでしょうか。

保できるんだろうか。担保できなんじやないかと率直に思うんですけども、委員長、いかがでしようか。

公取委から追加資料を数回に渡り要求されると、独禁法上問題となるかどうかの判断を伴つており、実質的には審査制度として機能している」と指摘をしています。つまり、資料のやりとりを何回もするわけですよ。

大体、事前相談をやるというのは、全体の千三百件のうちの百三十件ぐらいでしょう。その百三十件というのは、複雑で大規模で、社会的にも影響があるからこそ事前相談をやっているわけですが、資料のやりとりをすることについて言つても、三十日を十五日にしますよ、産業再生法についてはオーケーですよということでは、ちょっと公取をしての立場というものが問われるんじゃないかな。率直に言つて、人も少ない中で、結果として手抜きになるようだな、そういうことにつながりはしない

はい、わかりましたと公取として専前相談の上、数の調査もまとまらない、そういつた検討もなしに、産業界からとそれを踏まえた経済産業省から要望があれば、はい、わかりましたと言うのでは、真の公取としての独立性、自立性が問われるんじゃないですか。

○竹島政府特別補佐人 そういう御懸念のないよう、御批判をいただかないと、きちんとやらせていただきたいと思っています。

これは当然のことながら、行政官庁としてだけ早くよい行政をやるというのは、これは公正取といえども例外ではないわけなので、企業が企業結合を急ぐ、それが一年もかかるのでは状況も変わってしまうという中で、やはりそれに精いっぱいこたえていくというのは公正取引委員会として当然の責務だと思います。

がつて、結局、案件が承認されたり否認されたりするまでにどのぐらいの時間がかかっているかと、いうことになるわけでございましょうが、日本が早い方だとは思っておりません。

そのたゞこも、やはり本則の広充と企業則の充

た問題ありますということを伝える期限でございまして、問題ある場合については、十五日で答えるが出来るわけじやございません。

これは当然 詳細審査というプロセスに入つて、十分に検討した上、答えが出るわけでございまして、

公取委から追加資料を数回に渡り要求されたり、独禁法上問題となるかどうかの判断を伴つており、実質的には審査制度として機能している。つまり、資料のやりとりを何回もするわけですよ。

大体、事前相談をやるというのは、全体の千三百件のうちの百三十件ぐらいでしょう。その百三十件というのは、複雑で大規模で、社会的にも影響があるからこそ事前相談をやっているわけで、資料のやりとりをすることについて言つても、三十日を十五日にしますよ、産業再生法についてはオーケーですよということでは、ちょっと公取としての立場というのが問われるんじやないか。率直に言つて、人も少ない中で、結果として手抜きにならざるを得ない、そういうことにならざる得ないかという危惧を率直に思うわけです。

そういう点で、そもそも、この企業結合審査の迅速化をやつてもらいたいという要求そのものは、公取から出たわけじゃないわけですから、どこから出でたものなんでしょうか、迅速化して

○竹島政府特別補佐人　そういう御懸念のないよう、御批判をいたしかねないように、きちんとやらせていただきたいと思っております。

これは当然のことながら、行政官庁としてできるだけ早くよい行政をやるというのは、これは公取といえども例外ではないわけなので、企業が企業結合を急ぐ、それが一年もかかるのでは状況も変わってしまうという中で、やはりそれに精いつぱいこたえていくというのは公正取引委員会とて当然の責務だと思います。

そのためには条件がもちろんありますて、こちらの方の処理体制というものの拡充ということも必要でございますが、やはり、厳しい中でも努力をし、その中で答えが出てくるわけでございますから、それを公表しますから、どうしてこういう数の調査もまとまらない、そういうた検討もなしに、産業界からとそれを踏まえた経済産業省から希望があれば、はい、わかりましたと言うのでは、眞の公取としての独立性、自立性が問われるんじゃないですか。

力、そのためには私どもも、どういう判断基準でやっているのか、何を用意してくればいいのかというようなことについて、今回も少しきめ細かにすることにいたしましたけれども、そういうことについてお聞きになって、うなづかれて

て、たくさんの案件ござりますけれども、詳細な検査というのは、当然のことながら数は少ないわけですがございます。圧倒的に多数のものは問題ないといふことが多いわけでございまして、問題ないもの一つもござらぬことはございません。そして、

公取委から追加資料を数回に渡り要求されるなど、独禁法上問題となるかどうかの判断を伴つており、実質的には審査制度として機能している」と指摘をしています。つまり、資料のやりとりを何回もするわけですよ。

大体、事前相談をするというのは、全体の百三十件のうちの百三十件ぐらいでしょう。その百三十件というのは、複雑で大規模で、社会的にも影響があるからこそ事前相談をやっているわけですが、資料のやりとりをすることについて言つても、三十日を十五日にしますよ、産業再生法についてはオーネーですよということでは、ちょっと公取としての立場というのが問われるんじゃないかな。率直に言つて、人も少ない中で、結果として手抜きになるような、そういうことにながりはしないかという危惧を率直に思うわけです。

そういう点で、そもそも、この企業結合審査の迅速化をやつてもらいたいという要求そのものは、公取から出たわけじゃないわけですから、どこから出てきたものなんでしょうか、迅速化してくれという要求というのは。

○竹島政府特別補佐人 これは、かねがね経済界からもございますし、今度の法律、産業再生法の法律立案をめぐって、経済産業省からもそういうふうなござります。

○竹島政府特別補佐人 そういう御懸念のないよう、御批判をいたしかねないように、きちんとやらせていただきたいと思つています。

これは当然のことながら、行政官庁としてできるだけ早くよい行政をやるというのは、これは公正取引委員会としても例外ではないわけなので、企業が企業結合を急ぐ、それが一年もかかるのでは状況も変わってしまうという中で、やはりそれに精いっぱいこたえていくというのは公正取引委員会として当然の責務だと思います。

そのためには条件がもちろんありますて、こちらの方の処理体制といふものの拡充ということも必要でございますが、やはり、厳しい中でも努力をし、その中で答えが出てくるわけでございますから、それを公表しますから、どうしてこういうものが認められたんだというような御批判について十分にこたえられるように、短くしてもきちんととした審査は維持していくことでさせていただきます。

いたことを十分に周知してお互いのかもとを力的に作業できるようにならぬか資料が出てこない、そのためにおくれるとか、見解が違つてなかなか問題解消措置が出てこないとかいうことで時間がかかるというケースが、今御指摘の長くなつてはいるものにつけては見られるんだから

のを引く 引ると しごとをしません われを
と明確なガイドラインを示しまして、計数も示
て、そういうものに合ったものについては、十
五日でいいものはいいと早く言つてあげます、こ
ういうことを考へて いるわけでござります。
詳細検査につけても、諸にして、何か粗雑な検

公取委から追加資料を数回に渡り要求されるなど、独禁法上問題となるかどうかの判断を伴つており、実質的には審査制度として機能している」と指摘をしています。つまり、資料のやりとりを何回もするわけですよ。

大体、事前相談をやるというのは、全体の千三百件のうちの百三十件ぐらいでしょう。その百三十件というのは、複雑で大規模で、社会的にも影響があるからこそ事前相談をやっているわけで、資料のやりとりをすることについて言つても、三十日を十五日にしますよ、産業再生法についてはオーネーですよということでは、ちょっと公取としての立場というのが問われるんじやないか。率直に言つて、人も少ない中で、結果として手抜きになるような、そういうことにつながりはしないかという危惧を率直に思うわけです。

そういう点で、そもそも、この企業結合審査の迅速化をやつてもいいたいという要求そのものは、公取から出たわけじゃないわけですから、どこから出でたものなんでしょうか、迅速化してくれという要求というのは。

○竹島政府特別補佐人 これは、かねがね経済界からもございますし、今度の法律、産業再生法の法律立案をめぐつて、経済産業省からもそういう要請をいただいているところでございます。

○塩川(鉄)委員 経済界からの希望があつたといふうにお話がありましたがけれども、実際、改正産業再生法案の、これをつくるベースとなつた先ほども紹介した産構審の新成長政策部会の中間取りまとめでは、「独占禁止政策の透明かつ迅速

○竹島政府特別補佐人 そういう御懸念のないよう、御批判をいたしかねないように、きちんとやらせていただきたいと思つています。

これは当然のことながら、行政官庁としてできるだけ早くよい行政をやるというのは、これは公正取引といえども例外ではないわけなので、企業が企業結合を急ぐ、それが一年もかかるのでは状況も変わってしまうという中で、やはりそれに精つぱいこたえていくというのは公正取引委員会として当然の責務だと思います。

そのためには条件がもちろんありますて、こちらの方の処理体制というものの拡充ということも必要でございますが、やはり、厳しい中でも努力をし、その中で答えが出てくるわけでござりますから、それを公表しますから、どうしてこういうものが認められたんだというような御批判について十分にこたえられるように、短くしてもきちんとした審査は維持していくことでさせていただきたいと思います。

○塩川（鉄）委員 最後に、官房長官にお聞きします。

今の点ですけれども、企業結合について研究している産業研究所のリポートの中でもこういうふうに言っています。結論部分で、産業再生法の認定に当たり、「主幹官庁と公取委の間で協議が行なわれた」とあります。

から要望があれば、はい、わかりましたと言つの数の調査もまとまらない、そういつた検討もなしに、産業界からとそれを踏まえた経済産業省では、眞の公取としての独立性、自立性が問われるんじゃないですか。

○塩川(鉄)委員 他国には事前相談はないといふことで、逆にいくと日本の場合は、実質的な審査だと思います。

○塩川(鉄)委員 先ほどの実際に事前相談にどれ
かじや毛頭ございません。

レヘルではなく、大規模な企業結合案件であれば、公取委から追加資料を数回に渡り要求されるなど、独占法上問題となるかどうかの判断を伴つており、実質的には審査制度として機能している。と指摘をしています。つまり、資料のやりとりを何回もするわけですよ。

大体、事前相談をやるというのは、全体の千三百件のうちの百三十件ぐらいでしょう。その百三十件というのは、複雑で大規模で、社会的にも影響があるからこそ事前相談をやっているわけで、資料のやりとりをすることについて言つても、三十日を十五日にしますよ、産業再生法についてはオーネーですよということでは、ちょっと公取としての立場というのが問われるんじやないか。率直に言つて、人も少ない中で、結果として手抜きにならぬよう、そういうことにつながりはないかという危惧を率直に思うわけです。

そういう点で、そもそも、この企業結合審査の迅速化をやつてもらいたいという要求そのものは、公取から出たわけじやないわけですから、どこから出でたものなんでしょうか、迅速化してくれという要求というのは。

○竹島政府特別補佐人 これは、かねがね経済界からもござりますし、今度の法律、産業再生法の法律立案をめぐって、経済産業省からもそういう要請をいただいているということでござります。

○塩川（鉄）委員 経済界からの要望があつたといふうにお話がありましたけれども、実際、改正産業再生法案の、これをつくるベースとなつたな運用」という項目で、産業界においては、事前相談が長期間にわたる場合が多いとの批判がある、だから迅速な審査体制を整備すべきだとし

はい、わざいましたと公取として専門相談の会議で数の調査もまともにやらない、そういういた検討もなしに、産業界からとそれを踏まえた経済産業省から要望があれば、はい、わかりましたと言うのでは、真の公取としての独立性、自立性が問われるんじゃないですか。

○竹島政府特別補佐人 そういう御懸念のないよううに、御批判をいたたかないと、きちんとやらせていただきたいと思つてあります。

これは当然のことながら、行政官庁としてできるだけ早くよい行政をやるというのは、これは公取といえども例外ではないわけなので、企業が企業結合を急ぐ、それが一年もかかるのでは状況も変わってしまうという中で、やはりそれに精いっぱいこたえていくというのは公正取引委員会として当然の責務だと思います。

そのためには条件がもちろんありまして、こちらの方の処理体制といふものの拡充ということも必要でございますが、やはり、厳しい中でも努力をし、その中で答えが出てくるわけでございますから、それを公表しますから、どうしてこういうものが認められたんだというような御批判について十分にこたえられるように、短くしてもきちんととした審査は維持していくことでさせていただきたいと思います。

○塩川(鉄)委員 最後に、官房長官にお聞きします。

今点ですけれども、企業結合について研究している産業研究所のリポートの中でもこういうふうに言っています。結論部分で、産業再生法の認定に当たり、「主幹官庁と公取委の間で協議が行われるにしても、競争政策とは異なる政策目標との関連性について公取委を関与させ、競争政策策を歪めることになる」という問題点も指摘され

る。」というふうに言つていいわけですね。

公取としての競争政策に対し、横から産業再生という政策目標を突っ込んでくるような形で事前相談の期間を短縮するというやり方というのは、これはやはり公取としての独立性が阻害されているような状況になるんじゃないか。こういうことについて、やはり公取に対してもそういう姿勢を改めさせると同時に、政府の姿勢もこの点で改めるということは必要じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 産業再生法において、主務大臣と公正取引委員会との間で意見の交換があり得るということになつておりますが、これは私ども、そのためには公正取引委員会の独立性、中立性が阻害されるとは全然思つておりません。私も、独占禁止法上問題があることについてはきちんと御意見を申し上げるつもりでございますし、そこはこれから的事の成り行きを見ていたいきたいというふうに思います。

○塙川(鉄)委員 官房長官、一言いながらでしょう。

○福田国務大臣 今のお話、お話を伺つたところです。

○塙川(鉄)委員 答えのとおりであります。

もちろん、公正取引委員会の立場というものは、これは損なわれることがない。そして、よりよい経済社会が達成できるような、そういうことでもつて双方が努力をするべきものだと思います。

○塙川(鉄)委員 終わります。

○村田委員長 田中慶秋君。

○田中(慶)委員 官房長官に質問させていただきます。民主党の田中慶秋です。

今回、公取が内閣府の外局に移行される、こうしたことあります。私どもは、かねてからこの問題等について、省庁再編のときに、経済産業省にすること自体が基本的におかしい、こういうことをかねがね主張してきたわけありますが、あれから二年たつて、今なぜこういう形になつたのか。当時、私たちは、あの全体の中ですぐ行うべきであるという、こんな主張を繰り返し申し上げてきたところであります。このことを含めて、ま

ず考え方を最初にお伺いしたいと思います。

○福田国務大臣 確かに、十三年一月の省庁再編以前は、総務省の外局として公正取引委員会があつたわけでございますけれども、その後、内閣としての方針、これを決定いたしたわけでございまして、その決定に基づいて、内閣府に移管をすますといふことについて、やはり公取に対してもそういう姿勢を改めさせると同時に、政府の姿勢もこの点で改めるということは必要じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

けれども、いかがでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 産業再生法において、主務大臣と公正取引委員会との間で意見の交換があり得るということになつておりますが、これは私ども、そのためには公正取引委員会の独立性、中立性が阻害されるとは全然思つておりません。私も、独占禁止法上問題があることについてはきちんと御意見を申し上げるつもりでございますし、そこはこれから的事の成り行きを見ていたいきたいというふうに思います。

○塙川(鉄)委員 官房長官、一言いながらでしょう。

○福田国務大臣 今のお話、お話を伺つたところです。

○塙川(鉄)委員 答えのとおりであります。

もちろん、公正取引委員会の立場というものは、これは損なわれることがない。そして、よりよい経済社会が達成できるような、そういうことでもつて双方が努力をするべきものだと思います。

○塙川(鉄)委員 終わります。

○村田委員長 田中慶秋君。

○田中(慶)委員 官房長官に質問させていただきます。民主党の田中慶秋です。

今回、公取が内閣府の外局に移行される、こうしたことあります。私どもは、かねてからこの問題等について、省庁再編のときに、経済産業省において今回の移管をいたしたわけでございますが、そのことによって、よりふさわしい新しい体制というものを目指していくかなればいけないと思つております。

○田中(慶)委員 まず、そういう点で、一つは、今までこの二年余りで何かふぐあいがあつたかと

もう一つは、省庁再編で今回見直しをされたわ

けですけれども、こればかりじゃなく全体として、ほかの分野についてもやはり省庁再編の問題とし

て今回の公取のようないい問題がないかどうか、この

点についてお伺いしたいと思います。

○福田国務大臣 一昨年の省庁再編以来ふぐあいがあつたかどうかということについて言えば、そ

れはそれで立派な機能を果たしてきたわけでござ

います。

○塙川(鉄)委員 申し上げましたように、やはり、中から見ても、そして外から見ても、信頼に足る公正取引委員会というような形にするために、今回、移管をするということになつたわけであります。

ただ、先ほど来申し上げているんですけども、

消費者行政なども、これももとしつかりやつて

いかなきやしないということになりますれば、

公正取引委員会がやつています消費者行政部分、

それから内閣府は長らくやつております国民生活

局の消費者行政部門、これが一体化するというこ

とによって、より強力な消費者に目を向ける政策

が実行できるのではないか、こんなふうに考えておるところでございます。

○田中(慶)委員 ぜひ内閣府に移行することに

よつてその実効が上がるよう、内外から見てと

うことであります。しかし、国際環境という観点からもその

公正な競争政策というものがより求められている

というような状況の中において、これはやはり我

が国としてもそれに積極的に対応していく。そし

て、中からはもとより、外から見ても、公正なる

競争が行われているということを、これを証明す

るというか、見てもらつてもわかるような形にす

るということがまた求められているということに

おいて今回の移管をいたしたわけでございます

が、国としてもそれに積極的に対応していく。そし

て、中からはもとより、外から見ても、公正なる

が行くというようなことは往々にしてあるわけですがございまして、そういうところについては、公正取引委員会が運用する独占禁止法は公正かつ自由な競争を促進するものでございまして、中小企業に不利益を与える。そういうような不公正な行為に対してはこの法律が適切に運用されることが重要である。これは原則論でございます。

御指摘のリベートの問題、特にお酒の小売店に対するリベートというようなことについてお話をございましたけれども、このリベートはなかなか複雑でございまして、また、お酒だけではない、ほかの業界においても、それぞれの業界がリベートというものを持つておるというようなことでございまして、これを分析すると、切りがなくいろいろな形がある。単純な金銭のペイバックとかそういうことだけでないような、いろいろな形があるように聞いております。

リベートそのものについては、これは言つてみれば一つの商行為、取引条件でもあるんですね。ですから、それもすべてだめだということわけにはかないんだろうと思います。ところが、リベートを出して、また違う形のリベートを追加で出してみると、これは複雑な形になつて、また、その形もさまざま、金銭以外のことよりもリベートみたいな形でやるというような非常に複雑なことが実際に行われているということで、これが果たしてまともな商行為なのかどうかといったような議論も当然あるのではなかろうかと思います。

私たちもから申し上げれば、原則的に言えば、リベートは商行為だから、商取引に対してもうこう言えることは、これはないと思いませんけれども、しかし、その結果がさまざまに不透明な競争条件とか取引条件とか取引とかいうような形において正しさを失わせるようなことであれば、これはやはり公正取引委員会がきちんと制御しなければいけない、そういうこともあらうかと思います。

ですから、その点については、これは公正取引委員会が適切なる判断のもとに適切なる指導を行ふ、もしくはいろいろな措置をとる、こういうこ

とにならうかと思ひますので、これはまさに、消費者行政も含めて、公正取引委員会の機能として大事なところだと思っております。

○田中(慶)委員 長官の認識は、私は間違つてゐると思いますよ。

効は余り上がらない、こういうことがあります。これらについても、しっかりと、天下りと関連しながら、今のような問題が現実に起きているわけありますから、そういうことを十分対応しないと、やがて大きな事故になつてから慌てたつてしまふのがない。

○福田国務大臣 二つ問題御指摘ございました。最初の天下りのことについて、これは、民間に一度行つてそこから再就職で関連業界に行くということになりますと、これはなかなか把握しにくく、という実情もございます。そのことについては、これはひとつ検討課題にさせていただきたいと思います。

後段のことにつきましては、これは確かに悩ましい問題でもあるんです。特に安全とか、アメリカでも、航空業界が競争政策を導入して、そして安全もさらに高まるということになればこれは理想的なんですが、やはりそういうことは企業者の意識の問題もあるつかと思ひます。また、そういうことが、単に競争だけで安全面を無視するようなことにならざるを得ないような、そういう業界については、これはやはり何かの対応を考えなければいけないんだろうというふうには、私は基本的にはそういうふうに思つております。しかし、今現在は、より競争性を高める、そして、例えば合理化をするとかいったようなことにおいて、その中でサービスの向上、安全度の向上といふものも図つていかなければいけない、そういう企業責任というものをやはり追及すべきではなかろうか、こういうように思つておりますので、まずは企業者がそういう意識を持つかどうかとい

うこと、これを求めなければいけないのではなかろうかと思います。

しかし、過度の競争があつてはなりません。それは、公正取引委員会がしっかりと目を見張らせて、いるということではなかろうかと思つております。

○田中(慶)委員 ぜひ、こういうところもしっかりと対応をしていただきたいと思います。

次に、省庁再編を含めながら、規制というものが、当然緩和すべきものと、あるいは規制を逆に守つていかなければいけない、こういうものがあるわけであります。

特に、酒販のようなもの、お酒の規制緩和をすることによって、例えばスーパーから何からどこの自由にという、しかし、対面販売ということもありますけれども、そこには管理者が本当に置けるのかどうか。しかし、御案内のように、最近の青少年の非行や犯罪が非常に多くなってきて、ある。そして、そういうところにたむろしながらいるわけがあります。こういうことを含めて、やはり青少年の問題にしっかりと対応する意味でも、あるいはまた、今のような酒屋さんの小売の実態等々を含めても、余り規制緩和をして、やるべき問題ではないかな、私はこんなふうに思つてお聞かせいただきたいと思います。

○福田国務大臣 こういうことで、規制緩和、規制の問題等について長官はどういうふうに考えておられるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○福田国務大臣 規制改革、これは経済社会の構造改革を進めていく上で大変大事な課題でござります。生活者、消費者本位の経済社会システムの構築、また経済の活性化を同時に実現するというような考え方で、これは極めて大事な課題であると思つております。

いても、公正取引委員会が適切に対応する必要があるうかと思います。

○田中(慶)委員 規制というものが、時にはその規制によって全体をおかしくするような問題もあるわけでありますから、単なる規制ということだけで、規制をしなきやいけないもの、規制を緩和しなきやいけないもの、例えば、国が本当に国家戦略としてやらなきやいけない規制もできていな

いんですよ。

例えば、空洞化なんという形の中で放置していることによって、例えばスーパーから何からどこまで自由にという、しかし、対面販売ということに損害を与えるようなことになるわけですから、こういうことを含めながら、やはり規制というものに対する根本的なことをもう一度考え直さないといかぬと思います。

もう一つは、これは時間の関係で、今俗に言う談合問題は公取の責任であります。しかし、談合という定義を今すぐちゃんとしないと私はいけないと思います。

国そのものが談合をやつておられるだけです、極端なことを言えども、公共事業を発注するのに、見てください、ジョインベンチャードと言われる共同企業体というものは、少なくとも、指名をされて、その中から話し合いをしなさいということで、これは俗に言う談合ですよ。そういうことでしよう。

ですから、この談合そのものの定義をちゃんとしないと、いろいろな形で話し合いをしながらやっていくことをすべて談合だ、国がやることは談合じゃなくて、民間がやることは談合だ、これはやはりちゃんとすべき問題だと思いますよね。昔はその定義がちゃんとあって、刑事罰的な要素はあって、そして談合金、これは絶対よくないですよね。あるいはそれによって何か価格を上げたり下げたりすることはいけないことであろうと、これが当然でございますので、そういう意味にお

ですかから、話し合いをすることイコール談合みたすこと、マスコミを含めてすぐそういう形になつてくる。ですから、やはりこの談合という問題についての一つの定義をもう少ししっかりとして、世の中になんとしていかないと、国のやつて、世の中にちゃんとしていかないと、國のやつて、地方自治体がやつてること、ジョンソンベンチャード式、考え方によつては、これは全部談合ですよ。こういう一連のこともあるわけですから、そのことも公取の責任でありますから、担当大臣として、長官、その辺を整理してください。答弁ください。

○福田国務大臣 まだ担当大臣じゃないんですけども、そういう立場で若干無責任に申し上げますけれども、それは、そういう立場で若手無責任に申し上げますけれども。それは、確かにかかるであろうコストよりも高目に値段を決めてしまうことによって不当な利益を得るとかいうようなことに利用するのであれば、これはよくないんですね。そういうものは避けなければならないいけない。

談合というとそういうふうにとられててしまうと、それは、話し合いとかいったような、それは他の話し合いがわかりません、値段の話し合いなんかしますとそういうふうにとられてしまふけれども、そのことでもって、話し合いによってよりよい仕事ができる、そしてより安くできるということで、これは、話し合いとかいったような、それは、話し合いとかいたようなことであれば、すばらしい談合だと思いますね、それは、話し合いというべきか。

ということでありますから、それはやはり業者が、倫理性の高いということであれば、すばらしい談合だと思いますね、それは、話し合いとかいたようなことになりますと、安全性はどうか、そういう業者であつてほしいというように我々は願つているわけあります。

一方、発注する側も、これも悩ましい話でございまして、単に競争だけで入札しようなんということになりますと、安全性はどうか、そういうふうな心配が出てくる。そういうことで、これから入札については、入札発注の方でもしかる

べき品質チェックができるような、そういう人を置いて、十分な品質チェックもさせるとかいったようなこともしなければいけないという、競争社会にはやはり発注者側の責任というか、そういうものも出てくるということになるのではないかとおもいます。

どつちがいいか、それは、国の立場、それから地方公共団体の立場からいえば、やはり安く、そしてよりよいものをつくるということなんだろうと思いますので、それを達成するためにはどういうふうにしたらいのかということはいろいろ考えてもらわなきやいかぬ。これは、公取だけない、業界も、国民も、そしてまた発注をする立場の者は当然ありますけれども、そういう、皆が知恵を出し合わなきやいけない問題だと私は思っています。

抽象的なお答えで申しわけありません。

○田中(慶)委員 いずれにしても、これから、今経済産業省から、内閣府の方に移行されて外局になるわけでありますから、しっかりとこの公取の役割が評価されるように、そしてなおかつ、公取が機動的に活動できるよう、私は今、公取は全然、人も少なく、いろいろなことを含めて非常にその機能が十分と思っておりませんので、そんなことも含めてぜひ検討していただけようお願いを申し上げ、時間が参りましたので終わります。

○村田委員長 大島令子さん。

〔委員長退席、谷畠委員長代理着席〕

○大島(令)委員 社会民主党・市民連合の大島令子です。

公正取引委員会の機能については、国内ではもとより、アメリカからも、公正取引委員会の予算や人員の不足、行政指導による不透明な運用、低い課徴金、刑事告発への消極性などが指摘されております。所管を移動する際、こうした問題をぜひ解決してほしいということで、きょうは三點にわたって質問をいたします。

まず官房長官に、人員の不足について伺います。

べき品質チェックができるような、そういう人を置いて、必要な増員は、厳しい中でも私どもも今年度もお願いしておりますし、来年度以降もお願いしていきたいと思つていますが、課徴金等の多い少ないというのではなく別な話にならざるを得ないのかなというふうに思つております。

行政改革は専ら人員削減で進められがちですが、本来はサービスの提供をいかに適切に効率よくできるかが問題であり、そういう意味では、適切な職員の配置は必要であると思つております。

毎年微増ということで増員はしているようですが、せっかく所管を移動するのであれば、この際、実態に対応できる職員数、特に私は審査要員を配置することが必要なのはと思つております。

官房長官は、公正取引委員会が、市場の番人としての役割を考えたとき、現状の人員体制で十分と考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○福田国務大臣 規制改革と一体のものとして競争政策を強力に実施するということは、政府の基本方針となっております。ことしの総理の施政方針演説においても、公正取引委員会の体制の拡充、それと四月から内閣府の外局として、公正かつ自由な経済社会のかぎとなります競争政策を強化する、こういう旨述べておるわけでございます。

そういうようなことも踏まえまして、公正取引委員会において、現状の行政ニーズにこたえ、競争政策を強力に実施するために、今後とも、関係各方面の理解を得ながら、所要の増員等の体制強化に努めていくというように承知しております。

実際に、十四年度、今年度です、それから十五年度、これは各四十人ずつの増員をしておりまして、従来は十人前後ということでございましたから、相当な人員的な強化もしておるわけござい

ます。

○大島(令)委員 公取の委員長としては、その四人の増員というものは、審査部門とか各部門が多いから独立採算的に考えて、予算もどう

いらっしゃるんでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 四十名のうち過半を審査部門に充てたいというふうに思つています。それから、あとは、やはり景品表示法も今度改正をお願いしているというようなこともございまして、下請法につきまして、今まで製造業と修理業だ

けであったものをサービス業に拡大させていただきたいという法律改正もお願いしておるというこ

ともござりますので、その辺にも手当てをさせていただきたいと思っております。

○大島(令)委員 官房長官に伺います。

実は、独立した行政委員会でございますけれども、一応独禁法の運用機関としての公正取引委員会の課徴金と予算の実績を見てみると、一九九五年は、大体予算額が五十五億ぐらいだと思つですね。課徴金、国庫に納入される金額が六十四億四千六百四十万円。一九九六年の公正取引委員会全体の予算が、これも五十五億強ぐらいだと思つんですが、課徴金は七十四億八千六百十六万。そして、二〇〇〇年ですと、これも予算が六十億弱、課徴金が八十五億一千六百六十八万円。

この年度だけ見ますと、課徴金と予算を比べますと大体課徴金の方が多いんですね。そうすると、いわゆる利益を生み出している、独立採算的な意味合いがとれるんですが、この数字に対して、この数字を見ますと、その四十人という体制が私はいいのかどうか、そういう判断、どういうふうに思われますか。

○竹島政府特別補佐人 ちょっと技術的なこともありますので私から、もし必要があれば官房長官から。

やはり公正取引委員会も、行政機関としては、

ほかと同じように行政機関でございまして、総定員法というものもかかつておる、そういう位置づけになつております。

まあ人様のことですが、国税庁もそういう意味では、独立採算といえば大変なことになつてしまつてございますけれども、やはり力を入れていたくよくにお願いをしたい。

そういうことで、国と地方自治体、両々相まって、特に消費者行政について、なかなか厳しく財政事情で定員削減も受けているというような話を聞いておりますけれども、やはり力を入れて

いたくよくにお願いをしたい。

そういうことで、国と地方自治体、両々相まって、特に消費者行政については地方のきめ細かい対応に努めてまいりたいと思つております。

○大島(令)委員 では、委員長に質問します。

一九九九年の十月に、公正取引委員会は、防衛調達実施本部、調査が発注するジェット燃料などの入札をめぐりまして、石油元売十一社を独占禁止法違反の疑いで検事総長に告発しましたね。

これが大きな問題になつたのは、いわゆる航空のジェット燃料、これが年間数百億円にも上るわけです。これは価格カルテルに走つてゐるわけなんですが、談合による高値納入というのは、結局は国民の税金ですから、負担が、国民にツケが回されるということで、非常に悪質で、石油業界はこれが初めてではないわけなんですね。

今回の告発に関しましては、調査が調達する防衛装備や資材は年間一兆数千億円にも上ると言われているわけです。調査の場合は、防衛秘密のベルがあるわけで、非常に閉鎖体質も問われた事件でございますけれども、では、実際に、こういう難しい事件の場合に、期間ですとか、何人ぐらいの人たちでこの事件が告発するに至つたんですか。

○鈴木政府参考人　ただいまお尋ねの事件につきましては、私どもとしては大変大きな事件に所属するものでございまして、通常、平均五名から十名の人員でもつて継続的に一つの事件を担当して、もちろん立入検査のときは多くの人間を動員いたしますが、ただいまお尋ねありましたジェット燃料の事件につきましては、約二十名を投入して、一チームで編成して実行したものでござります。

○大島(令)委員　そうしますと、今、審査要員が平成十五年ですと三百十八人ですね。ですから私は、やはり審査要員をもつとふやさないと、いろいろな意味での、公共事業をめぐる談合ですか、価格カルテルに対してもススを入れられない、そういうところから人員増ということをどう考えているか、質問をさせていただいたわけです。

少し蛇足になりますが、官房長官に質問します。弁護士の報酬規定は価格カルテルに抵触するかどうか、どういうふうにお考えになりますか。弁護士の報酬規定です。

この課徴金制度が果たして不当利得を防止することに対して効果があると考えているかどうか、お伺いしたいと思います。

○大島(令)委員　では、課徴金のあり方について質問をいたします。

この課徴金制度が果たして不当利得を防止することに対して効果があると考えているかどうか、お伺いしたいと思います。

○竹島政府特別補佐人　これは昭和五十二年に導入されまして、当時は一・五%、それが平成三年に製造業の場合六%まで引き上げられておりまして、その数字に見られますように相応の効果は当然持つてゐると思います。

さはざりながら、ちょっと申し上げさせていただいたいのは、日本の場合は、製造業の場合、大企業六%でございますが、当該商品の売上高の六%なんぞございますね。いろいろな商品を売っていて、その企業の総売上高に六%かかるわけじゃないわけです。外国の場合は総売上高というのが母数になつてゐるわけございまして、そういうことからすると、やはり日本の場合は外国と比べるとまだ軽い。

それから、実態を見ましても、やはり繰り返し談合というのが行われていて、ということから判断しますと、やはりリスクを冒しても談合した方がペイするのかなというふうに事業者は思つておられるところらとして受けとめざるを得ない。

やはり、独禁法違反行為といつものペイしないやり得ということで甘い制度になつていいのではないかということでございましたが、そういう趣旨がよく理解されているということでござります。

○大島(令)委員　それでは、私も、企業にとつてやり得ということで甘い制度になつていいのではないかということでございましたが、そういう趣旨がよく理解されているということでござります。

次は、官房長官に提案ということで、制裁減免制度の導入を検討してはどうかということでございましたけれども、今竹島委員長から、これも検討する課題の一つになつてゐるということでございますので、ぜひそれが実行できるような形でお願いしたいと思いますが、具体的に、課徴金は私的独占禁止法には適用されませんよね、問題点としているところをござります。

○大島(令)委員　見直しの検討ということをございますが、いつごろまでにどういう体系の見直しなのか、ちょっと御説明していただきたいと思います。

○竹島政府特別補佐人　昨年の十月に学識経験者から成る独禁法研究会を立ち上げまして、その中で措置体系の見直し部会をつくりまして、もう検討に入つております。それ以外のいろいろな事業がございまして、その研究会においては、ことしの秋に論点なり改革の方向性なりというものをまとめていただきたいというふうに思つております。それを踏まえて、政府部内はもとより、経済界等、これは各界に大変影響のある話でござりますから、そこと十分に議論していきたい。

そのときの検討対象としましては、課徴金、それから、今は持つていない犯則調査権限を持つた方がいいかどうか。課徴金は、先ほど申し上げた率、それから、それを適用する、今はカルテルとか談合とかに限られているわけですが、それ以外の独禁法違反事件に對して課徴金をかけるべきではないかどうか、こういった論点。それから、犯則調査権限は今申し上げましたが、あとは、外国で大変効果を上げていて、いわば課徴金減免措置でござりますね、これの導入の可否。こういったことを主なテーマといたしまして、措置体系の見直しを検討していきたい、こう思つております。

○大島(令)委員　罰金が少ない韓国においても制裁減免制度を導入しているということでございまして、ゼロではなく、法律の改正という中でされるのか、どういう形での方向なのか、それに関して、どちらの方でも結構ですのでお願ひします。

○竹島政府特別補佐人　先ほど申し上げた検討プロセスを経て、仮に、制裁減免措置、課徴金減免措置を入れるべきだという答えになつた場合は、これは当然法律事項にならうと思います。

○大島(令)委員　では、次に、公正取引委員会の権限についてお伺いします。

公正取引委員会の持つ調査権限は、犯罪捜査のような強制的なものではなく、相手の同意が基本的には必要なことであるから、調査に限界があると思います。脱税ですか、証券取引法違反には犯則調査権限が認められていますが、この違いはなぜなのか。是正することは、先ほどの秋までに結論を出すという中で検討されていないのか。どうでしょうか。

○竹島政府特別補佐人　抑止力、執行力の執行力として犯則調査権限を持つべきではないかという

では、今度、その見直しの中で、きちんと法律として成文化されたものが出てくるような形で制裁減免制度も導入される見通しなのか。その辺のことに関して官房長官に伺いたいと思います。

○福田国務大臣　ただいま公取委員長からも答弁ございましたけれども、課徴金制度は、今研究会でもつていろいろ研究をしている、その報告はことしの秋ごろに何とかというふうなことで検討しているよう聞いております。

この研究会においては、課徴金制度のことでもちろん含めまして、独禁法の措置体系全体のありますから、この課徴金の問題も、また制裁減免の問題も、これも検討の対象になつていて、そのように承知いたしておりますので、そういうことをあわせて結論を出してもらえるものというよう期待いたしております。

この研究会においては、課徴金制度のことでもちろん含めまして、独禁法の措置体系全体のありますから、この課徴金の問題も、また制裁減免の問題も、これも検討の対象になつていて、そのように承知いたしておりますので、そういうことをあわせて結論を出してもらえるものというよう期待いたしております。

○大島(令)委員　罰金が少ない韓国においても制裁減免制度を導入しているということでございまして、ゼロではなく、法律の改正という中でされるのか、どういう形での方向なのか、それに関して、どちらの方でも結構ですのでお願ひします。

○竹島政府特別補佐人　先ほど申し上げた検討プロセスを経て、仮に、制裁減免措置、課徴金減免措置を入れるべきだという答えになつた場合は、これは当然法律事項にならうと思います。

○大島(令)委員　では、次に、公正取引委員会の権限についてお伺いします。

公正取引委員会の持つ調査権限は、犯罪捜査の

のは、からの検討課題の一つでございます。

やはり場合によつては、同時に入つて拘束するし

思っております。

現在は、これは任意の調査、ただ、その調査は
害等に遭いました場合には罰則つきということにな
なっていますから、半分強制的なものになつてい

いうことも必要になる、そういう犯則調査権限を持つた方がいいという考え方もあります。したがって、決して否定的ではなくて、そういう

限とは違います。

う御意見も十分踏まえて、先ほど申し上げた、学識経験者の意見もよく聞き、各界の意見も十分聞き合わせて具体的な改革案というものを練り上げ

これはやはり行政処分であるということで現行法はそういうことになつてゐるんだろうと理解しておりますけれども、これからは、やはり行政でいいきたいというふうに思っております。

際の委員長のお
いくのか、もう
ます。

処分をさらにきっちり効果あらしめるための見直しも必要でございますが、同時に、いろいろなケースを見て、悪質なものというのは最後はやはり個々に、先ほど、防衛庁の調本のジエット燃料でも非常に資材の調達の金額が、防衛庁全体の予算が年間五兆円、その中で資材が一兆円ぐらいあるわ

〔谷畠委
○竹島政府特別は
になるわけでござ

人をどう罰するかということになるというのは、どうも洋の東西で確認されていることでございまして、その場合には、特に犯則調査権限というのをどう罰するかということになるというのは、どうも洋の東西で確認されていることでございまして、その場合には、特に犯則調査権限といふべきですから、これはやはり税金ですよね。カルニルということで最低価格を決める。比べようがないわけじやないです。

をいただからなき
今は、まだ我
集めて勉強して

そういう意味で、いろいろな、これが必要だよ、
いう意見は、非常に事件が、行政調査というのではなくしてできない。
離しい。やはり相手の協力なくしてできない。

これでいろいろ
ことをどうぞぜ
りましたら、法

ういうところで、委員長としては、じゃ、自分が公正取引委員会の委員長として、市場の番人として、う本則が金でまるかこいつにどきどき

せていただく、
そのときに、今
ここついて、私

（大臣の今季）官房長官に伺いたいと思いま
すが、過去に調査妨害の例というのがないとい
うのですが、特に談合など証拠が見つけにくいい
とですが、

といつて、和
で、答弁で申し
きに検討する価

うことを考えれば、私は、**犯則調査権**というのは、検討課題、やはり最も高い位置で入れるべきだと思ふ。ですが、どのように思つておられますでしょうか。

ます。
ただ、これは
するに、抑止力

○竹島政府特別補佐人 恐れ入ります。やはり、一つ、持つた方がいいという御意見がござります。ただ、本当に持つ意味があるかどうか、どういう企業家の中でも、善意の企業家もいるわけなくですね。あと、公共事業であれば納税者である同民、県民、市民、そういう人たちの税金が投入され

調査権限だけじ
のものとかみ合
力が上がるかと

ふうにそれが使えるかということの吟味も必要だと思います。私は個人は、やはり行政処分がこれからもマーケティングで、消費者、企業家、納税者、そういう人たちの利益につながる、そういう意味から考えれば、やはり公取のいろいろな権限が強化され

んで、これは
げることはでき
る、それを持つ

であり続けるというふうに思つておりますが、伝家の宝刀的に、現在は刑事事告発ということになつてゐるわけですね。公取が調べて、これは重大、

いう点は十分に
で、前向きに検
でござります。

悪質であるということを見られれば、先ほど御指摘の
あつたようなケースに見られれば、ようほど検察官が
竹島政府特別補佐人 則調査権限についても
前回に述べましたように、こういったふうに

○大島(令)委員

思つております。

○大島(令)委員 前向きとか検討という言葉は、私たちにとつては非常にあいまいで、追つかげら
いくのか、もう一度御答弁をお願いしたいと思ひます。

(谷畠委員長代理退席、委員長着席)

○竹島政府特別補佐人 これは独占禁止法の改正になるわけでござりますので、当然国会の御判断をいただかんがやならない話でございます。

今は、まだ我々は、我々の内部で学識経験者を集めて勉強しているという段階でございまして、これでいろいろ多面的に検討した結果、こういうことをどうぞぜひお願いしたいというところになりましたら、法律改正の形できちんと御説明をさせていただく、こういうことなわけでございます。そのときに、今の犯則調査権限はどうだということについて、私個人は前向きに検討、本当の意味で、答弁で申し上げておるだけではなくて、前向きに検討する価値があるというふうに思つております。

ただ、これは容易ならぬことがありまして、要するに、抑止力とか執行力を高めるのはもとより調査権限だけじゃございませんので、いわばほかのものと組み合わせて、どうやって抑止力、執行力が上がるかということを検討しなきやなりませんで、これは先決めというような感じで申し上げることはできませんけれども、大事な権限である、それを持つた方が公取のためになるだろうという点は十分に理解できますので、そういう意味で、前向きに検討させていただきたいということをございます。

○大島(令)委員 日米構造協議の中でも日本の公取の体質が批判された経過、官房長官も委員長も御存じだと思います。そういう中で、法改正が何

この場しのぎで前向きにとおしゃつているのか。

では、こここの委員会の質疑の中での意見を、実際の委員長のお立場でどのように考えて反映していくのか、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○竹島政府特別補佐人 私は任命された方でございまして今御質問にお答えにくいのですが、いずれにしても、独占禁止法で委員長並びに委員は独立して職務をするということになつておりますが、も、官僚出身者が多いですね。官僚出身者でなければならぬわけは何でしようかね。

○竹島政府特別補佐人 私は任命された方でございまして今御質問にお答えにくいのですが、いずれにしても、独立性がないとは言えないはずでございます。国家公務員法でこれは国民全體の奉仕者ということになつていてるわけでございまして、そういう意味で、決して役人出身が欠格条項であれば独立性、中立性がないとは言えませんけれども、いすれにしても、この法律が決めているとおり、厳正、中立に職務に励ませていただきたいと思っております。

○大島(令)委員 独立性とか中立性の観点から問題ない、そういう理由はどういうことなのか説明してほしいんです。

やはり、天下り先とかいろいろなことが指摘されてるわけですね。初代の委員長だけ民間人で、調べましたところ、後はずっと官僚出身者で来てるわけなんです。そういうことをどういうふうに受けとめていらっしゃるんでしょうか。

委員長御本人の心構えは別として、國民から見ましたら、やはり何かそこに理由があるのでないか、そういうものがあるわけなんです。そういう疑問点に対しても、お答えいただきたいと思いま

度が行われてきたわけなんですね。ですから、個的などということではなく、やはり公正取引委員会の長として受けとめていただきたいと思います。

最後の質問ですけれども、公正取引委員会は、委員長と四人の委員で構成されておりますけれども、官僚出身者が多いですね。官僚出身者でなければならぬわけは何でしようかね。

○竹島政府特別補佐人 私は任命された方でございまして今御質問にお答えにくいのですが、いずれにしても、独立性がないとは言えないはずでございます。国家公務員法でこれは国民全體の奉仕者ということになつていてるわけでございまして、そういう意味で、決して役人出身が欠格条項であれば独立性、中立性がないとは言えませんけれども、いすれにしても、この法律が決めているとおり、厳正、中立に職務に励ませていただきたいと思っております。

○大島(令)委員 独立性とか中立性の観点から問題ない、そういう理由はどういうことなのか説明してほしいんです。

やはり、天下り先とかいろいろなことが指摘されてるわけですね。初代の委員長だけ民間人で、調べましたところ、後はずっと官僚出身者で来てるわけなんです。そういうことをどういうふうに受けとめていらっしゃるんでしょうか。

委員長御本人の心構えは別として、國民から見ましたら、やはり何かそこに理由があるのでないか、そういうものがあるわけなんです。そういう疑問点に対しても、お答えいただきたいと思いま

五歳以上と法律に書いてあるわけでございまし

つけられたかも知れない。

○中山(義)委員 警察なんかでも、最近、大きな

一四

て、そういう意味では、それに該当する方はもちろんなどなたでもなり得るということです。

例えば、東京の中に、百人のお巡りさんで暴力團を全部摘発できるか、できないでしよう。だから、日本人の治安とか安全とかという面に関しては、つまらぬ話題でござる。

犯罪がどうも検挙されない。これは、いろいろ話をしていてると、警官の人数も限られているとか、というような話も出ているわけですね。ある程度人数がなきやできないと思つたら、それはやはり要求してくださいよ。

いうことを内部で言つておりますので、注意ではや
はり限界がある。悪質なものをきちっと法的に
これは残念ながら課徴金とか罰金という話ではござ
いませんが、命令がきちんとできるようすべ
きだと思います。

うしてかとすることはなかなか日本はそういうござりましたという過去でございまして、これからについても、必ずそうであるということでは決してないことだと思っております。

に合わせるのか行革で、必ずしも人数を減らすのが行革ではないんですよ。

そういう面から考えて、やはり委員長、いつも言っているんだけれども、ちつとも人数をふやさてくれない、それはだれが悪いんだかここではつきり言つてくださいよ。やはり取り締まる立場なんだから、後で、人数が少ない、審査官が少ない、これじやできませんという泣き言を言つたら、初

民主党は むしろ そういう公平公正な立場を 守るために存在意義があると思っておりまして、公平公正にやるために、そちらに話が行つたときにやはりすぐ対応できないと、ちょっと人数がいませんからとか後に回されたんじや、そのうち中小企業のやっている商店街みたいなものがだんだんおかしくなつてしまふんですね。もう早くやらないと、どんどんシャツターパー通りになつて いる。特に、大型店があちこちでできますね。そうすると、景気が悪くなつてくると、商店街をつぶ

競争が激しいから、それそれ切磋琢磨で、広告もいろいろなことでやっておられるわけですが、やはり不当表示というのは、消費者に誤認させてしまうのは非常に際どい話でござりますから、当然制裁されてしまうべきなんだと思うのでござります。そういうものについて、個別にあつた場合にはきちんと対応する。

それから、不当廉売につきましても、ガソリンとか酒がよく申告があるわけでござりますけれども、特に酒については、リベートというのがあります。

ですから、私たちは、天下り先となつてゐるといふ問題とか官僚出身者がなつていくことに対する疑問はぬぐえないわけです。
時間が来ましたので、質問を終わらせていただきます。

泣き言を言わないように、まず、その辺の決意をひとつ述べてください。

そういう面では、魚屋とか八百屋とか電気屋とか、そういう何屋? というようなものが商店街からなくなつていく。ここには、よくよく考えてみると、やはり、どこかで、

ての不当廉売というケースもあります。リベートを出すのは、それは企業としての自由であって、やめろと言うわけにはいかないものだと思いますけれども、差別対価、差別的扱いというのは、これは当然独禁法上問題がある。多いものは多いなりに、少ないものは少ないなりのリベートという

○中山義委員 いとも公

か 大変厳しい中で 結局は 政府部門 し ろ、要求についての概算要求基準みたいなも

い、審査官が少ない、もう必ず同じ答えで、きよ
う、私、委員長がどうしても委員会を開きたいと
いうので、自民党の先生もばあっと来ていて、きよ
うは盛り上げなきやいけないと思つてゐるわけで
ございまして、つまり、公取を内閣府に嫁さんに出
すわけですから、持参金のつもりで少しきつい
質問をして、具体例を出してお答えいただきたい、
このように思うわけでございます。
もともと、政策を立案するという組織ではなく
て、取り締まる組織だと私は思うんですね。取り
締まらなきや意味がないと思うんですよ。イラク
の査察でも、あれ、百人ぐらいの人が行つてゐる
でしょう。あの百人が適正であつたかどうかとい
うのは、本当は余り問われていませんですね。あ
れを千人ぐらゐにすればもつと大量破壊兵器が見

ござりますし、定員についても、増員については基準があつて、そういう中で、無理に無理をお願いして、たしか七十名弱の要求をさせていただいして四十名の増員が認められている。昨年も、十四年度も四十名認められておりまして、それは、もつと多ければ多いほどいいんでございますが、率としては、現実的に考えますと、査定当局も大変な理解をしてくださつているというふうに思つております。

このまま四十名ずついけば大変うれしいんですけども、それはどうなるかわかりませんが、いずれにしましても、そういうことで、特段の配慮をしていただいているということは思つておりますし、これからもそれはきちんと要求させていたいとと思つております。

特に昨日、いろいろなチラシが新聞に入っていますね。あら、すごいなど思うのが随分ありますね。特に量販店の電気屋さんの値段等について、まずは私は、ビラを出す前に、委員長はどうに感じているか。このビラを具体的に見せますと、あれかとわかるんですが、その前に、今まで、委員長になつて、どういうような苦情が来て、どういうような指令を出して、または部下の皆さんに 対して、これはこういうふうにしろ、すぐ行けとか早くやれとかとやつたのかどうか、その辺をまずお聞かせください。

○竹島政府特別補佐人 確かに、不当表示とか不当廉売、これは数も多いですし、処理に相当のエネルギーが割かれているんですけども、私は、注意とか警告というのではなくて、悪質なものに

は、これは独禁法上大いに問題があると思つておられます。

そういうたとこまでさかのぼつてきちんと措置ができるような、たゞ末端の小売屋さんが言つてこられる、そこにとどまらずに、どうしてそういう商売が成り立つのかということを今までさかのぼつて究明すべきだということを言つて、今努力をしているところでござります。

うので、怖がっちゃつてているという話も聞くんです。そういう面では、まず、法的に、相手に断固としてこういうことだと言つて取り締まるようなしつかりした見識と知識を持つてている人がちゃんといるんでしょうね。その辺をちょっとお答え願いたいと思うんですが。

○竹島政府特別補佐人 それは、いると思つております。

それから、これは景品表示法じやありませんが、やはり下請法の改正でお願いしているんですけど、きちんと公表といふことも大事だろ。ただ注意というのはあれですし、警告といつても、相手がオーケーと言えば公表しない、というようなことじゃなくて、さつき申し上げた抑止力みたいなものがやはりきっちりときくようなにしていかなきやいかぬ。それから、悪質なものは当然法律的な措置を講じなきやいかぬというふうに思つております。

○中山(義)委員 結局、皆さんの方でヤマダ電機に注意しに行く、行くのはいいんだけど、行って逆にその知識を吸収されちゃつて、その裏をかいて相手がもっと強力なことをやってくるなんということはざららしいんです。だから、相手が上手なわけですよ。

だから、こういう例えは不当廉売とか不当表示というのをやるところは、もうわかつてやつているわけですから、公取が来たらこういうふうにうまく言いわけしようとか、こういうふうに逃げようなどいうことは考へていてると思うんですが、その辺はしつかり考へないとやられちゃいますよ。その辺はいかがですか。

○竹島政府特別補佐人 今の御注意、よく頭に置いて対応させていただきたいたいと思います。

○中山(義)委員 だから、こういうことがいけないんだと言うと、ではこれはどうでしようかなんて出されて、ああ、それはうんなんて言うと、もう向こうは、いや、だめと言わなかつたからこれはやつてているんだ、そういうようなことにもな

りかねないんですね。だから、取り締まる側といふのは、実は、本来はやはりもと怖い存在です。そういう面では、いろいろ自由競争だ何だかんだと言つてますが、やはり政策立案というよりも、むしろ公取というところは取り締まりに重点を置くべきだ、私はこのように思うわけでございます。

今、小売家電の話をしましたが、大体年商で二千万ぐらい売つてているところが普通らしいんですが、ヤマダ電機なんかは、二〇〇三年は一兆円に売り上げを伸ばそうと言つてます。これは二千万の年商だとすると五万軒分ですよ。だんだん寡占状態になつてきていることは事実なんですね。

しかも、メーカーの上代がはつきりしなければ幾らでも値引きができるようなことを要するに、公取の今まで言つてきたことを裏手にとって何とかうまくやつていこう。例えば、ポイント制度なんかもそうですよ。公取さんの方はどういう見解でこれを見つけてるのか、これを景品として見てるのか、割引として見つけてるのか。こういうところも、あいまいにしておくと相手はそれをうまく使つてさらに高度な、公取さんが取り締まれないような方向でビラやなんかつくつてくるわけですよ。

○鈴木政府参考人 不当廉売につきましては、私ども、審査局の中に公正競争監視室という特別の先端のチームを設けまして、寄せられるさまざまな問題に鋭意対処してきてるところでございます。ちなみに、人員で申しますと、本局九名、地方事務所十一名、二十名で当たつておるところでございます。

そして、昨日も、これは家電ではなく酒の問題でござります。

○鈴木政府参考人 不当廉売につきましては、私ども、審査局の中に公正競争監視室という特別の先端のチームを設けまして、寄せられるさまざまなかつた、リバートの件ですね。それとか、または売り場の店員のヘルパー、こういうことを無料でメーカーが出していく。それから、優越的な地位にヤマダ電機なんかはあるわけですよ。だから、メーカーに相当厳しいことを言つて値段を下げさせていく。それで、もしヘルパーが来なかつたらその商品は売場から撤去しちゃうよ、こういうような条件を突きつけられれば、そのメーカーの社員を出していくこと、もう全然値段に格差がついたら、こうことがあるわけですね。

その中から、悪質なものについてはその措置のレベルを上げていくよう、これはまた、先生御指摘のように、相手方もなかなか言い分がござりますので、それを一つ一つ、これは法律に照らしこれが景品なら一〇%より引いちやいけないわけですが、これが値引きだとすると二〇%のポイントでどうかということを立証していく必要がござりますのですから、若干の手間暇がかかることはお許しいただきたいのですが、真剣に取り組んでいるところでございます。

○中山(義)委員 とにかく取り締まる方は、やはりそういう厳しい態度で初めから臨んでいくといふ姿勢が大事だと思つんですね。何となく行つて、お茶飲んで和気あいあいとという形で絶対困りますので、お巡りさんでもそうですねけれども、やはり厳しいことがすごく大事だと思うんですね。

だからその辺をひとつ、何か私ども聞いてるところ、頼んでもなかなか時間がかかるって、結局それをやめたころに調査へ行つたらもうそれはなかつたとか、そういうケースも随分あるやに聞いていいわけですよ。だから私たち一一番大切にしたいのは、頼んでもなかなか時間がかかるって、これはだめなんだよとやめたころに調査へ行つたらもうそれはなかつたとか、そういうケースも随分あるやに聞いていいわけですね。

だから、私たちにはこういうビラが来ると、これは安いというふうに必ず思つよう、実に巧みなものが書いてあるんですね。

そういう面で、ちょっと私ども、個々の事例がどうのこうのというより、その前に、やはり検査官みたいな感じで行つて、これはだめなんだよとばしつと言つてることをしてくれないと、いつもでもこれは前へ行かないと思うんですね。

だから、私たちにはこういうビラが来ると、これはおかしいですねと言つて、おかしいと。それで、おかしいと言つて、そこから時間がかかるってまうわけですよ。それで、その安売りを現実にやめさせることができるのがと、それが終わつたころ、注意したとか、一応言つておきましたとか、こういう話になつちやうので、何か実態に即してこれがすぐ取り締まれるような方法といふのは、やはり知恵を絞つて編み出さなきやならないと思うんですね。いつまでも同じことを繰り返すと思うんですね。

返すと思うんですね。

ちよつと具体的なことを言いましょうか。例えば、さつき言つたポイント還元もそうですが、永

久長期保証なんである。ところが、さつきも言ったように、ちょっと売り上げが悪いとそこは撤退しちゃうんですよ。だから、永久長期保証なんといつたって、店がなくなつたら、じゃ、だれがそれを保証するのか。こんなことも書いてあるんですね、みんなここに。

だから、これを全部読むと何かおかしなことが随分書いてあるんですねが、こういうものを読んだときに、どういう反応をするわけですか。例えば、三つがおかしいと思つたら、どういう反応をするんですか。どういうことをするんですか。現実に。

○上杉政府参考人　お答えいたします。

私どものこういった景品表示法違反についての現場というのは、監視室といふものを持つてゐるわけですから。どういうことをするんですか。現実に。

○竹島政府特別補佐人　いわゆる不公正な取引方法というの中に、おつしやるようなケースも三つがおかしいと思つたら、どういう反応をするんですか。どういうことをするんですか。現実に。

○上杉政府参考人　お答えいたします。

私どものこういった景品表示法違反についての現場というのは、監視室といふものを持つてゐるわけですから。そこにチラシが寄せられたといふことありますと、やはりその二点、そこはやはり消費者がそのことによつて非常に有利な取引だと誤認をするかどうかということをございまして、字の大きさでありますとか、いかにも安いような感じかどうかというのを精査いたしまして、問題があれば事案として処理する、そういう対応をしているところでござります。

○中山(義)委員　今のは、言い方として、誤認をした方が悪いということですか。誤認をした方が悪いということですか。誤認をしそうなそういう文章はいけないという意味なんですか、どちらですか。

○上杉政府参考人　法律の要件は、一般消費者が著しく有利と誤認するかどうかということでございますので、私どもとしては、一般消費者、自分が誤認するかどうかは一つの判断基準かと思いますけれども、一般の人だったら、これだつたら誤認するであろうな、そういうふうに思われるものについては、法の要件に該当するということで対応しているところでございます。

○中山(義)委員　だから、そういう面で見ると、やはり若干厳し目に、自分だつたら誤認するかなと思つたらば、それはやはり多くの人が確率的に誤認するわけですよ。

私は、前も、人数が少ないというのと、もう一つ聞いたのは、今の法律ではどうにもならないといつたつて、店がなくなつたら、じや、だれがそれを保証するのか。こんなことも書いてあるんですね、みんなここに。

だから、これを全部読むと何かおかしなことが随分書いてあるんですねが、こういうものを読んだときに、どういう反応をするわけですか。例えば、三つがおかしいと思つたら、どういう反応をするんですか。現実に。

○竹島政府特別補佐人　いわゆる不公正な取引方法というの中に、おつしやるようなケースも三つがおかしいと思つたら、どういう反応をするんですか。どういうことをするんですか。現実に。

○上杉政府参考人　お答えいたします。

私どものこういった景品表示法違反についての現場というのは、監視室といふものを持つてゐるわけですから。そこにチラシが寄せられたといふことありますと、やはりその二点、そこはやはり消費者がそのことによつて非常に有利な取引だと誤認をするかどうかということをございまして、字の大きさでありますとか、いかにも安いような感じかどうかというのを精査いたしまして、問題があれば事案として処理する、そういう対応をしているところでござります。

○中山(義)委員　今のは、言い方として、誤認をした方が悪いということですか。誤認をした方が悪いということですか。誤認をしそうなそういう文章はいけないという意味なんですか、どちらですか。

○上杉政府参考人　法律の要件は、一般消費者が著しく有利と誤認するかどうかということでございますので、私どもとしては、一般消費者、自分が誤認するかどうかは一つの判断基準かと思いますけれども、一般の人だったら、これだつたら誤認するであろうな、そういうふうに思われるものについては、法の要件に該当するということで対応しているところでございます。

○中山(義)委員　だから、そういう面で見ると、やはり若干厳し目に、自分だつたら誤認するかなと思つたらば、それはやはり多くの人が確率的に誤認するわけですよ。

私は、前も、人数が少ないというのと、もう一つ聞いたのは、今の法律ではどうにもならないといつたつて、店がなくなつたら、じや、だれがそれを保証するのか。こんなことも書いてあるんですね、みんなここに。

だから、これを全部読むと何かおかしなことが随分書いてあるんですねが、こういうものを読んだときに、どういう反応をするわけですか。例えば、三つがおかしいと思つたら、どういう反応をするんですか。現実に。

○竹島政府特別補佐人　いわゆる不公正な取引方法というの中に、おつしやるようなケースも三つがおかしいと思つたら、どういう反応をするんですか。どういうことをするんですか。現実に。

○上杉政府参考人　お答えいたします。

私どものこういった景品表示法違反についての現場というのは、監視室といふものを持つてゐるわけですから。そこにチラシが寄せられたといふことありますと、やはりその二点、そこはやはり消費者がそのことによつて非常に有利な取引だと誤認をするかどうかということをございまして、字の大きさでありますとか、いかにも安いような感じかどうかというのを精査いたしまして、問題があれば事案として処理する、そういう対応をしているところでござります。

○中山(義)委員　今のは、言い方として、誤認をした方が悪いということですか。誤認をした方が悪いということですか。誤認をしそうなそういう文章はいけないという意味なんですか、どちらですか。

○上杉政府参考人　法律の要件は、一般消費者が著しく有利と誤認するかどうかということでございますので、私どもとしては、一般消費者、自分が誤認するかどうかは一つの判断基準かと思いますけれども、一般の人だったら、これだつたら誤認するであろうな、そういうふうに思われるものについては、法の要件に該当するということで対応しているところでございます。

○中山(義)委員　だから、そういう面で見ると、やはり若干厳し目に、自分だつたら誤認するかなと思つたらば、それはやはり多くの人が確率的に誤認するわけですよ。

私は、前も、人数が少ないというのと、もう一つ聞いたのは、今の法律ではどうにもならないといつたつて、店がなくなつたら、じや、だれがそれを保証するのか。こんなことも書いてあるんですね、みんなここに。

だから、これを全部読むと何かおかしなことが随分書いてあるんですねが、こういうものを読んだときに、どういう反応をするわけですか。例えば、三つがおかしいと思つたら、どういう反応をするんですか。現実に。

○竹島政府特別補佐人　いわゆる不公正な取引方法というの中に、おつしやるようなケースも三つがおかしいと思つたら、どういう反応をするんですか。どういうことをするんですか。現実に。

○上杉政府参考人　お答えいたします。

私どものこういった景品表示法違反についての現場というのは、監視室といふものを持つてゐるわけですから。そこにチラシが寄せられたといふことありますと、やはりその二点、そこはやはり消費者がそのことによつて非常に有利な取引だと誤認をするかどうかということをございまして、字の大きさでありますとか、いかにも安いような感じかどうかというのを精査いたしまして、問題があれば事案として処理する、そういう対応をしているところでござります。

○中山(義)委員　今のは、言い方として、誤認をした方が悪いということですか。誤認をした方が悪いということですか。誤認をしそうなそういう文章はいけないという意味なんですか、どちらですか。

○上杉政府参考人　法律の要件は、一般消費者が著しく有利と誤認するかどうかということでございますので、私どもとしては、一般消費者、自分が誤認するかどうかは一つの判断基準かと思いますけれども、一般の人だったら、これだつたら誤認するであろうな、そういうふうに思われるものについては、法の要件に該当するということで対応しているところでございます。

○中山(義)委員　だから、そういう面で見ると、やはり若干厳し目に、自分だつたら誤認するかなと思つたらば、それはやはり多くの人が確率的に誤認するわけですよ。

ういうものに打ちかってばしつとやれるかどうか、この辺をちょっと私はぜひとも答弁をいただきたいと思うんです。

○竹島政府特別補佐人 それは、きちんと事実を把握して適正なことをやるのがもう当然なことです

そういう個別具体的な事例がある場合には、その被害を受けた方々からの申告もあり得るわけでございますので、そういうものについては、きちんとございまますから弁護士云々の次元の話ではないござります。

うに思つております。
そんな、弁護士によつて遠慮するとかいうようなことは、あつてはならないことでありますしもちろん現実も私はないと思つております。

○中山(義)委員 それから、もう一度最後に確かめますけれども、さつきの有利誤認というのがありましたね。

ドラインでありますとか、そういうたものがなかなかありますと、それで、それをもとに、例えは今のような御指摘であれば、当該事業者とのところへ行つて、これに該当するからおかしいと。そのときに、相手方が、いや、そうはいつても、それは単なるガイドラインで、法律に照らしたくこうだこうだという議論をすることはあり得ますけれども、それに対しては、委員長からも申し上げましたとおり、我々としての経験と見識に基いてきちんと対応するということをやつておりますので、今のように基準がはつきりしないからやむやになつてしまつてはいるということはないと思いますし、また、そのような指摘がある分野があれば、やはりそこを、ガイドラインをつくるべきとかそういう御指摘をいただいて、我々の方で検討させていただくということが必要ではないかと

けなんですかね。
何かもうちょっと取り締まるすべはないのかな
と思うんですが、このままいくと本当に近くの電
気屋さんがなくなっちゃうからね。大事なときに、
蛍光灯持ってきてくれとか、電球持ってきてくれ
とか、便所の電気が切れたとか、本当に、お年寄
りにしてみれば地元の電気屋さんを非常に頼りに
しているわけです、いろいろな意味で。そういう
人たちがみんななくなっちゃうんですよ。
だから、やはり少しでも早くこういう措置をし
てもらいたいと思っているんですが、ほかの不当
表示と何で、これはしようちゅう、何回でも何回
でも、集めたらこんなにビルがありますよ。何回
でも出せるんですね。反省の色がないし、反省の
色がないというよりも、これは法律に触れないか
ら何回も出しているのかね。それの見解をちょつ
と示していただきたいと思うんです。

で働いたお金ですよ。それで買うわだから、やはり余りひどいものについてはもつと厳しくやつてくれないと、いつまでたつても変わらないと思うんですね。

それともう一つは、やはり大型の大量販売店が相当なシェアを占めているんですね。例えば七〇%とか八〇%を占めているわけですよ。酒屋さんもそうですよ。安売りの方が大体八〇%ぐらい占めているんですよ。それで、あとの三割か二割か、その辺が一般の小売屋さんなんです。だから、量販店の方がだんだん大きくなつてきちゃつて、それが賣店状況をつくづきやつているんですね。

こういうことは極めて怖いことだと思つているんですよ。町で本当に自分で自立して商売をやつて頑張っている人たちが、とんでもない大型店が出てきたことによつてつぶされちゃう。しかも

読話をするという基準といいますか結構、はつきりとした基準がないものですから見方によつては、これは、いやいや、相手側が言つているんですよ、相手側にすると、いや、これは読み方が悪いんだ、実はこういう趣旨で書いてあるのにおたくらが勝手に読んだ、勝手にお客さんがこういうふうに解釈したというふうにとらえる場合があるんですが、この辺、この問題について少しつきりとした基準がないというのはまずいと思うんですね。何がいけないのか、これはだめということはないんですか。

ドラインでありますとか、そういうたものがかかるから、法律集にすると分厚くなるぐらいにありますて、それをもとに、例えば今のような御指摘であれば、当該事業者ところへ行つて、これに該当するからおかしいと。

そのときに、相手方が、いや、そうはいつてもそれは単なるガイドラインで、法律に照らしたたらこうだこうだという議論をすることはあり得ますけれども、それに対しては、委員長からも申しげましたとおり、我々としての経験と見識に基づいてきちんと対応するということをやつておりますので、今のように基準がはつきりしないからこそやむやになつてしまつてゐるということはないと思いますし、また、そのような指摘がある分野であれば、やはりそこを、ガイドラインをつくるべきとかそういう御指摘をいただいて、我々の方で検討させていただくといふことが必要ではないかと考えます。

○中山(義)委員 例えは、雪印乳業なんかはB.C.E.関係だとか、いろいろな、日ハムの問題もあきました。やはり不當に表示することがその会社を検討させていただくといふことが必要ではないかと考えます。

ところが、幾ら不當表示をやつてもまたやつて何回でも平気でやるという人は何なんですか、やはり取り締まりが弱いから何回でもやるんですね。ところが、食品の不當表示みたいなものに限っては、それでもう営業停止になつたり何かやつりますよね。この辺がよくわからないんですよね同じ不當表示でも、片方は、雪印ブランドなんというのは、あるが、言るのは、やはり二千八百億円ぐらいのブランド

いかなんですかね。
何かもうちょっと取り締まるすべはないのかな
と思うんですが、このままいくと本当に近くの電
気屋さんがなくなつちやうからね。大事なときに、
蛍光灯持つてきてくれとか、電球持つてきてくれ
とか、便所の電気が切れたとか、本当に、お年寄
りにしてみれば地元の電気屋さんを非常に頼りに
しているわけです、いろいろな意味で。そういう
人たちがみんななくなつちやうんですよ。
だから、やはり少しでも早くこういう措置をし
てもらいたいと思つているんですけど、ほかの不当
表示と何で、これはしようつちゅう、何回でも何回
でも、集めたらこんなにピラがありますよ。何回
でも出せるんですね。反省の色がないし、反省の
色がないというよりも、これは法律に触れないか
ら何回も出しているのかね。それの見解をちょよ
と示していただきたいと思うんです。

○上杉政府参考人　どのチラシで申し上げるかで
なかなか難しいんですけれども、たまたま私が目
にしているチラシ等で見まして、三〇%引きであ
る、あるいは請う御期待とかいうような表示があ
つたということで、我々としてもそれを精査い
たしますけれども、それによつて消費者が、本来
の価値、本来のものよりも有利、これを買った方
が有利だなど誤認するかどうかということでござ
いますので、そう簡単に、三割引きと書いてあつ
たけれども実は二割引きだ、それは判断が容易な
んですけれども、レジでどうだということで誤認
するかどうか、あるいは請う御期待ということです
一般消費者が誤認するかどうか、これは非常に難
しい判断だと思いますので、先生おっしゃるよう
に、こういった事業者が何度も同じような

で働いたお金ですよ。それで買うわけだから、やはり余りひどいものについてはもつと厳しくやつてくれないと、いつまでたっても変わらないと思うんですね。

それともう一つは、やはり大型の大量販売店が相当なシェアを占めているんですね。例えば七〇%とか八〇%を占めているわけですよ。酒屋さんでもそうですよ。安売りの方が大体八〇%ぐらい占めているんですよ。それで、あとの三割が二割かが一般の小売屋さんなんです。だから、量販店の方がだんだん大きくなつてきちゃって、それが実状況をつくづきちやつているんですね。

こういうことは極めて怖いことだと思っているんですよ。町で本当に自分で自立して商売をやって頑張っている人たちが、とんでもない大型店が出てきたことによってつぶされちゃう。しかもつぶされた後にその大型店がなくなっちゃう、っていうことまであるわけですから、その辺のしつかりした規制をやつてもらわないと、町の電気屋さんも酒屋さんもみんななくなっちゃう、こういうことだと思うんですね。

その辺をぜひ、不当廉売または不当表示、こういうものについて再度委員長に決意を述べてもらって、少しでも早く、少しでも強く取り締まつてもらいたい、こういう要望なんで、ひとつ決意を。

○竹島政府特別補佐人 消費者が不當に不利な扱いを受けるといふことのないよう、具体的に今御指摘のありました不当廉売それから不当表示これについては、個別具体的な案件をきちんと影響の大きいものについては取り締まっていくといふんです。

これは、不当表示の問題というのは日本の津々浦々で起こることでございまして、かつ、およそ広告を打つような商品あらゆるものに適用されるわけでございます。したがいまして、法律ができて三十年ぐらいたつていてると思うんですけども、その間に、いろいろな照会に対する回答文書もありますとか、あるいはそれらをまとめたガイド

ドラインでありますとか、そういうたものがかかるから、法律集にすると分厚くなるぐらいにありますて、それをもとに、例えば今のような御指摘であれば、当該事業者とのところへ行つて、これに該当するからおかしいと。

そのときに、相手方が、いや、そうはいつてもそれは単なるガイドラインで、法律に照らしたらこうだこうだという議論をすることはあり得ますけれども、それに対しては、委員長からも申しあげましたとおり、我々としての経験と見識に基いてきちんと対応するということをやつておりますので、今のように基準がはつきりしないからこそ、それになってしまっているということはないと思いますし、また、そのような指摘がある分野であれば、やはりそこを、ガイドラインをつくるべきとかそういう御指摘をいただいて、我々の方で引き検討させていただくということが必要ではないかと考えます。

いかぬですかね。
何かもうちょっと取り締まるすべはないのかな
と思うんですが、このままいくと本当に近くの電
気屋さんがなくなつちやうからね。大事なときに、
蛍光灯持つてきてくれとか、電球持つてきてくれ
とか、便所の電気が切れたとか、本当に、お年寄
りにしてみれば地元の電気屋さんを非常に頼りに
しているわけです、いろいろな意味で。そういう
人たちがみんななくなつちやうんですよ。
だから、やはり少しでも早くこういう措置をし
てもらいたいと思っていますが、ほかの不當
表示と何で、これはしようちゅう、何回でも何回
でも、集めたらこんなにビラがありますよ。何回
でも出せるんですね。反省の色がないし、反省の
色がないというよりも、これは法律に触れないか
ら何回も出しているのかね。それの見解をちょよ
と示していただきたいと思うんです。
○上杉政府参考人　どのチラシで申し上げるかで
なかなか難しいんですけれども、たまたま私が目
にしているチラシ等で見まして、三〇%引きであ
る、あるいは請う御期待とかいうような表示があ
つたということで、我々としてもそれを精査い
たしますけれども、それによつて消費者が、本来
の価値、本来のものよりも有利、これを買った方
が有利だなど誤認するかどうかがどういうことでござ
いますので、そう簡単に、三割引きと書いてあつ
たけれども実は二割引きだ、それは判断が容易な
んでけれども、レジでどうだということで誤認
するかどうか、あるいは請う御期待ということです
一般消費者が誤認するかどうか、これは非常に難
しい判断だと思いますので、先生おつしやるよう
に、こういった事業者が何度も何度も同じような
違反をやつているというふうには認識していな
いところでございます。
○中山(義)委員　いや、僕らが例えは選挙のとき
に、私、今五十八になつちやつたんですが、これ
を五十三歳とか、こうやつて偽ると、これは、法
的な措置がやはりあるんです。同じように、やは
り買う人というのは、給料で、本当に汗水垂らし

で働いたお金ですよ。それで買うわだから、やはり余りひどいものについてはもつと厳しくやつてくれないと、いつまでたつても変わらないと思うんですね。

それともう一つは、やはり大型の大量販売店が相当なシェアを占めているんですね。例えば七〇%とか八〇%を占めているわけですよ。酒屋さんでもそうですよ。安売りの酒屋さん、東京でいいままでありますと、安売りの方が大体八〇%ぐらい占めているんですよ。それで、あとの三割が二割か、その辺が一般の小売屋さんなんです。だから、量販店の方がだんだん大きくなつてきちゃって、それが實占状況をつくづきちやつているんですね。

こういうことは極めて怖いことだと思ってるんですよ。町で本当に自分で自立して商売をやつて頑張っている人たちが、とんでもない大型店が出てきたことによつてつぶされちゃう。しかもつぶされた後にその大型店がなくなつちゃう、こういうことまであるわけですから、その辺のしつかりした規制をやつてもらわないと、町の電気屋さんも酒屋さんもみんななくなつちゃう、こういうことだと思うんですね。

その辺をぜひ、不当廉売または不当表示、こういうものについて再度委員長に決意を述べてもらつて、少しでも早く、少しでも強く取り締まつてもらいたい、こういう要望なんで、ひとつ決意を。

○竹島政府特別補佐人 消費者が不當に不利な扱いを受けるということのないよう、具体的に今御指摘のありました不当廉売それから不当表示これについては、個別具体的な案件をきちんと影響の大きいものについては取り締まっていくということさせていただきたいと思います。

○中山義委員 これからも恐らく電気屋さんや何かの、また酒屋さんの要望なんかもあると思うんですね。それは皆さんも真摯に受けとめていただきますし、個別具体的にいろいろ聞いていただきたく、このように思うんです。

それから、酒屋さんの方でも、我々は、何とか

今の規制緩和を三年ぐらい、激変を緩和するためには延長したらどうか。今のような状況で、もうとにかくコンビニでも何でも全部酒を置き出したら、一発でもうおかしくなっちゃう、過当競争で、

係ない問題かもしれないが、安易にお酒に入るためには、私はある運動会に行つたら、小学校ぐら
いだろうと思うやつがわいわい騒いでいるんですよ。いやに盛り上がりつて行つたら
ば、チューハイなんですよ。だから、酒が本当に自由に買えるのはいいんですが、やはりそういうものについては、これは公取には関係ないかも知れないけれども、余り大量に売るというようなことはすごく問題があると思うんです。
もう一つ、薬もそうなんです。今、見ていま

すと、薬を安く売っていますね、いろいろ。私はこの間、質問のヒアリングの方にも言つたんですね、が、食間で薬を飲むというと、食間だから食事の中止を次ふるぞう、こう思うでしょ。食間

中小企業を守つてもらいたい、このように思うわけですが、それからもう一つ、ちょっと銀行のことで質問したいんですが、委員長がいつか、優越的な地位でございました。

位にある者が非常に優越的の、下に見ている者に対する厳しい、いろいろ、約定書であるとかそういう契約を交わしている、そういう実態があるわけですね。

規制する法律というのはないんです。貸金業に対する規制は、または証券会社とかそれから月賦屋さんみたいに、そういうところは規制する法律があるんです。実は銀行には規制する法律はないんですね。だから銀行は、ユーリー、お客様の方と契約を結ぶときも、法律の手続によらず何とかと書いてあるわけです。それは、金利を上げたり、後から担保をとったり、さらに第三者保証をとったり、そういうことが約定書の中に、法律の手続によらずと書いてあるんですよ。

私はやはり、契約というものは、本来、初めにやった契約が一番大事なんですね。だから、例えば最近の是楽融資を見て、二十年前

あなたのおたくのおじいちゃんの土地でしょう、これね、相続大変だから二十階建てのビル建てなさいよ、うちが三十億出しましょ、テナントも全部入れましよう、こういうふうにやったわけですが、昨今の不景気でテナントは出ていつちゃう、

こうした事例について、今後やはりいろいろな問題点が出てくると思うんですが、公正取引委員会としては、銀行とユーザーの関係というの

○上杉政府参考人 銀行業に対しましては、独占

禁止法の適用がありますので、当然に、不当な表示でありますとか優越的地位の乱用ということになります。問題になり得るわけでございます。これまでには主務官庁の厳し目のといいますか、詳しい規制の

て、独禁法上問題になることは少なかつたんですけど、けれども、昨今の規制緩和の流れの中で、借り手借りる側からいろいろな声が聞こえるようになつた。それらを調査いたしまして報告書の形にまとめ、独禁法上問題となるような行為についての考え方を示したこともあるんですけど、いずれども、いざわいにせよ、だんだん厳しくなるということござりますので、そういうた優越的地位の乱用という観点から問題となり得る行為をできるだけ把握いたしまして、今のような声に対しても的確に対応できるようにしたいと考えております。

○中山(義)委員 契約締結時における書面交付義務というのをこの法律に入れてはいるんですが、銀行さんの方で何かどうも契約書を取り交つてない

なかつたり、そういう事例があるやに聞いてる
んですが、私はちよつとよくわからんんですが
そういう約定書みたいなものも銀行の方にはあつ
て、それで、それは、さつき言つた、法律の手続
によらず勝手に金利を上げたりなんかできるみた

も、これは僕は大事だと思ふんですね。
やはり、銀行とちゃんとした契約を結んで、そ
の契約が守られていかなきやおかしい。さつき

したわけですから、その担保が値段が下がつても

資産デフレで下がつていつても、そこで契約をしたはずなんですね、本来は。だから貸した方にも責任があるはずだということを私たちは言いたくて、こういう契約の条項をつくっているんです。

うんですが、やはり、本当に、中小企業が大銀行から金を借りて、いつも大銀行からいじめられるのは中小企業なんですね。そして、結論から言いますと、大銀行が扱っている大きなところは産業再生機構に行くわけですよ。それで救われちゃう債権放棄されちゃう。では、中小企業はどうなのか。民事再生法だって認められませんよ、最近本当に小さいところは民事再生法なんか認められちゃう。とすれば、大企業と中小企業はこんなに格差がある。公平公正じゃないじゃないですか。

銀行さんが、いつも、中小企業は小さいかつぱいせん、ところがでつかい大企業は大きいかつぱいせん、これをやられていたんじや、いつまでも中小企業は後へハ犬尻ですよ。つか、一九九

7%は中小企業で、そこで汗水垂らして働いていた人たちがいるということを考えていたときだったので、優越的な地位にいる銀行が、我々を、特に庶民をいじめないような、そういう監視を公取でぜひやってもらいたいんですが、どうでしょうか?

てす
こういう現状を見ると、結局、商売がどんどん悪くなつてくる。悪くなつくると銀行にお金が

の個人保証というのは、保証として無限なんですね

よ。いつまでも保証で追つかれられる。最後はどこかに逃げなきやならない。または、みずから自分の命を絶つて、その生命保険か何かで借金を返すとか、そんなけなげなことを日本人というのはやつちやうんですよ。そういうけなげな人たちをがりがりいじめているのが私は銀行だと思うので、この辺を今後しつかり、不公正な取引または優越的な地位を利用して庶民をいじめている、こういう判断に立つてもらって、この法律案を後でお渡ししますので、ぜひ、自民党さんにもお願ひをして、これを通してもらつて、庶民が安全にお金を借りられるように、もう自殺なんか絶対ないよう、そういうふうにさせたいと我々は思つてゐるわけでございます。

いろいろな意味も含めまして、委員長から最後に重大な決意を述べてもらつて、私の質問を終わらいたいんですが、これは、重大な決意とともに、もし、民主党、我が党に、もつと人數をふやしてくれ、こういう意見を言つてくれというのがあつたら、我が民主党は受けますから言つてください。このくらい人數をふやして、こういう人たちを入れれば、絶対我が公正取引委員会はすばらしい事業ができる、このようなことまで言つていたいがでしようか。

○竹島政府特別補佐人 競争政策の重要性というの、そういうことで御認識いただいて、それを具体的にやつてある公正取引委員会の定員の増強、それから我々が持つておるいわば手段の強化、こういうことについて、これから具体的に努力してまいりたいと思いますので、どうぞ御理解、御指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○中山(義)委員 今のお話をしかと聞きましたので、今後ともひとつ精いっぱい精力的に、日本のかゆる商売や何かのお巡りさんになつてもいいわい、このように申し上げて、私の質問を終ります。

○村田委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時三十五分休憩

午後一時一分開議

○村田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、阪上善秀君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

この際、本案に対し、阪上善秀君外二名から、係る修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。阪上善秀君。本件につきましては、先ほど質疑を終局いたしております。

○村田委員長 本修正案は可

決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○村田委員長 ただいま議題となりました公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案について採決いたします。

○村田委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、谷畠孝君外五名から、自由民主党、民主

党・無所属クラブ、公明党、社会民主党・市民連合、保守新党及び宇田川芳雄君共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりま

す。

提出者から趣旨の説明を求めます。中山義活君。

○中山(義)委員 ただいま議題となりました附帯決議につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

公正取引委員会を内閣府の外局に移行されると、その趣旨の説明を求めるための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(案)

案に対する附帯決議(案)

ます。

内閣提出、公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、阪上善秀君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

この際、本件に対し、阪上善秀君外二名から、係る修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。阪上善秀君。

本件につきましては、先ほど質疑を終局いたしております。

○村田委員長 本修正案は可

決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○村田委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、谷畠孝君外五名から、自由民主党、民主

党・無所属クラブ、公明党、社会民主党・市民連合、保守新党及び宇田川芳雄君共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりま

す。

提出者から趣旨の説明を求めます。中山義活君。

○中山(義)委員 ただいま議題となりました附帯決議につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

公正取引委員会を内閣府の外局に移行されると、その趣旨の説明を求めるための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(案)

案に対する附帯決議(案)

び法の厳正な執行による抑止力の強化を図る

ため、公正取引委員会の審査機能及び審査体

制を、早急かつ抜本的に強化するよう努める

こと。

二 独占禁止法について、違反行為に対する措

置体系の抜本的な見直しの検討を含め、その

一層厳正な執行力を図るとともに、規

制改革の推進、消費者政策の強化、不当廉売

への厳正な対処及び中小企業取引の公正化等

につき、経済社会の環境の変化に即応した適

切な対応を図ること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過

及び案文によって御理解いただけるものと存じま

すので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。(拍手)

○村田委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし

た。

○村田委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし

た。

○村田委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立総員。よつて、本案に対し附

帯決議を付することに決しました。

○村田委員長 ただいま議決いたしました法律案

に対する附帯決議(案)

案に対する附帯決議(案)

ます。

内閣提出、公正取引委員会を内閣府の外局に移

行させるための関係法律の整備に関する法律案及

びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、阪上善秀君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

この際、本件に対し、阪上善秀君外二名から、係る修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。阪上善秀君。

本件につきましては、先ほど質疑を終局いたしております。

○村田委員長 本修正案は可

決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○村田委員長 ただいま議決いたしました法律案

に対する附帯決議(案)

案に対する附帯決議(案)

ます。

内閣提出、公正取引委員会を内閣府の外局に移

行させるための関係法律の整備に関する法律案及

びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、阪上善秀君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

この際、本件に対し、阪上善秀君外二名から、係る修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。阪上善秀君。

本件につきましては、先ほど質疑を終局いたしております。

○村田委員長 本修正案は可

決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○村田委員長 ただいま議決いたしました法律案

に対する附帯決議(案)

案に対する附帯決議(案)

ます。

内閣提出、公正取引委員会を内閣府の外局に移

行させるための関係法律の整備に関する法律案及

びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、阪上善秀君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

この際、本件に対し、阪上善秀君外二名から、係る修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。阪上善秀君。

本件につきましては、先ほど質疑を終局いたしております。

○村田委員長 本修正案は可

決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○村田委員長 ただいま議決いたしました法律案

に対する附帯決議(案)

案に対する附帯決議(案)

</div

〔報告書は附録に掲載〕

ことあります。

これによりまして、東北電力の女川一号機、その構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案及び発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として経済産業省産業技術環境局長中村薰君、資源エネルギー庁長官岡本巖君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院次長松永和夫君、林野厅次長松本有幸君、環境省大臣官房審議官小林光君、環境省総合環境政策局長炭谷茂君及び環境省地球環境局長岡澤和好君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○村田委員長 これより質疑に入ります。

○村田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○村田委員長 まず、法案の審議に入る前に、最近問題になつてゐます電力の危機に関する御質問を何問かいたします。

○鈴木(康)委員 民主党的な鈴木康友でございます。

○鈴木(康)委員 どうぞよろしくお願ひします。

○鈴木(康)委員 先日、三月十日に、健全性評価等に関する小委員会で、保安院がまとめました健全性評価についての中間取りまとめというものが了承されたわけあります。これによりまして、循環系の配管のひびといふものはもう少し先にまた評価をしなきやいけないんですが、いわゆる炉心シユラウドのひびについての安全性といふものについては、ほぼ安全であるということが確認をされたという

立地地域での説明会を行なうなど、理解を得るべく、最大限の努力を傾けております。

当省としても、今後とも、地元の皆様から実施していきまして、そしてさらに事業者の皆さん方の取り組みを促して、国民の皆様方の原子力に対する信頼を一日も早く回復できるよう努め、そして、夏場の需要期がだんだん近づいております。

さて、お伺いしたいと思います。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

昨年の十一月から、総合資源エネルギー調査会の小委員会におきまして、ひび割れが発見された炉心シユラウドや再循環系配管の健全性評価について七回にわたって御審議をいただいて、先般、中間取りまとめが出たところでございます。

御指摘のように、その中では、炉心シユラウドについては、ひび割れの進展の状況を予測して十分な強度が維持されているか否かを確認する評価手法等は適切である、今御指摘の東京電力の六基の原子炉については、直ちに修理する必要はない、しかし、今後適切な頻度で点検を行うべきであるとの評価をいただいたところでございます。一方、再循環系配管につきましては、検査手法の信頼性が確認されるまでの間は修理を行うことが必要だ、こういう取りまとめをしていただいたところでございます。

東京電力に対して指示した再発防止対策が同社からも提出をされておりまして、当省からの指摘も踏まえた社内体制の改善を図る内容であることから評価できる、こういうふうに思つております。

さらに、東京電力の過去の自主点検記録の総点検についても、同社の最終報告において、新たに問題となるような事案はございませんでした。

そういうことで、私どもとしては、ようやく全体的な道筋がついてきたところでございますので、大変御不信をお与えいたしましたので、現在、

ております。

当省としましても、今後とも、地元の皆様から疑問等に誠実に回答させていただいて、安全面での取り組みについて十分説明責任を果たしまして信頼回復に努めてまいりたい、こう考えております。

以上です。

○鈴木(康)委員 地元への説明にはどなたがいらっしゃっているんでしようか。

○西川大臣政務官 保安院長を初め、幹部がそろつて出ていて説明をしております。

○鈴木(康)委員 今、保安院長初め、保安院の幹部の方が説明に出向いていらっしゃるということあります。

○鈴木(康)委員 今、大臣から御答弁をいたしました後段の部分、委員会で専門的な見地から安全性についての一定の評価が出た。あとは、今度問題になるのはいわゆる地元対策であると思うんですね。ここが一番肝心なわけでありますが、地元の皆さんに御理解をいただくという意味での地元対策についてのこれまでの経過と、今後どういうふうな予定になつてはいるのか、あるいは方針について御質問したいと思います。

○西川大臣政務官 その後の地元の対策の状況でありますけれども、健全性評価に関します中間取りまとめが三月十日で出できました。それから、東京電力の再発防止策が三月七日で出でましたので、一応、昨年からの不正問題への安全面での取り組みが大体出そろつた、こういうことを勘案しまして、地元の説明会を始めてまいりました。新潟、福島の関係自治体や議会などに既に説明をさせていただきました。二十一日には柏崎市、二十三日には刈羽村で、原子力安全・保安院から、地元の皆様に直接説明をさせていただきました。

説明会におきましては、原子力安全・保安院の責任など、大変厳しい指摘をいたしました。しかしながら、基本的な事項を含めて多くの問題がありましたが、予定時間を大幅に延長しながら進めていましたけれども、予定時間と合わせておりましたけれども、予定時間を大幅に延長しながらも十分な説明を行つてきました。こう私どもは考えて、受けとめております。

また、きょうも、それからあしたも、福島県の浜通り、富岡町と大熊町に出向いておりまして、十分説明をやつていこう、こういうことで行動し

ておられます。

○西川副大臣 私と高市副大臣、西川政務官、桜井

田政務官は、現地に出かけてお役に立ちたいとい

う申し入れをしてまいりました。ただいま松永か

ら御答弁を申し上げましたように、専門的な話も

これあり、また、東京電力も鋭意努力をしておら

れるという観点から、いずれその機会をいただけ

るものと思つております。

○鈴木(康)委員 今、西川副大臣から御答弁いた

だきましたけれども、私は姿勢の問題というのがあ

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

たしまして、地球温暖化対策の強化を図ることとしておりまして、これまでにも増して密接に環境省と共同で地球温暖化対策を実施していくことが不可欠であるとの認識から、石油特別会計の一部を環境省と共管することにいたしたものでござります。

○鈴木(康)委員 一説によりますと、今回の石油特別会計のグリーン化ということと、環境省とのこの特別会計の共管という方針については、いわゆる環境税、二〇〇五年には導入をしたいという方針があると思いますが、この環境税の導入の議論を妨げない、そういう覚書を取り交わすということで環境省側が納得、了承をしたという一部情報がありますが、この点について、これが事実かどうか、お伺いをしたいと思います。

○平沼国務大臣 エネルギー消費大国の責務といたしまして、地球温暖化対策への取り組みの一層の強化が不可欠であることから、私みずから、昨年十一月十五日に鈴木環境大臣と直接の話し合いの場を持たせていただきました。

今回のエネルギー政策見直しの一つの柱として、地球温暖化対策を実施して、石油特別会計の一部を環境省と共管すること等の認識を、先ほど御答弁したとおり、共有したこところでございます。

その際、両大臣間で取り交わした文書においては、いわゆる環境税について、環境省が第一ステップでの政策の候補の一つとして検討していることが触れられているわけでございますけれども、これは、地球温暖化対策推進大綱の内容を確認したと私どもは思っております。

これまで、地球温暖化対策推進大綱の策定を初めとして、地球温暖化対策の推進に当たっては、両大臣が、地球温暖化対策推進副本部長として連携をして取り組んできているところでございますけれども、今般の見直しにより、さらなる連携の強化が図られるもの、このように私ども思つていいところでございます。

○鈴木(康)委員 それでは、環境省の方にお伺いをしたいんですが、今回のこの方針について環境

省としてはどのように受けとめているか、御答弁をお願いします。

○岡澤政府参考人 地球温暖化対策につきましては、昨年の三月に政府で定めた地球温暖化推進大綱によりまして対策を進めているわけでございまして、この中で、温暖化対策にはステップ・バイ・ステップのアプローチをとるということが書いてあります。

二〇〇二年から二〇〇四年の第一ステップにおきましては、既存税制や特別会計のグリーン化を進め、その後、二〇〇四年に実施する評価、見直しにおいて必要とされた場合には、第二ステップ

以降、早期に温暖化対策を導入するということを環境省としてはかねてから主張していたわけでございまして、今回の石油税の見直しあるいは石油特別会計の見直しにつきましては、この第一ステップにおける既存の税制あるいは特別会計のグリーン化として評価できるというふうに考えておるわけでございます。

それから、今回の見直しを通じまして、当然でございますが、温暖化というのはエネルギーの使

用と非常に密接な関係を持つていて、そこで、政府としては、昨年三月に温暖化対策推進大綱をつくつて、その中で、例えば各種の省エネ・新エネ施策の強化、それからクリーン開発メカニズム事業の推進、吸収源対策の推進など百種類を超える具体的な対策のパッケージを示し、そのパッケージの推進に今取り組んでいるというところでございます。

また、これにつきましては、ステップ・バイ・ステップのアプローチということで、節目節目で施策の進捗状況につきまして評価を行い、その評価の結果、施策の推進が不十分だというものにつきましては、新たな支援措置あるいは強化措置を導入するというふうなことで考えておるわけでございます。

○岡本政府参考人 十五年度においては、環境省によるエネルギー特会を活用した予算は、総額六十億円でございます。地方公共団体等に対する代理工事・省エネ対策の促進支援、あるいは京都メカニズム活用のための海外での事業調査や人材育成支援等が中心になつていて、私どもは承知をいたしております。

今後の環境省の歳出規模につきましては、先生

きわめながら、毎年度の歳出需要等を踏まえながら、環境省と財務省との調整の上で決められるものというふうに私ども承知をいたしております。

○鈴木(康)委員 それは、環境省と財務省と、当然、経済産業省も含めてということによろしいですか。

○岡本政府参考人 私ども、環境省との間では、いろいろな協議会等を設けて緊密な連携を図っていますが、予算については、基本的に環境省と財務省との間の調整ということにならうかと思ひます。

○鈴木(康)委員 それでは、環境省の方に引き続

き御質問したいと思います。CO₂排出削減に向けていろいろな意味で対策をやつてこられたと思ひますけれども、環境税導入を前にして、これまでどういう対策を行つてきただけに、まずは御質問したいと思います。

○岡澤政府参考人 先ほど申し上げましたように、政府としては、昨年三月に温暖化対策推進大綱をつくつて、その中で、例えば各種の省エネ・新エネ施策の強化、それからクリーン開発メカニズム事業の推進、吸収源対策の推進など百種類を超える具体的な対策のパッケージを示し、そのパッケージの推進に今取り組んでいるというところでございます。

また、これにつきましては、ステップ・バイ・ステップのアプローチということで、節目節目で施策の進捗状況につきまして評価を行い、その評価の結果、施策の推進が不十分だというものにつきましては、新たな支援措置あるいは強化措置を導入するというふうなことで考えておるわけでございます。

また、これにつきましては、ステップ・バイ・ステップのアプローチということで、節目節目で

要だと思うんですが、これまでそういった対策が果たして効果が上がってきたのかどうか、その点、環境省としてどのように評価をしているか、再度御質問したいと思います。

○岡澤政府参考人 御指摘のように、産業部門の方はある程度対策が進んできていますが、民生、運輸部門で削減の方向にまだ向いていないということがございます。結果的には、二〇〇〇年度では一九九〇年度と比べて八%の増加という高い数字となつて、その主たる原因は、民生、運輸部門の増加分だというふうに考えております。

ただ、運輸部門につきましては、一九九九年度につきまして初めて単年度として減少に転じておりますが、そういう意味では、それまでの施策が字とあって、その主たる原因は、民生、運輸部門につきまして初めて単年度として減少に転じておりますが、そういう意味では、それまでの施策があります。つまり、まだ上昇傾向が続いている程度効果を示してきているというふうに考えられます。

それから、民生部門の施策につきましては、昨年の大綱で新たな施策の追加、例えば省エネ基準ですとかトップランナー方式の機器の拡充などかなりつけて、その中で、例えば各種の省エネ・新エネ施策の強化、それからクリーン開発メカニズム事業の推進、吸収源対策の推進など百種類を超える具体的な対策のパッケージを示し、そのパッケージの推進に今取り組んでいるというところでございます。

また、これにつきましては、ステップ・バイ・ステップのアプローチということで、節目節目で施策の進捗状況につきまして評価を行い、その評価の結果、施策の推進が不十分だというものにつきましては、新たな支援措置あるいは強化措置を導入するというふうなことで考えておるわけでございます。

○鈴木(康)委員 余りよくわからなかつたんです

が、実態を見ますと、二〇〇〇年度の二酸化炭素排出量、特に民生、運輸部門で、一九九〇年度比で約二〇%増加をしているんですね。これは大変な増加率であります。京都議定書の我が国のCO₂削減目標を達成するために、当然この民生、運輸部門についてのさらなる省エネというものが必

温暖化対策税は、温室効果ガスの排出に応じま

して価格を変えることによりまして、消費者また事業者が自主的に、みずから行動を環境負荷の少ないものにするよう促進する効率的な方法であると考えております。

また、税収の使い道につきましてもさまざまなもの御議論があるところでございますが、環境省といたしましては、燃料電池や省エネなどの環境保全技術の開発普及、吸収源対策の推進といった対策に幅広く活用されれば、温暖化対策上の効果も得られるとともに、環境産業の発展等に統いて、我が国の経済の活性化、また、新たな雇用の創出にも資するものと考えておるわけでございます。

現在、中央環境審議会に設けております地球温暖化問題調査委員会では、この問題について、

○鈴木(康)委員 特に産業界、今回のグリーン化でもかなりまた税金のことに気をもむわけではありませんが、さらに環境税ということになりますと非常にセンシティブな状況になりますので、ぜひそういった、日本の国際競争力を落とさないためにも、産業界への影響というものを十分配慮して今後また検討していただきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○奥田委員 民主党政の奥田でござります。
鈴木委員に続きまして、質疑を続けさせていた
だきたいと存じます。
まず、今回の法案、何處かまだちて改正案を審
議いたいと思います。

明仁天皇即位式典を前にして、日本経済は、政策上の効果が得られるとともに、我が国の経済活性化や雇用創出につながるような方向で具体的な法案の検討を進めていただいております。ことしの夏ごろまでを目途に取りまとめをして、世の

中にお示しをし、国民の方々、関係方面的御意見をいただくとともに、また、御理解の得られるよう、私どもとして最大限の努力を傾けていきたいと考えておる次第でございます。

大臣にお聞きしたいんですけれども、この関連法案の改正根拠といったものは、エネルギー政策の見直しといったことが根底にあるということでおろしいでしようか。

○平沼国務大臣 先ほど来の答弁の中でも申し上げさせていただきましてけれども、やはり地球温暖化対策ということが、世界が取り組むべき非常大きな課題でございます。

そういう中で、私どもいたしましては、いわゆる温暖化対策の中で、特に環境に配慮した形で見直しを行っていかなければならない。ですからそういう面では、歳出歳入とも含めて見直しの必要性がある。

な論点の一つになっております。どのような場合効果的なのか、また、税務上の効率性といったような観点も考えなければいけないということにおいては、上流、下流、それから場合によっては排出時という三つについて、実は昨年の六月オプションが示されております。それのどれがよいか、現在、税制専門委員会のところで御検討いた

まず第一に、省エネ・リサイクル法についての

四%ぐらいの、掛け算した数字になるかと思いま
す。

改正もございます。こちらは支援事業の適用範囲拡大が主になるかと思いますけれども、会計検査院の指摘などでも、この支援制度ができて十年来、その効果を上げていらないという指摘がござります。大臣の方から、こちらの、支援措置の評価に

効果を上げているということはありましたけれども、会計検査院の指摘で効果を上げていないということが指摘されていて、省庁の方は効果を上げているということを言う。

○高市副大臣 会計検査院の指摘に触れられましたが、これは、平成十三年度の決算検査報告において、実績が一件しかないといった部分をお読みになつたのかと思います。これは省工不分野のみの債務保証の実績に限定したものでございますが、この法律の支援対象であります省エネ、リサイクル、フロン分野の債務保証・利子補給措置全

体では七十件ございます。

この法律に基づきまして事業者が策定する事業計画の承認件数というのは、これまでで百六十二件ございます。債務保証、利子補給の利用実績は

六十九件、それから課税特例の利用実績も八十一件、中小企業信用保険法特例の利用実績が十五件となつておりますので、この法律におきます支援については、省工不対策それからリサイクル対策を促進する上で一定の効果があつたものと認識をいたしております。

○農田委員 私の手元の資料と件数は大体同じで、すけれども、債務保証一つにしても、債務保証が発生すればいいというのもではもちろんありませんけれども、こちらの債務保証、例えば今の残高、あるいは利子補給の現状で実施している件数あるいは金額、そういうたデータがありましたら、教えていただけませんでしょうか。

りません。
保証残高、合計で二億三十三ありますけれども、二十一
億一千三十万五千円でござります。
貸付金額、ちょっと失礼します。(奥田委員別
に参考人に答えてもらつてもいいですよ」と呼ぶ)
貸付金額が五十七億六千万円。はい、済みません。
○奥田委員 利息補給が五十七億に対して、○

ユースといふところまで概念を広げて支援している。先ほど言つたように、考え方自身は間違つてないんだろうと。

ただ、そのやり方の中で、例えば、私どもも、今のリユース、リデュースという思想のもとでも、デボリット法制、そういうもの訴えをあります。あるいは、フロン法ができた後も、今度は特定フロンの密輸入といった問題が出てきたとしています。新しい企業の流れとしては、環境会計を導入したり、あるいはISO14000を取つて、企業自身がライフサイクルアセスメントの視点から自分たちの生産活動を見詰め直していく。このようない動きに対し、経産省がもっと誘導措置あるいは啓蒙措置というのをとつていて、私が、私は、お金の利息を出してやろうとか、そういうことよりも、もつと本来の姿であると思つております。

ぜひ経産省の方から、こういった省エネ、リサイクル、今は法律の中での論議ですけれども、リユース、リユース施策といったものについての考え方を教えていただきたいと思います。

○中村政府参考人 お答えいたしました。今般法律改正をお願いいたしましたのは、いわゆる京都議定書の地球温暖化の問題、さらには、御指摘のような最終処分場であるとか、もろもろの新しい状況の変化に今の法制が十分対応し切れていませんといふ反省点に基づいたものでございました。

そのような意味で、今般お願いしておりますものは、もともと廃棄物問題といふのが、フロン問題も含めてございますけれども、一国だけできていません、地球温暖化問題もそのようなものであるということで、範囲を見直しまして、一つは、温暖化についての海外の事業、それから、使用済みのいろいろな問題については、使用済み物品のリサイクルだけではなくて、リデュース、リユースについて政策の対象として広げていきたいといふ点でございます。

それから、委員が御指摘にありました点でござりますが、私ども、法律をつくって約十年たつと、新しい説明の場等々がなかなか設けられないこと、もあって、周知度がやはり落ちてきたという点は免れられないところでございます。

つきましては、今般の改正がなりましたら、それをもつて、各通産局を通じて全国の中小企業者等々に徹底を、施策の広報をやっていきたいといふふうに考えております。

○奥田委員 質問通告がなくて、ちょっと成り行きで質問しましたので準備もできていなかつたとおもいますけれども、今のような問いかけに、私はこういうことをやっていますということを、ぜひとも西川副大臣、御発言ありましたらお願ひします。

そのほかにも、私は、容器リサイクル法なんかもありますけれども、燃料課税ばかり考えるよりも、使い捨て製品に対する規制であると對しては規制があつてもいい時代だと思います。そういう使い捨て製品に対する規制であるとか、あるいは、電機関係の人々に怒られそうですねども、自動販売機一つにしたつて、どうしてこんなにはんらんしているというような状況まで、自由なまま放任しなきゃいけないんだろう。これも少し限度がありますよ、そういう施設がもう出てきてもいいころなんぢやないかと思つております。ぜひともそういう観点も持つていただければと思つます。

西川副大臣、どうぞ。

○西川副大臣 今、中村局長から御答弁を申し上げたところでございますが、奥田先生、環境の問題に大変お詳しく述べてございまして、常々敬意を表しております。

○平沼国務大臣 特別会計制度というのは、今御指摘のように、大変膨大化して、そしてさまざまなものに批評があるといふこともよく承知をしておりましたものについての大手のお考へを示していただきたいと思います。

こういった現状にかんがみて、これから、中期的な視点での特別会計制度、特定財源制度といつたものについての大手のお考へを示していただきたいと思います。

こういったことを踏まえまして、お願いをしております環境省との連携によるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策の実施、省エネ・新エネルギー対策の拡充、それから天然ガスへのシフトの加速化など、エネルギー政策や歳出構造の見直しを行いました。

そういう形で、私どもは、エネルギー特別会計について申し上げますと、特定財源について申し上げますと、先ほど申し上げたように、やはり中長期的な観点に立つことがこれは必要なことでございまして、石油開発のこと一つとりまして、あるいは備蓄一つとりまして、これは大変中長

に力点を置いてやつていきたい、こういうことを考えております。

○奥田委員 どうもありがとうございます。

続きまして、今法案で、特定財源、そして特別会計といったものが出できます。個別のものに今は言及しませんけれども、こういう改正が出てく前に、やはり大ものところとして、これから國の財政、特別会計というものがどういう姿になつていくんでしょうか、あるいは特定財源にしてもどういう姿になつていくんかということが、少なくとも政府の上で、あるいは内閣の上で見通しが立つて、基本姿勢というものがあつて出てくるべき、いじるべき法改正だというふうに私は思います。どうも、そこの大ものところの議論が完結する前に小さな改正、緊急性があつたかどうかわかりませんけれども、小さな改正が出てきてしまつてゐるというふうに思います。

そこで、二つ一緒にいいですけれども、特別会計制度、もちろん皆さんは御存じのことですけれども、今三十七会計で、歳入でいえば四百兆弱の大きな予算を持つた特別会計制度、あるいは特定財源にしても、その使途を限られたものが国税収入の大体一〇%を占めている。

こういった現状にかんがみて、これから、中期的な視点での特別会計制度、特定財源制度といつたものについての大手のお考へを示していただきたいと思います。

こういったことを踏まえまして、お願いをしております環境省との連携によるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策の実施、省エネ・新エネルギー対策の拡充、それから天然ガスへのシフトの加速化など、エネルギー政策や歳出構造の見直しを行いました。

そういう形で、私どもは、エネルギー特別会計について申し上げますと、特定財源について申し上げますと、先ほど申し上げたように、やはり

我が省に関する特定財源についての考え方を申上げますと、エネルギー政策というのは、石油等の備蓄ですか、あるいは石油、天然ガスの自主開発というような部分、先ほど来御議論いたしております新エネルギー・省エネルギーの推進、それから、非常に大切な電源開発の推進。ですから、どうしてもこういったことは、長期的な視野から計画的に遂行する、このことが私どもは不可欠だと思っております。

このために、エネルギー特別会計のことで、受益者負担の観点からその負担をエネルギー使用者に求めまして、所要の施策を実施している、こういうものだと思っております。

このエネルギー特別会計につきましては、社会情勢の変化を踏まえて、これまでも、たびたびいろいろ見直しを行つてきるところでございまして、平成五年度には省エネルギー対策を追加するなど、累次にわたつて法改正を行つて、制度や歳出の見直しを行つてきたところでござります。今般も、一つは、京都議定書を批准したものですから、地球温暖化対策推進大綱をより着実、円滑に実施していくためには、エネルギー分野における地球温暖化対策の充実強化に早急に取り組む必要がある。それから、昨今の流動的な中東情勢、これも勘案をして、燃料源の天然ガスへのシフトなど、エネルギーセキュリティ対策を強化する必要がある。

こういったことを踏まえまして、お願いをしております環境省との連携によるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策の実施、省エネ・新エネルギー対策の拡充、それから天然ガスへのシフトの加速化など、エネルギー政策や歳出構造の見直しを行いました。

そういう形で、私どもは、エネルギー特別会計について申し上げますと、特定財源について申し上げますと、先ほど申し上げたように、やはり

期的に、そして国民の生活の安定のために効率的、安定的にやらなければならない、こういうことでございますので、私どもは、不斷の見直しは行わなければならぬと思いますけれども、やはり特定財源というものは受益者の負担に立った観点で推し進めていくことが望ましい、こういふふうに思つてゐるところでございます。

○奥田委員 私の耳には中長期的視野ということが残りましたけれども、私は、国の施策というものは、すべてとは言いませんけれども、八割方みんな中長期的視野のもとで予算をいたいでいるものだというふうに思つております。単年度主義がいいかどうかということはおきまして、この方針が毎年変わつてもらつてはだれもが困つてしまふということだと思います。

今回の中長期的視野の上での意見でもありますけれども、どうしても特別会計を温存する色合いが強いんではないかという意見、あるいは、これは政府の方からですか、税収の用途を特定するということは、資源の適正な配分をゆがめ、財政の硬直化を招く傾向があることから、その妥当性には常に吟味が必要であるといつたことが、これは税調ですか、言われておるやはりこういった意見を反映した改正ということを私は望みたいと思います。

私自身の意見で言えば、やはり特別会計なども、社会保険や保険的なもの以外は順次一般会計の中に入れていくことができる動きを今からとつていかないと、この国の国民負担をふやさないで財政を少しでも改善していくくといふ道につながらないのではないかというふうに思つております。

先ほどから、温暖化対策といつたことも言われております。現状でクリーン開発メカニズム、これは私も環境委員会の中でも、これから京都議定書の目標達成のためには日本がやはり一番有効に使つていかなければいけない施策の一つであらうということは言わせていただけております。

法案対象の中にクリーン開発メカニズムに対する支援といつても入つてきておりますけれど

も、今、クリーン開発メカニズム自体、国際間でのような話し合いの中にあるのか。まだCOP8の中では結論は出でないけれども、どうして奥田委員 私の耳には中長期的視野ということが残りましたけれども、私は、国の施策というものは、すべてとは言いませんけれども、八割方みんな中長期的視野のもとで予算をいたいでいるものだというふうに思つております。単年度主義がいいかどうかということはおきまして、この方針が毎年変わつてもらつてはだれもが困つてしまふということだと思います。

今回の中長期的視野の上での意見でもありますけれども、どうしても特別会計を温存する色合いが強いんではないかという意見、あるいは、これは政府の方からですか、税収の用途を特定するということは、資源の適正な配分をゆがめ、財政の硬直化を招く傾向があることから、その妥当性には常に吟味が必要であるといつたことが、これは税調ですか、言われておるやはりこういった意見を反映した改正ということを私は望みたいと思います。

私自身の意見で言えば、やはり特別会計なども、社会保険や保険的なもの以外は順次一般会計の中に入れていくことができる動きを今からとつていかないと、この国の国民負担をふやさないで財政を少しでも改善していくくといふ道につながらないのではないかというふうに思つております。

先ほどから、温暖化対策といつたことも言われております。現状でクリーン開発メカニズム、これは私も環境委員会の中でも、これから京都議定書の目標達成のためには日本がやはり一番有効に使つていかなければいけない施策の一つであらうということは言わせていただけております。

法案対象の中にクリーン開発メカニズムに対する支援といつても入つてきておりますけれど

も、今、クリーン開発メカニズム自体、国際間でのような話し合いの中にあるのか。まだCOP8の中では結論は出でないけれども、どうして奥田委員 私の耳には中長期的視野のこと

が

思

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

天然ガスにつきましては、ガスシフトを大きく進めしていく、それから、さらにはその延長線上で、燃料電池を初めとするガスの新しい利用技術といふもの思い切って開発を進めていく、そのためには、将来に向けて相当多額の歳出需要というのが避けられないかと思いますので、必要最小限の形でガスについても負担を見直させていただいた次第でございます。

○奥田委員 質問時間が来たようですので、自分の方から言うだけにしますけれども、先ほど受益者負担の特別財源というものがありましたけれども、これからいろいろなものが入ってくると、原因者負担といった考え方やはりいろいろな税制の中では生まれてくることだと思います。余りに硬直化させることなく運用していただきたいと思います。

また、温暖化で一つ言えれば、先日、京都の世界水フォーラムに参加させてもらつて、モンゴルの環境大臣とお話しさせていただく機会がありました。そのとき、私も知りませんでしたけれども、向こうの方では気候変動の影響をもろに受けている、最高気温が四十度、地表面温度が七十度から行く、そして最低気温はマイナス五十度を超える、二百以上の河川が消失して、地図の上からも琵琶湖の大きさの湖が消えてしまったという大変な事態になつていて、生活の糧の家畜も毎年一二、三百万頭ずつ失われていています。

産業の育成はもちろん大事なことでありますけれども、先進国が、そういう南太平洋の島とかモンゴルとか、二酸化炭素排出にはほとんど関係のない国に対しても大きな負の影響を与えていいんだ、そして、その責任はやはり先進国が取り組むべき重いものがあるということを訴えさせていただきまして、私の質問を終わります。

○村田委員長 山田敏雅君。

質問の前に、一つ、もう一年以上前からなるんですですが、破産法の改正について最近ニュースが

入りましたので、ちょっと質問させていただきます。

中小企業の事業主の個人保証制度並びにその連帶保証制度、これが、日本の場合、もしもの場合には身ぐるみはがされて自殺をされる方が非常に多いということで、非常に野蛮なこの制度を何とか欧米並みの制度に変えようということで、ずっと議論をしてまいりました。

民事執行法というのが今度国会に出されました。この中で、自由財産、要するに、個人保証をしたけれども財産は残そうと今までの日本の法律では二十一万円、一月分の生活費ですから、事实上、身ぐるみ全部はぐ、こういうことだったんですね。今回は、その一ヵ月分を二ヵ月分にしますという法案が出されました。ですから、私たちがこの経済産業委員会でも議論して、大臣もたびたび答弁いただいて、この前近代的な制度を変えようということが全く無視されたということです。

法務省に聞きました、どうしてこういうことをやつたんですかと。これは、債権者が、自由財産をふやしてもらつては困ると言われたからですと。ああそうですか、それでは、破産法はどうするんですかと。正はまだ延びまして、去年は三月と言っていたんですけども、夏ごろと言つていたんですが、今は二百三十回はさらに延びて秋になる、こういうことでござります。

今、中小企業は、銀行からお金を借りる場合、もちろん代表者が個人保証になるんですが、そのほかに、役員を連帯保証、役員が三名最低必要で融公庫も国民金融公庫も実際に行われております。いざとなつた場合には、その三名の個人保証によって、競売をかけて全部財産をとる、こういうことが行われているんですね。

ですから、一回ここで、経済産業省としてはつきりした態度を表明していただきたいんです。この制度は、中山義活委員が言われましたように、

もともと、アメリカやドイツの法律に比べて、日本

の法律は、銀行と中小企業者、優越的な地位にある人と弱い立場にある人、これが対等にできなくなっています。こちらの方がもちろん強いわけですから。

大臣、一回銀行の約定書をこちらになつたらわかりますけれども、とんでもないことが書いてあるんですね。私が好きなときにいつでも金利を上げることができますよ、私が好きなときにいつでも追加担保を出せますよ、私が好きなときにいつでも保証人をふやしてください、そういうことがずっとと書いてあるんです。一方的な契約なんですね。今まで、契約をするときは、そういう約定書を見せたら銀行は持つて帰るんですね。置いておかないので。これは公序良俗に反する、ドイツの法律では法律違反であり、憲法違反。要するに、それが嫌ですと言つたら、融資しません、こう言えます。

ですから、これを民主的な制度に変えるには、まず政府系、特に保証協会、中小企業金融公庫あるいは商工中金、こういうところから、めつたやたら個人保証をとるというのはやめよう、これは経済産業省ができるわけですね。法務省に幾ら言つても全然話が通じませんので、ここからちよつと始めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○平沼國務大臣 お答えさせていただきます。民事執行法の差し押さえ禁止財産については、御指摘のように、現行の生活費二十一万円を二ヵ月分に拡大する方針が示されているところですけれども、破産法の自由財産の範囲をどの程度にするかは、現在、山田先生も御承知のように、法制審議会倒産法部会において検討されておりまして、まだ結論が出ていないわけではない、このように認識しております。

それから、信用保証制度については、これも御承知だと思いますけれども、本人以外の第三者から保証を徴求する可能性があるのは八千円を限度額とする無担保保証制度でありますけれども、本制度におきましても、平成十二年十二月二十五

に、自由財産の幅を大幅に拡大すべき旨の意見を述べているところでございます。

確かに、御指摘のように、同部会では、一方、債権者保護の立場から、自由財産の範囲は二ヵ月分程度、そういう意見も出ているところでございまして、ことしの夏の終わりごろまでに結論が出る、こういう形で議論が進んでいる、このように承知しています。

我が省といたしましては、自由財産の範囲を差し押さえ禁止財産よりも拡大して、裁判所の裁量により自由財産の範囲を拡大する基準を明確にして、そして中小企業経営者の再チャレンジの観点が自由財産の拡大に考慮されるように、倒産法部会の審議のみならず、法務省に対しても私どもは働きかけを行つておるところでございまして、これからも強めていきたい、こう思つております。

それから、第三者保証制度についてのお尋ねでございます。

これはもう山田先生御承知だと思いますけれども、いろいろ私ども取り組んでおりまして、政府系金融機関である商工中金と中小公庫においては、保証人を徴求する場合には、貸出先企業の代表者や実質的に經營に関与する役員に限つて保証を求めておりまして、これ以外の第三者保証人を徴求することは原則としてありません。

国民公庫においては、その融資対象が、小規模企業であつて担保が乏しいことから、保証人による融資が多くなつています。

しかしながら、国金におきましても、一月末でござりますけれども、担保や第三者保証人がなくても一千万円までは、これはまたちよつと問題と言われるかもしれません、〇・七%の上乗せ金利を支払つていただければ融資することが可能になる制度をつくるております。

それから、信用保証制度については、これも御承知だと思いますけれども、本人以外の第三者から保証を徴求する可能性があるのは八千円を限度額とする無担保保証制度でありますけれども、本制度におきましても、平成十二年十二月二十五

日に中小企業庁から通達を出しまして、運用上、原則として五千万円までは第三者保証人を徴求しない、こういうふうにしております。

信用保証協会では、五千万円を超える無担保保証を利用している中小企業の方はそれほど多くはございませんで、大半の方は第三者保証人なしにござります。

このように、政府系金融機関等におきましては、

第三者保証人なしで融資・保証が受けられる制度の拡充を積極的に行ってきましたところでございます。

けれども、信用保証制度については、一つは、第三者保証人制度を活用して融資を受けたいと思っている中小企業のニーズや、また今後、第三者保証人徴求をやめるとした場合、中小企業金融にどのような影響を及ぼすのか、三番目として、第三

者保証人徴求をやめた場合のリスクをどうカバーしていくか、こういったことについてどういった拡充を行うことが可能か、今検討をしているところでございます。やはり指摘のようなそういう問題がございますので、私どもは積極的に検討しなければならない、こういうふうに思つております。

国金については、中小企業担当大臣の立場としては、先般創設をいたしました第三者保証人徴求免除特例の積極的な活用をさらに促していきたいたしましては、国金を管轄する財務省とも私どもは連携してやらなければならない、このようと思つております。

○山田(敏)委員 法務省の倒産法部会、前にも言いましたけれども、七割の方は大学の先生がやつていらっしゃる、あるいは発言をした、こうおっしゃつたんですけれども、中小企業庁の方、どの立場の人があなういう発言をして、それが部会の議論にど

ういうふうになつたか、ちょっと教えていただけますか。

○平沼國務大臣 事業環境部の企画官が、昨年来、同じ話題が出まして、公正取引委員長は、こう

言はしている、こういうことでございます。

○山田(敏)委員 けさの公取委員会の法案のとき

に反することだという意味も含めまして、そういう決意を語られました。

さつき私が申し上げたのは、経済産業省としてできること、それは、こういう個人保証制度それから自由財産の範囲を、法務省がなかなか動かないものですからね、意見を言うのはいいんですけども、その結論も今のような、一ヵ月を二ヵ月にします、こんなものがまた出てくるような気がしますので、ちょっと大臣、もう一回、経済産業省として、今おっしゃったように、本当に、一回倒産した人がもう一回生きていくことができる、あるいはもう一回会社をつくつてやることができると。

僕は、アメリカのシリコンバレーのベンチャービジネスの人たちに会つて、日本の話をしました。中小企業でベンチャービジネスが倒産したら、次

の日に自殺するんですよ。その人たちは何と言つたかと、そんなことがあるんですか、会社がもしだめだったら、次の日に新しい会社をつくつてやっていくのが当たり前じゃないです。○山田(敏)委員 法務省の倒産法部会、前にも言いましたけれども、七割の方は大学の先生がやつていらっしゃる、あるいは発言をした、こうおっしゃつたんですけれども、中小企業庁の方、どの立場の人がどういう発言をして、それが部会の議論にど

う体験を経てやれば確率が高くなるということは言えると私は思います。したがつて、再チャレンジができるような形、そういう体制を整備していかなければならぬ、こういうふうに思つております。

新規に業を起こす、あるいは中小企業、これは我が省が所管しているところでございまして、新しく業を起こすことに関しましては、例えば、もちろん本人保証のない開業資金を貸し付けるという制度もつくらせていただいて、これも非常に成功裏に進んでおりますし、それから最低資本金の額も、例えば一円からでもできる、こういう制度もつくらせていただきました。あるいは、まだまだアメリカに比べては劣つているところでございますけれども、間接投資から直接投資に比重を移すように条件整備もさせていただきました。

そういつたことを含めて、自由財産制度の範囲でござりますとか、そういうことも私は所管の大蔵として全力でやらなければならない、こういふふうに思つています。

○山田(敏)委員 あと二つあるんですが、ちょっと時間がなくなつてしまいましました。

地球温暖化の問題、今、奥田委員からも議論がありました。一九八八年に、総合エネルギー調査会では、二〇一〇年までに十六基から二十基の原子力発電所が必要であります、こういうことを報告されました。その後、それが、現実的には十三基だというふうに修正されました。さらに現在、非常に原子力発電をめぐる情勢が変わってきて、だんだん怪しくなってきた。そこで、このCO₂の問題、原子力発電所が今後建設されないということになりますと、非常に大きな影響が出てくるわけですね。

それで、経済産業省にお願いしました、もし原子力発電所ができなかつたらどんなケースが想定されるかと。立派な報告書をつくつていただきまして、私もよく読んで、なかなかのものだなと思いました。

は世界で最も不平等条約、日本にとつて不利な条約だつたわけですね。これ以上省エネルギーを産業がどんどん進めるということは、日本はもう来るところまで来てしまつていて。さらに、原子力発電所が建設されないとなると、やる方法は産業を小さくするしかねません。そうすれば議定書を満足することができます。その試算をしていただいたら、雇用で約二百三十万人の人が失業しなければいけない。いろいろな経済への影響を評価していただいだんすけれども、経済に大変な悪影響が及ぶわけです。

原子力発電所、今も議論になつておりますけれども、やはり国民に対する信頼をちゃんと政府がやつてきたのかなと。先般、本会議でもあの刈羽村のことをやりましたけれども、住民の方に聞いたら、やはり政府というのは何か隠している、何か都合のいいことを言う、本当にフェアにやつていいんじゃないいか、こういうことなんですかねども、原子力発電所の今後の見通しについてお答えいただけますでしょうか。

○岡本政府参考人 原子力発電所で、長期エネルギー需給見通しで十基ないし十三基の増設というふうに言つておりますが、特に大事なのは発電電力量のキロワットアワーの方でござります。今、電力の分野で、原子力は大体三分の一ぐらいの発電電力量を持つてゐるわけですが、二〇一〇年に向けて、約四千二百億キロワットアワーという原子力の発電電力量の目標が達成できるということが一番大きな、大事なゴールだと思っております。発電所の新増設ということについて、実は地元との関係では、昨年末の敦賀の三、四号に見られますように、進めることについてかなり御理解をいただけるような地合いもござります。一方で、東電の件もありますが、電気事業者の側において、最近の経済の低迷とかそういうことの反映もあってピーク電力需要が伸びない中で、一基つくりますと約四千億弱の投資が要つて、一基だけで百五十万キロワットの設備がどんとできるということ

るというところがあるんですねけれども、私どもは、今、約十基というそこの目標、特にキロワットアワーの目標の達成については、なお頑張れば十分できるというふうに思つておりますので、事業者ともども、その目標の達成に向けて最大限の努力をさせていただきたいと考えているところでござります。

○山田(敏)委員 ちょっとと林野庁の人々に来ていたました。

森林吸収量三・九%、相当大きな量で、これで議定書を守ろう、こういう計画を皆さん御存じだと思うんですけれども、その中身は、森林の植栽をやる、下刈りをやる、間伐をやる、こういうことをやる、下刈りをやる、間伐をやる、森林の植栽ダムという構想がありまして、この下刈りとか間伐とかというのを、ボランティアで、山の中に入つてやつてきました。

三百坪ぐらいの山を、こんな斜面で、電気のこですか、あれを持って、三時間か四時間かかるで三百坪か四百坪、十人ぐらいでやつたんですけれども、これをやつてみて、林野庁の計画では国内の森林の七割、これは物すごい量だと思うんですけれども、これを植栽、下刈り、間伐、これをやつて京都議定書を三・九%を達成するんだと。これはちょっとと、私が自分でやつてみて、こんなものじゃないんじゃないかなと。

予算も林野庁全体で四千五百億、しかも、京都議定書に関する、地球温暖化防止に関する予算といふのは、もうこの中の何分の一かですね。それを二〇〇八年からずっとやつていこう、こういうことですけれども、ちょっと現実的な話じやないような気がするんですけども、どうなんですか。

○松本政府参考人 地球温暖化防止に向けての森林によるCO₂吸収の問題でございますけれども、先生も御案内のとおり、昨年の三月に地球温暖化対策推進本部で地球温暖化対策大綱がまとまりましたわけでございますけれども、その大綱にお

きまして、温室効果ガス削減目標、全体削減目標六%のうちの森林によるCO₂吸収目標いたしまして、三・九%というふうにされて位置づけられただけでございまして、その際に、この吸収源として算入される森林というものは、京都議定書の森林経営が行われた森林というふうにされています。(山田(敏)委員「結論を言つてください」と呼ぶ)

その大綱には、大綱に実は位置づけられている内容を申し上げますと、森林整備、私ども、地球温暖化防止、CO₂吸収のためだけに森林整備しているわけではないわけでございまして、森林を整備保全することによつて、水源の涵養、国土保全等々、いろいろな多面的機能の發揮のためにやつてきています。

先生も御指摘になつたとおり、ここ数年、林野

府の公共の予算で、数年分を平均しますと年約四千数百億円といふものの国費が投じられているわけでございます。その現状の水準で森林整備が推移しますと、これは大綱に記述されているわけでございますけれども、現状程度でいきますと三・九%という目標を大幅に下回るおそれがあるといふふうにされているわけでござります。

うふうにされております。

したがいまして、私どもとしては、この必要な三・九%の吸収量の確保ということで、もちろん事業のコストの縮減等も図りながら、健全な森林の整備、それから木材利用の推進ということを強力に推進する必要があるということで考えております。このために、私ども……(山田(敏)委員「結論を言つてください」と呼ぶ)

昨年十二月に関係府省と十ヵ年対策をやつたわけでございます。(山田(敏)委員「結論を」と呼ぶ)

では、だれもこの罰則を受けない、これは一体どういうことなんでしょうか。

○岡本政府参考人 先生、今御指摘のとおり、補助金適化法のもとで、偽りなどの不正な手段で補助金の交付を受ける、あるいは補助金を他の用途に使用する、そういう場合について、懲役または罰金による罰則を設けているところでござります。この第二十三条に立入検査があります。この法律の改正でも、また同じ茶源三法交付金がむちやくちやん使われ方をされるというふうに思つんですね。

そのときに、大臣に本会議で答弁いただきました。刑事罰はあるんですか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に罰則があります、こういうことで答弁いただいたんですね。

私は、現地にも調査に行きましたし、住民の方にもお聞きしました。この第二十三条に立入検査があります。これは立入検査していないんですよ、実際の工事の真相を解明するときに。それから、第三項に、立入検査は、犯罪捜査のために認められたものと解してはいけないと。要するに、犯罪の捜査みたいに家宅捜査をするとか金庫をあけるとか、そういうことはしてはいけない、こういう

ことが書いてあるんですね。

これでは、実際、通産省の検査官の方が行つて、さあ皆さん、出してください、出ましたと。しかし、肝心の竣工画面、でき上がって、何の材料、幾ら使って、今あなた、この中に書いてある、国内森林の七割、千七百五十万ヘクタール、これ上、きちんと人手が加えられるという形での適切な森林経営が行われた森林というふうにされているわけでございまして、この三・九%の達成のため、きちんと人手が加えられるという形での適切な森林吸収源対策というものが非常に重要な位置づけになつていて、その間に、この吸収源を守るために、何にも答えていないじゃない。ということは、あなた、さつきおつしやつたのは、三・九%を大幅に達成できないというのは大体わかりました。では、幾ら、いつまでに、何にもないといふんだつたら、これは大綱があつたつて、見直しがあつたつて何にもならないので、ちょっとときようは時間がないので、正確に書いて、委員会、理事会にも出してください。今のは答えに何にもなつていいですか。もういい、ちょっと時間がないのでいいですから。

○村田委員長 後刻理事会で協議いたします。

○山田(敏)委員 では、次の質問。

本会議の質問の再質問を、大臣、きょうはさせさせていただきたいたいのですが、例のラピカの問題で私が指摘したことは、今後こういうことが二度と起こらないようにしようと。それでは、一番ポイントは何だったのか、何でこんなことが起つたのかといふふうにされたいるわけですが、これは大綱に記述されているわけでございます。その現状の水準で森林整備が推移しますと、これは大綱に記述されているわけでございますけれども、現状程度でいきますと三・九%という目標を大幅に下回るおそれがあるといふふうにされているわけでござります。

六章には罰則規定があります。偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、または間接補助金、これは間接補助金というのは、この工事を受けたゼネコンのことだと思つんすけれども、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処す。さらに、情を知つて交付または融通をした者、これは、こういうことを指導した人がいるんですね。六章には罰則規定があります。偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、または間接補助金、これは間接補助金というのは、この工事を受けたゼネコンのことだと思つんすけれども、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処す。されでは、真相を解明することは不可能なんです。では、立入検査をしたのか。やつていません。そうすると、大臣が御答弁なさつたように、第六章には罰則規定があります。偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、または間接補助金、これは間接補助金というのは、この工事を受けたゼネコンのことだと思つんすけれども、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処す。されでは、真相を解明することは不可能なんです。では、立入検査をしたのか。やつていません。

これが書いてあるんですね。

さあ皆さん、出してください、出ましたと。しかし、肝心の竣工画面、でき上がって、何の材料、幾ら使って、今あなた、この中に書いてある、国内森林の七割、千七百五十万ヘクタール、これは紛失いたしましたと。それでは、補助金八十億円を出すときにつくった画面、十三万円の畠を使います。総ヒノキをやりますと書いてある画面はどこに行つたんですか、これはありませんと。そこでは、真相を解明することは不可能なんです。では、立入検査をしたのか。やつていません。

さあ皆さん、出してください、出ましたと。しかし、肝心の竣工画面、でき上がって、何の材料、幾ら使って、今あなた、この中に書いてある、国内森林の七割、千七百五十万ヘクタール、これは紛失いたしましたと。それでは、補助金八十億円を出すときにつくった画面、十三万円の畠を使います。総ヒノキをやりますと書いてある画面はどこに行つたんですか、これはありませんと。そこでは、真相を解明することは不可能なんです。では、立入検査をしたのか。やつていません。

いつた指摘はなされておりません。

それから、私どもも、ラピカについて、報告微収を発動して調査をいたしました。その調査の結果としましても、交付金事業の実施について今先生が御指摘になりましたように不適切な点が多々あつたということは、私どもはこれは厳しく指摘をし、遺憾に思つて、不正な手段によって交付金の交付を受けた、そういう事実の認識には至つてないところでございます。

○山田(敏)委員 会計検査院の調査及び衆議院の調査局の調査ではそういうふうになります、それは当たり前なんですよ。今言いましたように、アメリカでは、こういう何十億という血税がわけわからなくなつたら、必ずFBIと一緒に行くんですよ。そうしないと、わかるわけないんですよ。会計検査院にも私は何回も話をしました、どうして真相がわからないんですかと。会計検査院というのは検査をする機関ではありません、会計を検査する機関ですと、会計を検査するとは何ですか、相手が出てきた会計の書類を私は見るんですけど。それが書いた会計書類、それが本当かどうかといふのはわからないんですよ。だから、そういうのはわからないんですよ。だれも不正はしておりま

せんと。真相がわからないからですよ。だから、本会議で申し上げたんだけれども、今度、これは法律の改正をして欧米並みに本当に野村サッチャーだつて一億円脱税したら刑務所へ入つたんですから、これは何十億というお金が、だれも責任を問われない、何の真相もわからない。これをもつて経済産業省は、エネルギー行政をやります、新たに住民に説明しましよう、これじゃやはりフェアじゃないですから、大臣、今の点を含めて法律の改正をして、本当に真相がわかるようにならぬといつて、また同じことが起こる、そのための対応は原子力行政はどんどん遠ざかっていく、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 御指摘の点というのは、国会

会制度でございますとか行政のあり方そのものに

係る問題だと思つております。ですから、電源特

仕組みを、例えば日本にはFBIはないですか

けれども、そういう特別捜査的な人を連れて全部チエックする、こういうことは、今までそのよう

な仕組み導入する性格のものではない、こういふうに思つています。

今お話しになりました米国における検査の制度的枠組みその他の運用の実態については、まだちよつと詳細は、今お話を伺つたことで、把握しております。しかし、今後の交付金等のあり方、そして交付金の本当に正しい使われ方、こういったことについては、やはり国民の血税でございますから、私どもとしては、いろいろな面であらゆる角度から十分検討していくなければならない、

こういうふうに思つております。

○山田(敏)委員 時間が来ました。ありがとうございました。

○村田委員長 土田龍司君。

○土田委員 最初に、石油特会の見直しについて

基本的なことをお尋ねしたいと思うんですが、石油特会の余剰金の件です。

平成十五年度見通しで約千八百億円生じてい

る。昨年度、平成十四年度の余剰金も千七百億円となっています。このように毎年巨額のお金が恒

常に発生しているというのは非常に問題である

と私は考えております。今回のエネルギー政策の見直しによって石油特会の余剰金の問題は解消さ

れるのかどうか、このことについて具体的な答弁をお願いしたいと思います。

○岡本政府参考人 石油特別会計の十三年度決算における剩余金は、今、先生御指摘のとおり千八

百二十億円ございまして、このうち石油対策に

係るものが千五百十億円となつております。

剩余额の内訳でございますが、備蓄につきまし

て、緊急時に備蓄を放しました場合に、備蓄は

段階的に買つてまいりましたので、為替レートが平均しますとやはり百八十四円近辺ということも

あります、簿価が非常に高いことになつておりますので、備蓄放出しました場合には時価、簿価

差の損が出るということで、これに備えるための予算。これは、結果として不用に立つ場合が多い

わけですけれども。それから、民間会社からの石

油タンクの借り上げ料なり利子補給金でかなりの部分原油の購入代金なんかを賄つておりますの

で、その実際予算で予定した利率と実際の実績ベースの利率との差というようなことで、合わせますと約六百二十億というものが不用に立つとい

うような結果になつております。

それからもう一つ、石油の開発の関係で大きなプロジェクトを日本が権益取得ができるやるとい

う場合に備えて予算を用意していたものが、結果としてそういう案件を採択するには至らなかつた

ということで、十三年度の場合には四百四十億ぐらいいのものが不用に立つているところでございま

す。

そのほかにも、これは各会計を通じて節約とい

うこと、三百億ぐらいのものの不用も立つております。

先ほど先生御指摘の、こういった大きな不用が

出るというのは私どもも決して正常な状態ではないと考へておりますので、十四年度予算においても五百億ぐらいの石油対策の予算の縮減といふのをやつたところでござりますが、さらに予算の効率化、重点化ということを進めることによってこ

ういった剩余金が通常のレベルに縮減されていく

ように、これからも引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

○土田委員 ということは、努力目標としてはや

るけれども、今回見直しによって、恒常的に巨額の余剰金が出るということは解消できるんです

かわりが不明瞭であるというふうに思われるんで

す。この点もあわせて御答弁ください。

○岡本政府参考人 先ほど申しました事業の性格

上、例えば、備蓄を実際に放出した場合に出る差損に備えるということは予算上ある程度やつて

かざるを得ないんですけれども、他方で、これは先生御案内のように、備蓄の放出というの

軽々にやるものではございませんですから、結果として平穏に事態が推移すればその関係の予算は

不用に立つというようなところはどうしても多少は残るうかと思いますが、それにしましても、石油対策だけで千五百億というような不用は、私ども、これはやはり大き過ぎると思いますので、こ

れから鋭意こういったものを縮減して、予算の効率化ということをより一層きめ細かく進めていく

ということをより一層きめ細かく進めていく

ということをより一層きめ細かく進めていく

ということをより一層きめ細かく進めていく

ということをより一層きめ細かく進めていく

ということをより一層きめ細かく進めていく

ということをより一層きめ細かく進めていく

ということをより一層きめ細かく進めていく

ということをより一層きめ細かく進めていく

ということをより一層きめ細かく進めていく

環境問題であると同時に、経済問題であります。でもなくエネルギー問題であります。その対策の立案に当たつて、国民経済やエネルギーセキュリティに与える影響について慎重に検討することが必要でございまして、経済産業省といたしましては、一部で議論されている環境税などの検討に当たつても同様のことだ、このように思つていま

す。

こうした考え方から、大綱は三年ごとに対策の

実施効果の検証を行いつつ、温室効果ガスの排出

増加要因に詳しい分析を加えながら、次のステップにおける追加対策の要否を検討していくことになっています。

一般、第一ステップの取り組みを強化するためには、石油特別会計を活用しつつ、環境省と共同して種々の施策を強化することにいたしましたがござります。来年に行われる大綱の評価に当たりましては、今回追加された事業も、温暖化対策として効果的かどうかの検証の対象になる、このように思っております。

一部で議論されております環境税など第一ステップ以降の対策につきましてはこうした評価、分析の結果を踏まえて検討されるべきものだと私どもは思っております。これらは、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果でござりますとか、マクロ経済あるいは産業競争力等国民経済に与える影響、それから、諸外国における取り組みの現状等の論点について、国際的な連携にも配慮をしながら、さまざまな場で引き続き検討されるべきもの、このように私どもは基本的に思っております。それから、石油石炭税と環境税との関係いかん、こういうことでございますけれども、経済産業省においては、昨年来、京都議定書というものを批准いたしました、そして、地球温暖化対策推進大綱をより確実かつ円滑に実施していくために、エネルギーの分野における地球温暖化対策の充実強化に早急に取り組む必要があること、さらには、先ほども御答弁しましたけれども、流動的な中東情勢等をも勘案して、天然ガスへのシフトなど、エネルギーセキュリティ対策を強化する必要がある、こういったことを踏まえまして、環境省との連携によるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策の拡充、さらには天然ガスシフトの加速、そして、エネルギー政策や歳出構造の見直しを行ったところでございます。

今回の石油税等の見直しは、こうしたエネルギー政策や歳出構造の見直しに伴いまして、歳入

についても負担の公平の観点から見直しを行つたものでございまして、二酸化炭素排出抑制を中心とした、いわゆる環境税を創設するものでございます。

いわゆる環境税につきましては、当省としては、

昨年三月に策定されました地球温暖化対策推進大綱にあるとおり、他の手法との比較を行いながら、いろいろな環境保全上の効果でございますとか

マクロ経済あるいは産業競争力の国民経済に与える影響等々、国際的なそういう連携にも、先ほど言いましたように配慮しつつ、私どもは慎重に検討していくべきである、このように思つております。

○土田委員 地球環境に配慮しながらエネルギーを安定確保していく、非常に大事なことだと思つてます。ですが、温室効果ガスの削減に向けての

経済産業省としての取り組みはどうするのか、支援策をどう考えているか、この点についてはどう

○桜田大臣政務官 お答えさせていただきます。

政府といたしまして、二〇〇二年の三月に策定

した地球温暖化対策推進大綱に基づきまして、国内においては、さらなる技術開発、省エネエネルギーの推進、新エネルギーの導入、燃料転換、安全性

の確保を前提とした原子力の推進等の温室効果ガス排出削減に努めておるところでございます。

また、国外においては、クリーン開発メカニズム、いわゆるCDM、共同実施、J-Iといった京都メカニズム活用による費用対効果の高い排出削減の達成に、引き続き最大限の努力をしておるところでございます。

また、このように、技術革新や経済界の自主的取り組みを中心に、国内外において戦略的に施策を展開し、京都議定書の目的達成に向けまして努力していくつもりでございます。

さらに、追加の支援策ということであります

効果的、効率的に京都議定書の目的を達成するた

めには、クリーン開発メカニズムや共同実施といた京都メカニズムの活用が重要な課題である

というふうに認識しているところでありますし、当省といたしましては、これまで行つてきた民間事業者からの個別プロジェクトに対する相談への

対応、海外での事業可能性の調査を引き続き行っていきたいと考えております。

また、来年度以降、今般の省エネ・リサイクル支援法改正により追加させていただくことを考えておりますクリーン開発メカニズム、共同実施事業への債務保証や予算上の支援等、具体的な事業支援も積極的に行つていく予定でございます。

以上であります。

○土田委員 今の答弁の中に具体的に話があつた共同実施、クリーン開発メカニズムなどの実施について、まず、これが二酸化炭素の削減にどの程度効果があるというふうに考えているのか。また、同じよう、京都メカニズムについて、民間業者によつて実施されるという指針を策定したとおつしやつてますけれども、経済産業省として具体的にどういった支援策を行うのか。あるいはまだ、海外における事業の発掘調査が重要だとおつしやつておりますけれども、当然、事業のリスクも考え方でございまして、経済産業省としてどういったサポート体制を組んでいくのか、三つお答えください。

それで、経済産業省として、こういうものに對してどういう助成をやつておるかということでお答えください。

○中村政府参考人 お答えさせていただきます。

まず、クリーン開発メカニズムによってどの程度の削減効果が期待されるかということでございま

すが、現在、経済産業省のヘルプデスクに相談が來ているのが大体七十件ぐらいございます。そ

の中は、非常に大きなものから小さなものまであ

りますけれども、規模の小さいのでは大体年間五

万トン程度、規模の大きなのだと年間五百万ト

ン程度というようなものになつています。年間五

千四百万トンですから、かなり大きなものが得ら

れる可能性がござります。これは単にCO₂だけ

じゃなくて、エチレンであるとか代替フロンであ

るとか、CO₂に比べて百倍とか数百倍の効果が

期待されるものでございますから、我々としては

そういうものを見ていただきたいというふうに考えております。

ただ、これらの具体的な数値は、あくまで各事

業者が自分で算定してこれぐらいと言つてきてるのですから、実際に削減される効果があるかどうかというのはこれからチェックしなくちゃいけないことになります。

実際にCDM、JIというのが実施された場合

は、まず国がチェックして、その後、第三者機関

がさらにチェックするということになつております。

それで、経済産業省として、こういうものに對してどういう助成をやつておるかということでございま

すが、まず、いわゆる国内の民間事業者への相談、さら

に、今般お願いしておりますCDM、JI等に対

する債務保証等、具体的な事業の助成を行うと

もに、いわゆる発展途上国等ではむしろプロジェ

クトの発掘のための人材的なものが必要になると

いうことで、そのようなものについての支援を行つておるところでございます。

○土田委員 次に、二〇〇〇年度の二酸化炭素排

出量が、民生、運輸部門で一九九〇年度と比べて二〇%も増加している。今後、民生、運輸部門の省エネ対策を強化拡充することは極めて重要であると考えるわけでございますけれども、民生、運

輸部門の二酸化炭素排出抑制に向けた新たな政府の具体的な取り組みについてどのように考えておられますか。

○高市副大臣 確かに、産業部門に比べまして工

エネルギーの消費が大幅に増加しております民生部

門と運輸部門について、その増加を抑制することが非常に重要となつております。

そのため、民生部門におきましては、昨年改正

された省エネ法によります大規模オフィスビル等

におけるエネルギー管理の徹底、それからトッピングナー適用機器の拡大追加といったことで対策

の強化を図っていくことを考えております。

それから、運輸部門につきましては、クリーンエネルギー自動車の開発と普及、それから高度道路交通システムの推進などの自動車交通対策を引き続き充実させることといたしております。

ですから、このような対策を着実に実施していくことがまず大事であって、二〇〇四年におきままで第一ステップの見直しのときに、温室効果ガスごとの目標の達成状況ですか、それから個別対策の進捗状況につきまして適正に評価し、ここでまた、必要な対策の見直しですとか追加を行つてまいりたいと思っております。

○土田委員 経団連が環境自主行動計画を策定しましたね。多くの業種は、二〇一〇年を目標年として、定期的にレビューしているということでございましたが、このよな産業界の環境対策に対して、経済産業省としてどのように促進をさせていくのか。あるいは、民間業者が進捗状況をレビューしているようですね、それを経済産業省として評価するシステムがあるのかどうか。あるいは、中小企業者による温暖化防止対策を推進するためには、国と自治体がどういった連携をしていったらいいのか。この辺はどうでしょうか。

〔谷畠委員長代理退席、委員長着席〕

○高市副大臣 まず、環境自主行動計画ですね、経団連からのこのよな活動に対しても、では、国が何か予算面で支援をするとか、そういうことはないんですけども、ただ、民間事業者によります省エネルギー推進ですか新エネルギーの導入促進のための設備投資などについて、さまざま支授を行つております。そのよな支授措置ですか事業者の自主的な取り組みの成果によりますと、事業者の実績の成績によります。世界最大の温室効果ガスの排出国でございます。政府はどういった努力をされておるのか。アーメリカがこういう国際的な枠組みの中に参画することが必要不可欠だ、こういうふうに思つておしましたということです。

それで、このレビューということですけれども、

これは、経済産業省が、所管の約三十の事業団体に対しまして、環境自主行動計画の目標達成に向けた取り組みの進捗状況についてフォローアップを行つております。これは、外部の有識者の御参考を得てフォローアップを行つております。さら

に、その結果を公表しているところです。

○土田委員 では、今、さまざまな支援を行つておつしやったんですが、そのさまざまの例を幾つか挙げてみてください。

それと自治体の話。

○高市副大臣 補助金ですか、それから債務保証でございますね。それから、自治体のこととございませんけれども、今回の法律案におきまして、省エネルギー対策などにつきまして、これも同じ

度の予算に、地方公共団体が、NPOですか中小企業を含む事業者と連携して行う地球温暖化対策への支援として、新たに二億円を計上いたしております。

○土田委員 次に、アメリカとの問題です。地球温暖化対策の実効性を上げるために、どうしてもやはりアメリカの協力が必要であるといふふうに考えますし、温室効果ガスの四分の一をアメリカが排出しているわけです。

○平沼国務大臣 先生御指摘のように、米国は、

残念ながら、これまでのところ、米国の対応には変化が見られないわけでございますけれども、今後とも、気候変動に関する日米ハイレベル協議等さまざまな場を通じて、関係閣僚とも協力しながら、全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。特に中小企業が行います地球温暖化防止のための企業信用保険法の特例などの支援措置を講じるこなんですが、債務保証、利子補給に加えて、中小自治体とということになりますと、平成十五年度の予算に、地方公共団体が、NPOですか中小企業を含む事業者と連携して行う地球温暖化対策への支援として、新たに二億円を計上いたしております。

○土田委員 次に、循環型社会の構築についてお尋ねしたいと思います。戦略・物流システムが整つていないということによって、リサイクルコストが高まりしているんじゃないかというふうに考えられます。リサイクルコストを下げて環境産業を育成していくための政府の具体的な取り組みについてどういうふうに考えておられるか、お願いしたいと思います。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。循環型社会の構築に当たって、ただいま御指摘の三Rは非常に大事でございます。容器包装または家電、自動車と、個別のリサイクル法を施行してきたわけであります。

そういう中で、まず第一に、リサイクルしやすい素材で物をつくること、それからリサイクルしやすい設計であるということ、それから使用済み製品がリサイクルしやすいための技術開発、こういったことが必要でございまして、技術的なフレームスルーが必要だと。

では、具体的に何かというと、例えば、家を解体したときに出る廃材、これを異物を分けて、木質を新たな建築資材にする。これは非常に使いや

い削減目標に取り組む一方で、米国が京都議定書に参加しないということは、国際競争条件の公平性、こういう観点からいっても問題であると私は思っています。

我が国といたしましては、米国の参加に向けて、さまざまなレベルでの政府間の協議はもとより、経済界の対話等、幅広い機会を通じまして、米国も含めた枠組みの実現の必要性を粘り強く訴えてきているところでございます。

また、現在、産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会におきまして、環境産業育成に向けた企業、市民、自治体、国等の関係者の取り組みについて審議をしていただいているところでござります。今後とも、このよな審議会での指摘をも踏まえまして、環境産業の創出と自律的な発展に向けた取り組みへの支援を行つていただきたい、このように思つております。

○土田委員 次に、三R対策です。廃棄物の発生抑制、リユース、あるいは部品等の再使用、リユース、環境と経済性が統合された環境型循環システムの構築に非常に重要であるというふうに思います。

政府は、排出量が多くて、含有資源が有用であつて、処理が困難という観点から、業種、製品を選択していわゆる三R対策を講じているわけです。が、今後どのように拡大していかれるのか。また、三R対策の実効性をどうやって向上させていくのか。技術開発を促進する必要があると考えるんですが、具体的な支援策はどうされるのか。

○西川副大臣 循環型社会の構築に当たって、ただいま御指摘の三Rは非常に大事でございまして、容器包装または家電、自動車と、個別のリサイクル法を実行してきたわけであります。

そういう中で、まず第一に、リサイクルしやすい素材で物をつくること、それからリサイクルしやすい設計であるということ、それから使用済み製品がリサイクルしやすいための技術開発、こういったことが必要だと。

そこで、このレポートというふうに思つておきました。

我が国が京都議定書に基づきまして非常に厳しくなります。このため、政府におきましては、環境産業の育成に向けまして、廃棄物・リサイクル関連産業や環境調和型製品の開発などの環境関連産業の育成を図るということは、環境の保全と持続的な経済成長の両立を実現する上で大変重要なことだ、このように思つておるところでござります。

すぐなる。それからまた、プラスチックのペットボトルのようなものを、あれは色をつけちゃうとなかなりサイクルが難しいので、色をつけずに透明でやつてもらうとか、また、自動車をシェレッダードにかけると、御案内のとおりプラスチックと鉄がまじっちゃうんですけれども、それを、鉄を溶かす際に、その出たシェレッダーダストのプラスチック部分を燃して、そして熱効率を巧みに利用するとか、そういうような技術を開発して支援するというようなものに対して奨励をし、助力をしていく、こういう具体的な方策をやつていただきたいと思っています。

○土田委員 ちよと時間がありますので、次の法案、電源立地の方に一問だけ行かせていただきたいと思います。

○西川副大臣 電源立地に対する効果がほかの産業と比べて少ないことが、電源立地がおくれている要因の一つだというふうに言われております。そこで、電源立地が地方財政、地域経済あるいは立地地域の雇用などに与える効果について具体的にお尋ねしたいと思います。

○西川副大臣 発電所の建設、運転、これに伴う交付金の交付等によりまして、地域における事業機会の増大や地方の財政力の強化などの効果が見られるわけでありますけれども、十三年度に当省で実施した調査に基づきますと、公共用の施設の整備は進んできた、企業誘致といった産業の振興や雇用創出効果の面では不十分である、こういいう指摘が地元の住民の方々や事業者から出されております。

こうした声にこだえるために、今般の制度改正によりまして、公共用施設というハード面での整備のみならず、地場産業の振興でございますとか地域の人材育成といったソフトの面での事業を法に基づく支援の対象に追加しております、電源立地が地方経済等に十分な効果をもたらすべく本制度を最大限に活用していくべき、こんなことが今回の法改正のねらいでもございます。

○土田委員 以上で終わります。

きょう、保安院は、福島の浜通り、双葉郡の方に院長を先頭においてだそうで、私も、保安院に先立ちまして、おとといの二十四日に福島県の方に参りました、双葉郡の富岡町の遠藤町長さんや双葉町の助役さん、それから県の方にも参りました。川手副知事さんにお会いして、実際の今の原発をめぐる立地自治体のいろいろな現状についてお伺いをしてきました。そのことなども踏まえて質問をしたいと思います。

昨年発覚しました原発のトラブル隠しへれ

ども、国と電力会社が安全だ、安全だと言うのが実際はそうでなかった。ですから、立地自治体の方々にとっては大変なショックだったということは、昨年の秋の電気事業法改正の議論の中でもお話をあつたわけです。そういう点で、原子力安全行政の信頼性そのものが問われた大きな事件だったわけです。

今述べました秋の臨時国会で、維持基準を導入する法改正を行ったわけですが、この維持基準を導入する前提というのは、当然のことですけれども、ひび割れなどについて、それをきちんと検出する検査方法が信頼できるということが前提であるということは明らかであるわけですね。

その点についてお聞きします。

東北電力の女川原発一号機の再循環系配管のひび割れについて、超音波探傷検査のデータと実測値との大きなずれが生じたと報道されておりますけれども、検査の数値では何よりも、それが実測値では何よりも、その点について確認をしたいと思います。

○松永政府参考人 東北電力の女川一号機におきましては、昨年九月からの定期検査で、再循環配管で発生したひび割れにつきまして、いわゆるU

T、超音波探傷で深さを測定いたしますとともに、原因究明のための調査といたしまして、サンプル採取する、あるいは切削をいたしまして深さを測定いたしました。その結果、御指摘のとおり、保の問題についてお聞きしたいと思つております。

○村田委員 鹿児島の浜通り、双葉郡の方

に院長を先頭においてだそうで、私も、保安院に先立ちまして、おとといの二十四日に福島県の方に参りました、双葉郡の富岡町の遠藤町長さんや双葉町の助役さん、それから県の方にも参りました。川手副知事さんにお会いして、実際の今の原発をめぐる立地自治体のいろいろな現状についてお伺いをしてきました。そのことなども踏まえて質問をしたいと思います。

昨年発覚しました原発のトラブル隠しへれ

ども、国と電力会社が安全だ、安全だと言つたものが、実測では七・二ミリメートルであるというものがございました。

また、もう一つのB系配管について申し上げますと、UTでは二・〇ミリメートルであったものが、実測では最大で十二・二ミリあったものがございまして、また、これ以外の継ぎ手では、UTでは一・〇ミリといつて、実測では八・五ミリメートルといつて、それもございました。

○塩川(鉄)委員 こういった、検査の数値と実測値に大きな乖離があつた。一ミリだと思つたら実際には八・五ミリとかいうことですから、大変地元の方もそういう点ではショックを受けとめておられたわけですねけれども、こういったずれというのは、女川原発一号機の調査以前に、そういう事実として知られていたものなんでしょうか。

○松永政府参考人 今申し上げましたとおり、今回、比較的大きないわゆる測定誤差が生じました

○塩川(鉄)委員 この「原子力発電設備の健全性評価について」の中間取りまとめのところでも、超音波探傷試験の信頼性確認について、「健全性評価の考え方」で、「ひび割れの検出精度について、従来の知見と異なる結果が得られた。」現時点において得られたデータを用いて健全性を評価するのには不確実性が大きい」と言つているのはそのためです。

○松永政府参考人 今御指摘の、いわゆる健全性評価小委員会の中で、先ほど申し上げましたよ

うのは、いわば新たな知見でござりますので、この知見について、現状の超音波探傷方式、具体的に言いますと横波を使うとか、あるいはフェーズドアレーではない斜角法を使うとかいうようなことではなかなか精度のいいものがとりにくいのではないか。こういう検討が行われたということは事実でございます。

○塩川(鉄)委員 新たな知見だった、今まで

の精度の問題につきましては、財団法人発電技術

検査協会というところに委託して実施をいたしました。確認試験によりまして検討しておりますけれども、一定の誤差範囲に含まれるということが確認されました。

○塩川(鉄)委員 従来のSUS304などにつきましては、UTでは検出できなかつたものが、実測では七・二ミリメートルであるというものがございました。

また、もう一つのB系配管について申し上げますと、UTでは二・〇ミリメートルであったものが、実測では最大で十二・二ミリあったものがございまして、また、これ以外の継ぎ手では、UTでは一・〇ミリといつて、実測では八・五ミリメートルといつて、それもございました。

○塩川(鉄)委員 こういった、検査の数値と実測値に大きな乖離があつた。一ミリだと思つたら実際には八・五ミリとかいうことですから、大変地元の方もそういう点ではショックを受けとめておられたわけですねけれども、こういったずれというのは、女川原発一号機の調査以前に、そういう事実として知られていたものなんでしょうか。

○松永政府参考人 今申し上げましたとおり、今回、比較的大きないわゆる測定誤差が生じました

○塩川(鉄)委員 この「原子力発電設備の健全性評価について」の中間取りまとめのところでも、超音波探傷試験の信頼性確認について、「健全性評価の考え方」で、「ひび割れの検出精度について、従来の知見と異なる結果が得られた。」現

時点において得られたデータを用いて健全性を評価するのには不確実性が大きい」と言つているのはそのためです。

○松永政府参考人 今御指摘の、いわゆる健全性評価小委員会の中で、先ほど申し上げましたよ

うのは、いわば新たな知見でござりますので、この知見について、現状の超音波探傷方式、具体的に言いますと横波を使うとか、あるいはフェ

ーズドアレーではない斜角法を使うとかいうようなことではなかなか精度のいいものがとりにくい

のではないか。こういう検討が行われたということは事実でございます。

○塩川(鉄)委員 新たな知見だった、今まで

からなかつたことだつたということですね。そう
いう点で、この中間取りまとめにもありますよう
に、「現時点において」「健全性を評価するのには
不確実性が大きい」というのは重大な事実だと思います。

検査方法の信頼性というのは、そもそも維持基
準を導入する前提だつたわけですね。維持基準の
導入を議論した際に、例えば検査の在り方に関する
検討会などで、このSUS316Lについて、
ひび割れの問題、検査方法の問題についてどんな
議論をされてるんですか。

○松永政府参考人 先生御指摘のとおり、維持基
準というような制度を導入するに当たりまして
は、十分な精度を確保するための検査精度が確保
されることが重要でございます。

こういう問題意識のもとに、この健全性評価小
委員会におきまして、先ほど御指摘の女川一号機
のサンプル調査の結果でございますとか、あるいは
その他の情報等も整理をいたしまして、そこで
検討してまいりました。

その結果といましまして、今までの超音波探傷
方式による測定誤差というのは、316材で、かつ
PLRという特定の設備で、加えてそのひび割
れの深さを検証する、こういう局面では、いわば
許容可能でないかなり大きな誤差が出るというこ
とがわかりました。

その結果といましまして、その部分の精度を向
上するために、新たな形で超音波探傷方式の検査
方法をさらに改善するとか、あるいは、これは検
査をする検査員の資質の問題もござりますけれど
も、そういう者についての教育訓練が大事であ
るといったような御指摘をいたしております。
○塙川(鉄)委員 いや、維持基準を導入する法改
正の前の議論なんですよ。維持基準についてき
ちつとやろうという間に、去年さんざん法改正で
議論したわけすけれども、その際に、では、S
US316についてひび割れがどうかという検査
方法について議論をしていないんでしょう。そこ
を確認したいんです。

○松永政府参考人 この女川一号機のデータにつ
きまして、実測値と超音波探傷の数字の間に誤差
があるということを、私どもは、昨年の十一月、
十二月、まさにこの法改正を御議論いただいてい
るときに認識をしておりました。そのため、そ
の時点で、既に東北電力等にその辺の検討を指示
したというふうに承知をしております。

○塙川(鉄)委員 では、そのことが国会の議論の
中で報告はされているんですか。SUS316L
について、検査方法について信頼性が疑われて
いるということを知っていたのに、国会の議論で何
も言わなかつたということですか。

○松永政府参考人 先ほども御説明しましたよう
に、UTというのは既に確立をいたしました手法
でございまして、当然、諸外国の意見から見まし
ても、一定の信頼性があるということです。

この三月十日にまとめられました中間報告でも、
しかし、一方でそういう誤差も生じましたので、
その辺の原因分析、精度向上のための検討を開始
したわけでございまして、その辺につきまして、
しておりました。

○塙川(鉄)委員 極めて重大だと思いますね。維
持基準導入について、国民的な関心のもとに議論
している最中ですよ。その維持基準導入の前提と
なる検査方法について、その信頼性が疑われるよ
うなデータがあつたにもかかわらず、それを隠し
たままで、今になつてこういう報告書にまとめて
いくという、これは、維持基準導入の議論そのも
のの根底が崩れているということになるんじやな
いですか。大臣、率直にいかがでしょうか。

○平沼国務大臣 維持基準というのは、特定の部
位に対するものに限定しているわけじゃなくて、
全体の中での維持基準、それを評価する、そういう
手法だと思っております。

昨年の法改正により導入されることとなつたこ
のいわゆる維持基準というのは、設備にひび割れ
がある場合、ひび割れの進展を予測するとともに、
どこまでが許容されるかを定めて、これにより、
機能や構造強度から見た健全性を評価していく、
いるものでございまして、私どもとしましては、

これはいわば公知の事実というふうに認識をして
おります。

したがいまして、その時点でこの問題について
どう対応するかということについて検討を開始し
ておりますと、非破壊検査のいわば一般的な評
価というのは確立しておりますので、十分この問
題については解決策が見つかるに違いないという
ふうに考えておりました。

○塙川(鉄)委員 そうしますと、先ほどの二ミリ
が十二・二ミリとか一ミリが八・五ミリというの
は、その十一月の時点で明らかになつているとい
うことでしょうか。

○松永政府参考人 若干補足をいたしますと、十
一月の時点で、UTにつきましては、いわゆる昨
年の定期ではなくて、その前の、平成十三年の定期
検査のデータがございました。それから、実測値に
つきましては、昨年、平成十四年の秋に行われた
データがございました。この比較においてその間
に誤差が生じるといういは、十分に検証可能な、
明らかな事実でございました。

○塙川(鉄)委員 そもそも出発点に戻る維持基準
の導入に当たって、信頼性の問題について、検査
方法に非常にそれが揺らぐような現状にあつたと
いうことは、この報告書でも指摘をしているところ
でございます。

○塙川(鉄)委員 極めて重大だと思いますね。維
持基準導入について、国民的な関心のもとに議論
している最中ですよ。その維持基準導入の前提と
なる検査方法について、その信頼性が疑われるよ
うなデータがあつたにもかかわらず、それを隠し
たままで、今になつてこういう報告書にまとめて
いくという、これは、維持基準導入の議論そのも
のの根底が崩れているということになるんじやな
いですか。大臣、率直にいかがでしょうか。

○松永政府参考人 こうした形で実測値と超音波
探傷の計測値との間に誤差があるということじやな
いですか。大臣、率直にいかがでしょうか。

こういうものでございます。

ひび割れがある場合の健全評価の手法というの
は、学術的な研究を踏まえまして、米国の機械學
會規格に代表される民間の規格として確立をされ
ておりまして、諸外国では規制の基準として取り
入れられてきてるところでございます。我が國
でも、日本機械学会で規格化が進められておりま
して、当省いたしましては、これに十分な評価
を加えた上で、維持基準として規制に取り入れる
べく現在検討を行つて、こういうふうに御理
解をいただきたいと思います。

維持基準によりまして健全評価を行う場合は、
ひび割れの大きさなどを正確に把握することが前
提となることは御指摘のとおりだと思っておりま
す。測定の誤差がある場合でも、それが従来の知
見による誤差の範囲であれば、その誤差を踏まえ
て維持基準自体が否定されるものではない、こう
いうふうに私どもは思つてゐるところでございま
す。

○塙川(鉄)委員 富岡町の遠藤町長さんにお話を
お聞きしました。再循環系配管のひび割れのこと
など、検査が信頼できないことを大変心配されて
おられました。ですから、再循環系配管を交換し
てもららうしかないということをおおっしゃつておら
れましたし、川手副知事も、検査方法の議論とい
うのは根底がひっくり返るような問題だ、再循環
系配管については交換してもららうしかないとい
うことは、もう当然のことながら地元の声があつた
わけです。

再循環系配管が破れるというのは、一次系の一
次冷却水が漏れるという極めて重大な事故につな
がるわけですから、今回の中間取りまとめでも、
「検査の信頼性を実証するためには一定の期間が
必要」だということで、「配管の交換」というこ
とを言つてゐるわけですよね。

その期間という点で、私、最初から、維持基準
導入については、秋にスタートさせる、そういう

そういう中で、二十一世紀は環境をいかに立派に保つていかかということが人類の使命とも言われておりますけれども、安全性をしつかり担保されば、原子力発電所というのは、例えば百三十万キロワット発電をする発電所では二酸化炭素の排出量を一基で〇・七%削減できる、こういったことがございまして、そういう一つの日本の今後のエネルギー確保の意味からも非常に重要なことでございますし、環境問題についても、安全さえ担保できれば、京都議定書の批准をした国としては、それを達成するために非常に有用なものだと思つています。

そういう中で、今厳しい状況でござりますけれども、例えば、福井県の敦賀の三、四号でござりますとか、そしてまた青森県等々、これから十基から十三基つくる、こういう計画ですけれども、厳しい中でも、そういう敦賀の三、四号等々、だんだん現実性を帯びてきてる。これも、地域の皆様方の納得を得られ、そして安全性についてしっかりと御説明しなければいけませんけれども、そういう中でも、だんだん曙光が見えてきた、こんなことがあります。

そういう中で、やはり、そういう建設が始まつた場合には大きな財政というものが必要になるわけでありまして、そのためはどうしてもとつておかなければならぬ。それが、御指摘の剩余金といふ形で今残つているわけでございまして、決してそれはむだに積んでいるわけではなくて、そういう事態が来たときにはやはり国の全体的なことのためにしっかりとそれが円滑に進捗できるようになります。

○大島(令)委員 私は、使い道のない税の徵収を事実上原子力に特化する改正です。継続的な歳入歳出のギャップは、やはり原発の立地が政府の

思うように進んでいないことのあらわれにはかならないと思つております。

経産省の試算では、原発が最もコストが低いことになつてますね、発電単価が、五・九円でございまして、環境問題についても、安全さえ担保できれば、京都議定書の批准をした国としては、そのように補助金、交付金をなぜらまかなければいけないのか。それは、や

はり立地地域の安全というものに対する理解と協力が得られない、そういうものを国が示してないといふことで、私は、このような剩余金が残るような会計のあり方に関しては疑問に思つています。

そこで、キロワットアワーの補助金について質

問しますけれども、電源開発特別会計では、現行の電源立地促進対策交付金や電源立地特別交付金などの補助金、交付金を束ねて、新たに電源立地地域対策交付金と一本化します。交付金の支給額は、立地している施設の実際の発電量を前提に算定という考え方方が導入されます。

こうなりますと、事故とかトラブルなどで原発

がとまつていると交付金が減額されるということになり、自治体が運転再開を拒否したりしている場合には、結局はペナルティーとしての効果を持つのではないか。これは、先ほど塩川議員も同じ趣旨のことと言つていたと思います。今、重要な機器のひび割れの発生などで、多くの原発が停止、点検中です。そういう原発の運転開始を認めないと罰せられるというとんでもない制度というふうに私は思つてゐるわけなんです。

実は、ここに交付金の計算方式がありまして、想定発電電力量掛ける三分の一、これが平成十五年、十六年なんですね。平成十七年、十八年は、想定発電電力量等掛ける二分の一、これが平成十五年、十六年なんですね。平成十七年、十八年は、想定発電電力量等掛ける三分の一、これが平成十五年、十六年なんですね。平成十九年、二十年は、想定発電電力量等掛ける二分の一、これは減らされて、実際の発電電力量が今度は三分の一ということで、結局、この計算式からみてみると、設備容量、想定発電

電力量は年月がたつに従つて掛け率が少なくなつてくる、実際発電をすると、掛け率が三分の一から三分の二に段階的に上がつていく。

この数式を見ただけでもペナルティーと受けとめられるというのは、私は間違つていいと思います。この件に関して、どうでしようか。

○岡本政府参考人 交付金の限度額の算定に当ります。この件に関しても、どうでしようか。

いまして、キロワットで見ました設備容量に加えまして、実際の発電電力量、キロワットアワーの要素を加味していくということで、交付限度額の算定をこれから詰めていこうと思つております。

その際に、先生の御懸念の点でござりますが、事故やトラブルなどにより、安全の確保を理由として発電施設が停止しているような場合には、この期間は運転が引き続き行われるものとみなしてこの交付限度額の適用をやつていこうと思つております。したがいまして、先生今御心配いただいたような事態には立ち至らないと私ども考えているところでござります。

○大島(令)委員 原因が事業者による原因と

ことでござりますね、そういう場合はこれに該当しないということですね。

では、安全宣言を国や事業者が出したということで説明会を開いて、住民や自治体などがそれではまだ信用できないといった場合にはどうなるんでしょうか。

○岡本政府参考人 細部につきましては、各方面的御意見を十分に伺いながらこれから詰めていきたいと思っておりますが、私ども、今申しましたように、この交付金の限度額の設定を通じて、無理やりに、安全についての御心配があるような状況のもとで、なお運転を継続することを強行する、そういうことでこの交付金が運用されることのないように十分に意を用いながら、各方面の御意見を伺いながら、適切に交付金の限度額あるいはその詳細な算定方式等というものを検討してまいりたいと考えております。

○大島(令)委員 もう一度、長官に伺います。

では、シユラウドにひびが入つていて、國

が、これは安全だからあと五年使つてもいい。でも、地元自治体は、シユラウドにこのよくなびが入つてお尋ねかと思ひます。

まさに、例えば今のシユラウドの件等につきまして、行政当局はもちろん、住民の方々への御説明も丁寧にわかりやすくやるということで、手順を踏んで、精いっぱいのことを今やらせていただいているところかと思ひます。

そういう形で、住民の方々の御理解をいただくための手順を尽くすという、その状況を見ながら、個別の当てはめのケースでござりますので、判断をしていくということになろうかと思ひます。

○大島(令)委員 しかし、こういう計算式がある以上、自治体の側は受け身です。この数式が通れば、では、今言った長官の国会の委員会での答弁を盾に、自治体はこういう形で交付金がいただけますよと主張できるんですか。そういう効力が今長官の答弁にあるならばいいわけなんですが、そのような運用が実際に行われるという担保をどこかで持たないと、それは、安全性に対する疑問を持つて立地地域の自治体に対しても私は説得力がないと思うんです。そういう心配があると思うんですが、それに対してはどのような御意見をお持ちでしようか。

○岡本政府参考人 今、先生御議論の中で御指摘になられましたような点を含めまして、立地地域の方々のこの交付金の運用についての疑問な点あるいは将来に向けて不安に思われるような点、そういうことに向けて不安に思われるような点、それに対しても、立地地域の方々の御意見も十分に伺いながら、年度後半の予算執行というふうになりますので、これから交付規則を定めていきますので、その中で極力明確に、

していくという努力をこれから鋭意やらせていました
だきたいと思います。

○大島(令)委員 それでは、安全性を軽視するよ
うな運用は行わないというものを交付規則の中に
きちつと最低限明文化するというふうに理解して
もよろしいんですね、本当は附帯決議ぐらいでこ
れは言いたかったんですけども。

○岡本政府参考人 まさに、安全性を軽視すると
いうようなことがいやしくもこの交付金によつて
ないよう、私ども、この制度を運用してまいり
たいと考えております。

○大島(令)委員 では、石油特会の方の質問をし
ます。

石油特別会計の場合、一たん一般会計に入れられ
、そこから特別会計に必要な額のみ繰り入れら
れるという形式をとっています。この場合、剩余
金ではなく一般会計への留保という形で、歳入の
一部が一般会計に残されます。法律に明確な定め
がないため、一般会計ではこれを通常の歳入とし
て扱っています。ところが、特別会計側から見れば、いわば一般会計への貯金であり、仮に緊急事
態が発生し返却を求めたら、一般会計は返却しな
ければいけません。

この留保が、二〇〇一年度末、平成十三年度末
で、既に二千九百六十四億円、約三千億円近くに
上っています。決算ベースでの差は五千億円近い
わけです。これも会計検査院から、「このような
資金の滞留を解消するための措置を検討する必要
がある。」と指摘されております。

この質問に対しては、先ほど土田委員の答弁の
中で、石油備蓄事業等において、緊急時の備蓄石
油の放出に備えて計上している予算が執行を要し
なかつたことが主要な要因だという答弁を長官は
されましたけれども、では、これ以外は一体幾ら
留保されて、どこにお金があるのか教えてください。

○岡本政府参考人 いわゆる剰余金ということに
つきまして先ほど御答弁申し上げましたのは、備
蓄の放出を実際にやるに至りました場合に、今

していくという努力をこれから鋭意やらせていました
だきたいと思います。

○大島(令)委員 それでは、安全性を軽視するよ
うな運用は行わないというものを交付規則の中に
きちつと最低限明文化するというふうに理解して
もよろしいんですね、本当は附帯決議ぐらいでこ
れは言いたかったんですけども。

○岡本政府参考人 まさに、安全性を軽視すると
いうようなことがいやしくもこの交付金によつて
ないよう、私ども、この制度を運用してまいり
たいと考えております。

○大島(令)委員 では、石油特会の方の質問をし
ます。

石油特別会計の場合、一たん一般会計に入れられ
、そこから特別会計に必要な額のみ繰り入れら
れるという形式をとっています。この場合、剩余
金ではなく一般会計への留保という形で、歳入の
一部が一般会計に残されます。法律に明確な定め
がないため、一般会計ではこれを通常の歳入とし
て扱っています。ところが、特別会計側から見れば、いわば一般会計への貯金であり、仮に緊急事
態が発生し返却を求めたら、一般会計は返却しな
ければいけません。

この留保が、二〇〇一年度末、平成十三年度末
で、既に二千九百六十四億円、約三千億円近くに
上っています。決算ベースでの差は五千億円近い
わけです。これも会計検査院から、「このような
資金の滞留を解消するための措置を検討する必要
がある。」と指摘されております。

○大島(令)委員 では、石油特会の方の質問をし
ます。

石油特別会計の場合、一たん一般会計に入れられ
、そこから特別会計に必要な額のみ繰り入れら
れるという形式をとっています。この場合、剩余
金ではなく一般会計への留保という形で、歳入の
一部が一般会計に残されます。法律に明確な定め
がないため、一般会計ではこれを通常の歳入とし
て扱っています。ところが、特別会計側から見れば、いわば一般会計への貯金であり、仮に緊急事
態が発生し返却を求めたら、一般会計は返却しな
ければいけません。

この留保が、二〇〇一年度末、平成十三年度末
で、既に二千九百六十四億円、約三千億円近くに
上っています。決算ベースでの差は五千億円近い
わけです。これも会計検査院から、「このような
資金の滞留を解消するための措置を検討する必要
がある。」と指摘されております。

○大島(令)委員 では、石油特会の方の質問をし
ます。

石油特別会計の場合、一たん一般会計に入れられ
、そこから特別会計に必要な額のみ繰り入れら
れるという形式をとっています。この場合、剩余
金ではなく一般会計への留保という形で、歳入の
一部が一般会計に残されます。法律に明確な定め
がないため、一般会計ではこれを通常の歳入とし
て扱っています。ところが、特別会計側から見れば、いわば一般会計への貯金であり、仮に緊急事
態が発生し返却を求めたら、一般会計は返却しな
ければいけません。

この留保が、二〇〇一年度末、平成十三年度末
で、既に二千九百六十四億円、約三千億円近くに
上っています。決算ベースでの差は五千億円近い
わけです。これも会計検査院から、「このような
資金の滞留を解消するための措置を検討する必要
がある。」と指摘されております。

○大島(令)委員 では、石油特会の方の質問をし
ます。

石油特別会計の場合、一たん一般会計に入れられ
、そこから特別会計に必要な額のみ繰り入れら
れるという形式をとっています。この場合、剩余
金ではなく一般会計への留保という形で、歳入の
一部が一般会計に残されます。法律に明確な定め
がないため、一般会計ではこれを通常の歳入とし
て扱っています。ところが、特別会計側から見れば、いわば一般会計への貯金であり、仮に緊急事
態が発生し返却を求めたら、一般会計は返却しな
ければいけません。

この留保が、二〇〇一年度末、平成十三年度末
で、既に二千九百六十四億円、約三千億円近くに
上っています。決算ベースでの差は五千億円近い
わけです。これも会計検査院から、「このような
資金の滞留を解消するための措置を検討する必要
がある。」と指摘されております。

○大島(令)委員 では、石油特会の方の質問をし
ます。

石油特別会計の場合、一たん一般会計に入れられ
、そこから特別会計に必要な額のみ繰り入れら
れるという形式をとっています。この場合、剩余
金ではなく一般会計への留保という形で、歳入の
一部が一般会計に残されます。法律に明確な定め
がないため、一般会計ではこれを通常の歳入とし
て扱っています。ところが、特別会計側から見れば、いわば一般会計への貯金であり、仮に緊急事
態が発生し返却を求めたら、一般会計は返却しな
ければいけません。

この留保が、二〇〇一年度末、平成十三年度末
で、既に二千九百六十四億円、約三千億円近くに
上っています。決算ベースでの差は五千億円近い
わけです。これも会計検査院から、「このような
資金の滞留を解消するための措置を検討する必要
がある。」と指摘されております。

○大島(令)委員 では、石油特会の方の質問をし
ます。

石油特別会計の場合、一たん一般会計に入れられ
、そこから特別会計に必要な額のみ繰り入れら
れるという形式をとっています。この場合、剩余
金ではなく一般会計への留保という形で、歳入の
一部が一般会計に残されます。法律に明確な定め
がないため、一般会計ではこれを通常の歳入とし
て扱っています。ところが、特別会計側から見れば、いわば一般会計への貯金であり、仮に緊急事
態が発生し返却を求めたら、一般会計は返却しな
ければいけません。

備蓄原油の平均簿価と実際の今のマーケットの時
価との差分というものが出てまいりますので、そ
の差分を補てんするための予算というのが一つあ
ります。

それから、備蓄の中身の原油というものは、借金
をして、その利子補給を予算でやりながらやつて
いるわけですから、予算で予定をした利率に
比べまして、実績ベースでは下回る利率で実際の
資金の調達ができたという場合に、かなりの額の
利子補給関連予算の剰余金というのが発生してま
います。

それから、石油開発の関係で、大きな案件が、
日本が権益を取得できて探鉱投融資が進むという
前提のもとに予算を組んでおりますけれども、そ
れが実際に大きな案件の採択に至らないという場
合には、開発予算がその分で不用に立つてくる。

そういうことから、十三年度決算の場合にお
いて、石油対策で約千五百億の剰余金が発生して
いるところございます。

一方で、先生が今お尋ねの、一般会計経由で石
油税収というのは繰り入れられるということにな
っておりますので、その関係のものは、今現在、
累計いたしますと約三千億弱に達していようかと
思っております。

○大島(令)委員 その三千億というのはどのよう
なつておりますので、その関係のものは、今現在、
累計いたしますと約三千億弱に達していようかと
思っております。

一方で、先生が今お尋ねの、一般会計経由で石
油税収というのは繰り入れられるということにな
っておりますので、その関係のものは、今現在、
累計いたしますと約三千億弱に達していようかと
思っております。

一方で、先生が今お尋ねの、一般会計絏由で石
油税収というのは繰り入れられるということにな
っておりますので、その関係のものは、今現在、
累計いたしますと約三千億弱に達していようかと
思っております。

一方で、先生が今お尋ねの、一般会計絏由で石
油税収というのは繰り入れられるということにな
っておりますので、その関係のものは、今現在、
累計いたしますと約三千億弱に達していようかと
思っております。

次に、石油特会の歳出を見ますと、二〇〇三年
度の実質予算六千六百二十七億円のうち、半分の
三千七百五億円が石油安定化対策に使われており
ます。三千億円が石油備蓄ですね。石油生産流通
合理化対策費が約五百億円、これは石油産業活性化
センターなどの特殊法人に行きます。地球温暖
化対策費として新たに追加されたものは、二酸化
炭素排出抑制対策事業と委託費と補助金を合わせ
ても五十九億円です。

しかし、今度の法改正の趣旨には、エネルギー
の使用に伴い発生する二酸化炭素の排出を抑制す
るため経産大臣、環境大臣が行う施策に対し必
要な財政上の措置を講ずる必要がありますが、結局、
約五十九億円のみで、看板と実態が余りにも違う
のではないかと思いますけれども、どうでしょうか
か。

○平沼国務大臣 約六十億というのは、最初の環
境省との共管で行うものでございまして、これは、
環境省、そして財務省、我が省との間で議論をし
て詰めたことでございまして、第一歩でございま
す。六十億、それは備蓄等に比べて小さいから低
い、決してそういうことは私は言えない、このよ
うに思つております。

○大島(令)委員 改正案の題目に温暖化対策とい
うことが含まれている割には、このエネルギー需
給構造高度化対策費の予算の中に占めるいろいろ
な補助金とか委託費、たったわずか二つの事業で
やるんでしたら、もうちょっと看板と中身が一緒
になるような大胆なものかと私は期待していたの
で、こういう質問をさせていただきました。

○岡本政府参考人 これは一般会計に留保されて
いるわけですが、毎年の予算で一般会計に
なつていいんですか。

4の応力腐食割れと同じではない、新しい知見と
してメカニズムの説明はできたのか。そしてもう一つは、超音波探
査装置の結果について、精度が悪いと言ひながら、
安全宣言が出たわけです。

これらの疑問に対しても答えていただきたいと思
います。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

SUS316材でのひび割れの件数でございま
すけれども、東京電力及び中部電力の合計七基の
原子炉で、シュラウドについてのひび割れが見つ
かっております。

一方、同じく316材を使いました再循環系配
管につきましては、東北電力、東京電力及び中部
電力の合計十一基の原子炉におきまして、ひび割
れが見つかっております。

このひび割れのメカニズムでございますけれども、
も、御指摘のとおり、それまで使われております
304材、これはいわば熱でクロムと炭素が一
緒になつて、金属の結晶からその部分がはみ出
して弱くなる、鋭敏化現象と呼んでいますけれども、
それが原因でございました。

そのため、いわば悪さをする炭素を減らした
316材というもので新しい素材ができたわけで
ございますけれども、これについても、最近、御
指摘のとおりひび割れが見つかってきたわけでござ
います。

この原因は304材とは違つておりますが、このかたくなつた部分
にひび割れの部分、これは、いわばこれまでの結
晶と結晶の間に生ずるものではなくて、結晶の中
を貫くような、粒内割れと呼んでおりますけれど
も、その部分のひび割れが発生をして、その後、
発生部分から垂直に結晶と結晶の間に進展してい
くという形でひび割れが発生をした。これは、先
ほども出てまいりました健全性評価小委員会の中
で、そういうメカニズムで発生したのであるうと

いうふうに見解がまとめられているところでござります。

それで、これを踏まえまして、今御指摘の精度の問題でございますけれども、先ほども御答弁させていただきましたけれども、こういういわば新しいひび割れの解明のメカニズムがございますので、それに対応した形で、UT、超音波探傷の精度を向上する。具体的には、今までの横波ではなくて縦波を当てる、あるいは、斜角法で超音波探傷の音波を一回だけ当てるのではなくて、相互して同時に多くの波を当てる、フェーズドアレー法を使うというようなやり方をとれば、この部分につきましての精度の向上というものが図られるのではないか、こういう見解をこの小委員会の中でまとめさせていただいたところでございます。

○大島(令)委員 きのうのレクのときの答弁と全く違いまして、そのときは超音波探査装置の結果について認められたんです。新しい方法を技術開発中である、そして、十年たってSUS316Lにひびがあつたときには事業者に交換をさせ、そういうふうな答弁をいただいたんです。きょうはちょっと違いますので、そのことだけ申し上げて、終わります。

○村田委員長 次回は、来る四月一日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十七分散会

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律に関する法律案に対する
修正案

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案を次のように修正する。
附則第一条中「平成十五年四月一日」を「公布の日」に改める。

正 経済産業・財務金融連合審査会議録第一号中訂

一ページ三段八行の次に次のように加える。

内閣提出、株式会社産業再生機構法案、株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

同 第一号中正誤

七ページ四段二八行の次に次のように加える。

[参照]

株式会社産業再生機構法案
株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律

は経済産業委員会議録第三号に掲載

平成十五年四月十日印刷

平成十五年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局